

八尾市地域防災計画

第 1 部

総則

災害予防対策

南海トラフ地震防災対策推進計画



(修正案)

令和 7 年 4 月
八尾市防災会議

目 次

第1編 総則	1
第1章 計画の目的と構成	1
第1節 計画の目的と構成	1
第2節 上位・関連計画等との整合	4
第3節 計画の習熟と修正	4
第2章 八尾市の被害想定	5
第1節 八尾市の概況	5
第2節 社会的条件	7
第3節 災害の履歴	10
第4節 災害の想定	11
第3章 防災関係機関等の事務及び業務の大綱	15
第1節 八尾市防災会議	15
第2節 処理すべき事務又は業務の内容	15
第4章 防災の基本方針	27
第1節 過去の大規模災害の教訓を踏まえて	27
第2節 南海トラフ地震の防災対策推進地域の指定	29
第3節 基本方針	30
第2編 予防対策	37
第1章 災害に強いまちづくり	37
第1節 都市の防災構造の強化	37
第2節 水害予防対策の推進	45
第3節 ライフライン関係施設の整備	59
第4節 交通関係施設の整備の推進	68
第5節 危険物等災害予防対策の推進	70
第2章 災害応急対策・復旧対策への備えの充実	72
第1節 防災体制の整備	72
第2節 情報収集伝達体制の整備	80
第3節 消防及び医療体制の整備	85
第4節 緊急輸送体制の整備	94
第5節 避難受入れ体制の整備	99
第6節 緊急物資確保体制の整備	110
第7節 災害発生時の廃棄物処理体制の確保	116
第3章 災害に強いひとづくり	119

第1節 防災知識の普及.....	119
第2節 防災訓練及び防災要員の育成.....	123
第3節 自主防災組織の育成.....	127
第4節 災害時要配慮者支援体制の整備.....	131
第5節 学校等の防災教育.....	137
第6節 自発的支援の受入れ体制の整備.....	141
第7節 帰宅困難者支援体制の整備.....	144
第8節 事業者防災の促進.....	147
第4章 防災に関する調査研究等の推進.....	150

第3編 南海トラフ地震防災対策推進計画 151

第1章 総則.....	151
第1節 推進計画の目的.....	151
第2節 防災機関が災害応急対策として行う事務及び業務の大綱	151
第2章 関係者との連携協力の確保.....	152
第1節 資機材、人員等の配備手配.....	152
第2節 他機関に対する応援要請.....	152
第3節 帰宅困難者への対応.....	152
第3章 南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の対応	153
第1節 対応方針.....	153
第2節 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表	154
第3節 「南海トラフ地震に関連する情報」発表時の措置	156
第4章 時間差発生による災害拡大防止.....	159
第1節 南海トラフ地震が時間差発生した場合への対応	159
第5章 防災対応の考え方.....	160
第1節 防災.....	160
第2節 災害応急対策をとるべき期間等.....	160
第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	161
第1節 施設等の整備方針.....	161
第2節 建築物、構造物等の耐震化・不燃化	162
第3節 施設等の整備計画.....	163
第7章 防災訓練計画.....	165
第1節 南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施	165
第2節 学校における津波防災訓練等の実施	165
第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	166
第1節 地域防災力の向上.....	166
第2節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	169

第 1 編 総 則

第1編 総則

第1章 計画の目的と構成

第1節 計画の目的と構成

第1 計画の目的

八尾市地域防災計画は災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条(市町村地域防災計画)及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第5条(推進計画)の規定に基づき、八尾市防災会議が定める計画であって、災害から市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限に抑えるため、市の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関し、市及び防災関係機関、市民や校区まちづくり協議会、自主防災組織、事業者の力を合わせて実施すべき「減災」のための役割を定め、防災活動の総合的かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

第2 計画の構成

災害対策には、時間の経過とともに、被害を予防するため災害発生前に行う災害予防、災害発生直後または発生するおそれがある場合に、被害の拡大を防止するために行う災害応急対策、災害発生から一定期間経過後、被災地の社会経済活動を災害発生前の状態へ回復させるために行う災害復旧・復興の3段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。

本計画には、八尾市及び防災関係機関が行うべき防災対策を「予防」、「応急」、「復旧・復興」の各段階に応じて具体的に記載している。構成と主な内容は、次のとおりである。

第1部 総則 災害予防対策 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1編 総則

第2編 予防対策

第3編 南海トラフ地震防災対策推進計画

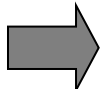
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく計画

第2部 災害応急対策 災害復旧・復興対策

【災害応急対策】

第1編 災害対策組織（災害発生時の八尾市の体制）

災害に応じた体制構築、
災害情報収集、初期の対応



災害に共通する被害情報収集、
応援要請、個々の応急対策等

第2編 地震災害応急対策

第3編 風水害応急対策

第4編 事故等災害応急対策

第5編 災害対策共通

【災害復旧・復興対策】

災害復旧・復興対策

第3部 資料編

第2節 上位・関連計画等との整合

第1 国、府等の防災計画との関係

本計画は、本市の地域に係る災害対策に関する基本的かつ総合的な計画であることから、国の防災基本計画、府の地域防災計画、指定行政機関及び指定公共機関等の防災関係機関の防災業務計画等との連携・整合を図るものである。

第2 市の総合計画等との関係

本計画は、本市の行政運営の基本となる総合計画との整合を図るものであり、住宅マスタープラン、地域福祉計画、障害者基本計画、緑の基本計画、環境総合計画、都市計画マスタープラン、第2次人権教育・啓発プラン(改定版)等、部門毎に策定される各種計画との連携・整合に十分配慮しながら、今後の実施に努めていく。

第3節 計画の習熟と修正

第1 計画の習熟

市及び防災関係機関は、この計画の遂行にあたって、それぞれの責務が十分に果たせるよう、常に図上訓練や実践的訓練等によってこの計画の習熟に努めるとともに、市民や校区まちづくり協議会、自主防災組織、事業者への周知を図るため広報・啓発活動に努める。

市民や校区まちづくり協議会、自主防災組織、事業者は、それぞれが自らの生命・財産を自ら守れるように、被害を最小限にするための手段を講じるとともに、自主的な防災意識の高揚や防災訓練等によって、防災活動における対応方法の習熟に努める。

第2 計画の進行管理

市は、地域防災計画に定めた事項について、市の実施計画と連動しながら、毎年事務の進捗状況を点検し、点検結果を踏まえ、翌年度以降どのように進めるのかについて取組事項を明確にするとともに、本地域防災計画を改訂する。実施計画の対象になっていない事項についても、地域防災計画に定めた事項については進捗状況を把握する。

第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え必要があると認めるときは、八尾市防災会議で審議のうえ修正する。

審議に際しては、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高め、高齢者や障がい者、ボランティア団体等の参画を促すなど、多角的な意見の反映に努める。

第2章 八尾市の被害想定

第1節 八尾市の概況

第1 自然的条件

1 位置

本市は府の東部にあって、東は生駒山系の稜線で奈良県に、西は大阪市に、北は東大阪市に、南は柏原市、藤井寺市、松原市に接し、南部は大和川に至る。面積は41.72km²である。

2 地形

本市の地形は、東部の生駒山地と西部の河内平野に大別される。河川は、市域南部に大和川が西に流れており、その分流の玉串川、楠根川、長瀬川、平野川等は北西に流れている。市域東部の水を集め北に流れる恩智川は淀川水系に属する。

平野部は、旧大和川が形成した氾濫平野と自然堤防からなり、玉串川、楠根川、長瀬川、平野川等は大和川が1704年に現在の位置に付け替えがされるまでの旧河道である。平野部の標高は5～10m、その大半が市街化されている。また、古代・中世においては大和と難波を結ぶ中継地として街道が発達。久宝寺寺内町、萱振寺内町、八尾寺内町等古い街並みが形成されている。

生駒山地は、高安山（標高488m）を最高に標高400～450mの稜線が南北に連なっており、河内平野に面して斜度40度以上の急斜面が発達している。山麓部は段丘及び複合扇状地地形となっており、緩斜面で、土石流地形や地すべり地形が見られる。

3 地質

地質は、生駒山地の花崗岩類、山麓沿いの段丘層、扇状地（沖積層）、楽音寺の大阪層群及び平野部の沖積層で構成される。

生駒山地の花崗岩類は気候変動や地殻変動の影響を受けて深層風化が著しく、崩壊が発生しやすい。

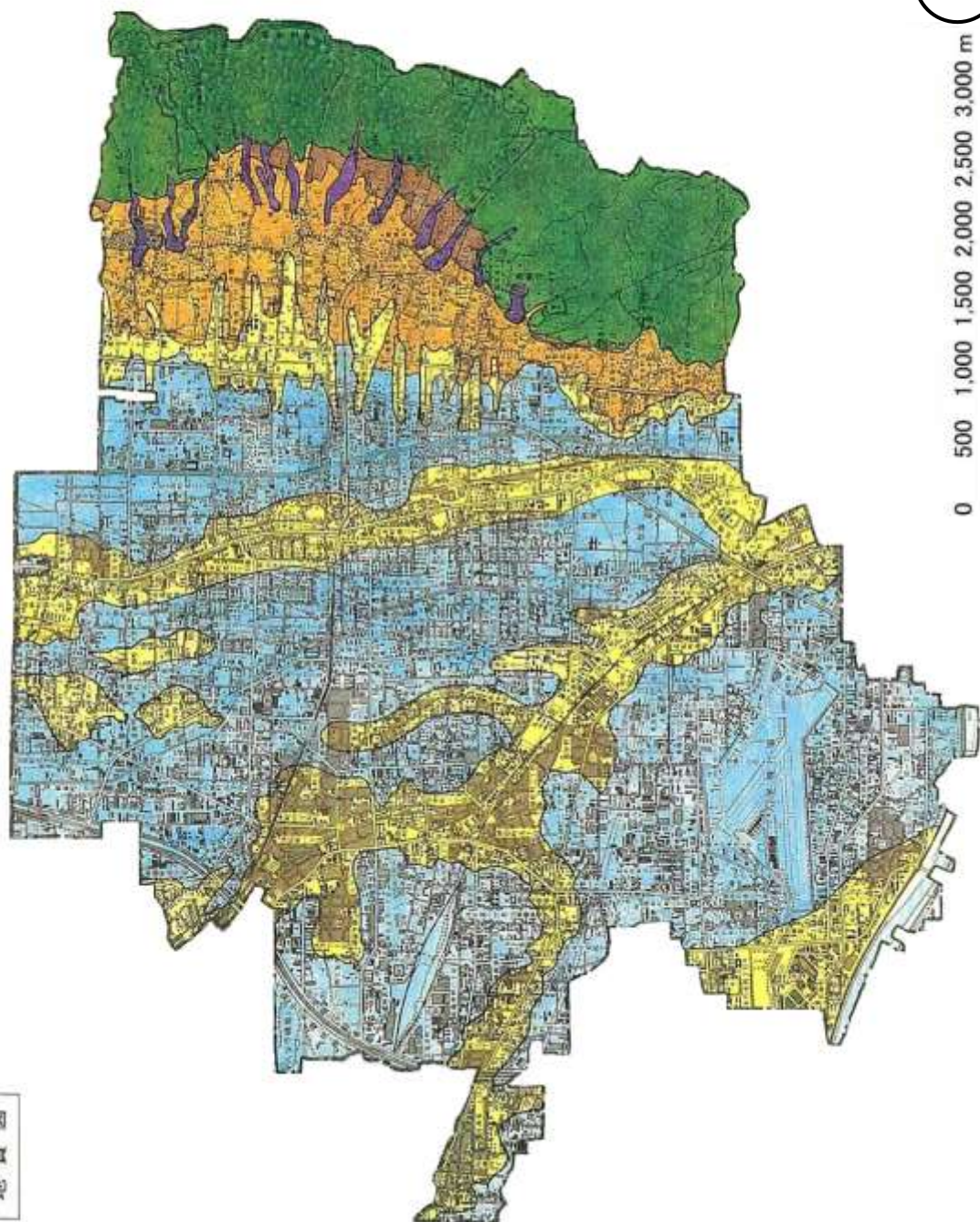
山麓部に分布する大阪層群は砂・礫・粘土で、段丘層は砂・礫で、扇状地は砂・礫・粘土でそれぞれ構成されており、いずれもよく締まった地層である。

山麓部の土石流・崖錐等の地形は未固結な泥・砂・礫等で構成される沖積層の崩土地盤である。

低地は泥・シルト・砂で構成される沖積層で、軟質地盤である。

4 気候・気象

気候は瀬戸内型気候に属し、概して温暖で年平均気温17.42℃、年間降水量1,294.5mm、年平均風速2.58m/s（国土交通省気象庁八尾年ごとの値／R01～R05の平均値より）となっている。



赤土層	砂、赤・シルト (上部は砂)	砂、赤・シルト、砂	段丘層	大連層部	強硬 凝灰岩層
	砂質物 (赤・砂・緑)				
	砂、砂・粘土				
	砂・砂				
砂層部	砂、砂・粘土	砂、砂・粘土	砂層部	大連層部	強硬 凝灰岩層
	砂、砂・粘土	砂、砂・粘土			
	砂、砂・粘土	砂、砂・粘土			

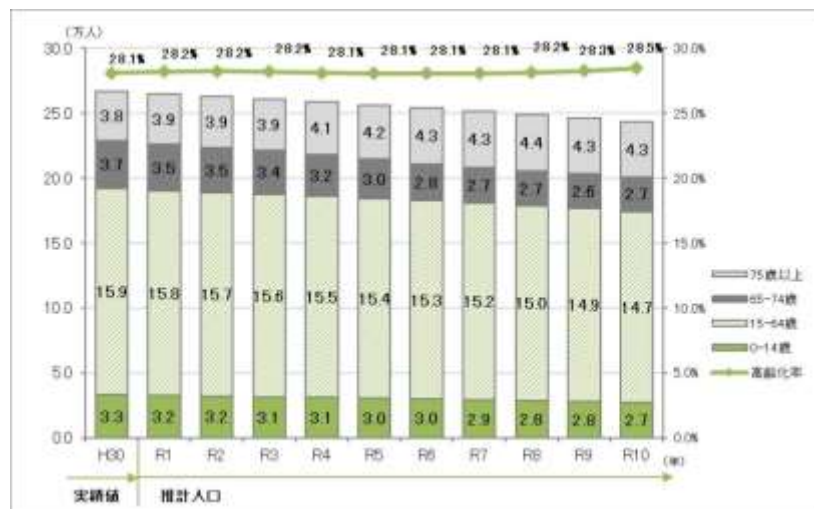
この地図は、建設省国土地理院監の承認を得て、同院発行の2万5千分の地形図を複製したものである。（承認番号 平10近規、第130号）

(資料)八尾市資料

第2節 社会的条件

第1 人口等

本市の人口は、令和6年11月末現在、人口259,311人、世帯数128,657世帯である。人口推移を見ると、市制施行時の昭和23年には64,431人であったが、昭和30年代の高度経済成長期の人口・産業の都市集中により昭和44年には207,361人と20万人を超えた。昭和45年以降も人口の増加傾向は続いたが、平成3年をピークに微減に転じた。少子高齢化等の影響で令和3年度スタートの八尾市第6次総合計画では、令和10年度の推計人口はおおむね24.4万人と減少を想定している。



(資料)「八尾市第6次総合計画」

第2 地域構造等

1 土地利用構造

本市は、広域交通の大動脈となる大阪中央環状線沿いの西部地域と、中央部の地域及び東側の生駒山地及び山麓一帯の東部地域に区分される。

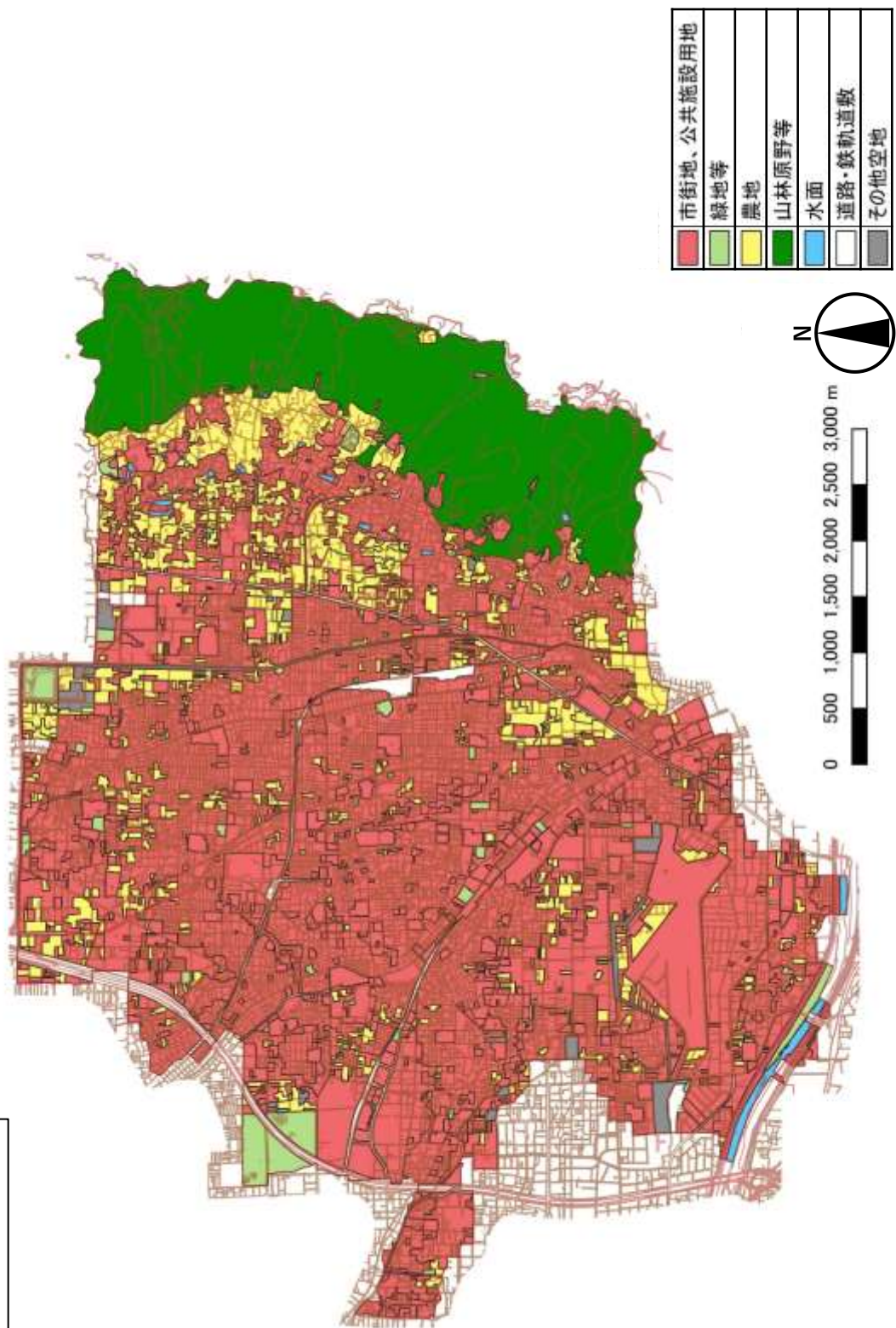
西部地域は、交通の利便性を生かした都市活力ゾーンであり、工業地、住宅地等が広がる。中央部の地域は、近鉄八尾駅周辺の中心市街地や近鉄河内山本駅周辺、JR八尾駅周辺等の都市核と住宅、商業、工業地域で構成される。東部地域は、農業と住宅が調和する田園住宅地域であるとともに、山地の自然の広がるゾーンである。南部地域においては、ヘリコプター等の小型機専用空港となる八尾空港や陸上自衛隊八尾駐屯地がある。

2 交通網

幹線道路は、南北軸として西側に大阪中央環状線・近畿自動車道が、東側に大阪外環状線が通っており、東西軸は南側に国道25号が通っている。これらの道路を軸として道路網が形成されているが、主要な道路網となる都市計画道路については未整備の区間が多く、住宅密集地における狭小な生活道路等、道路整備の課題は多い。

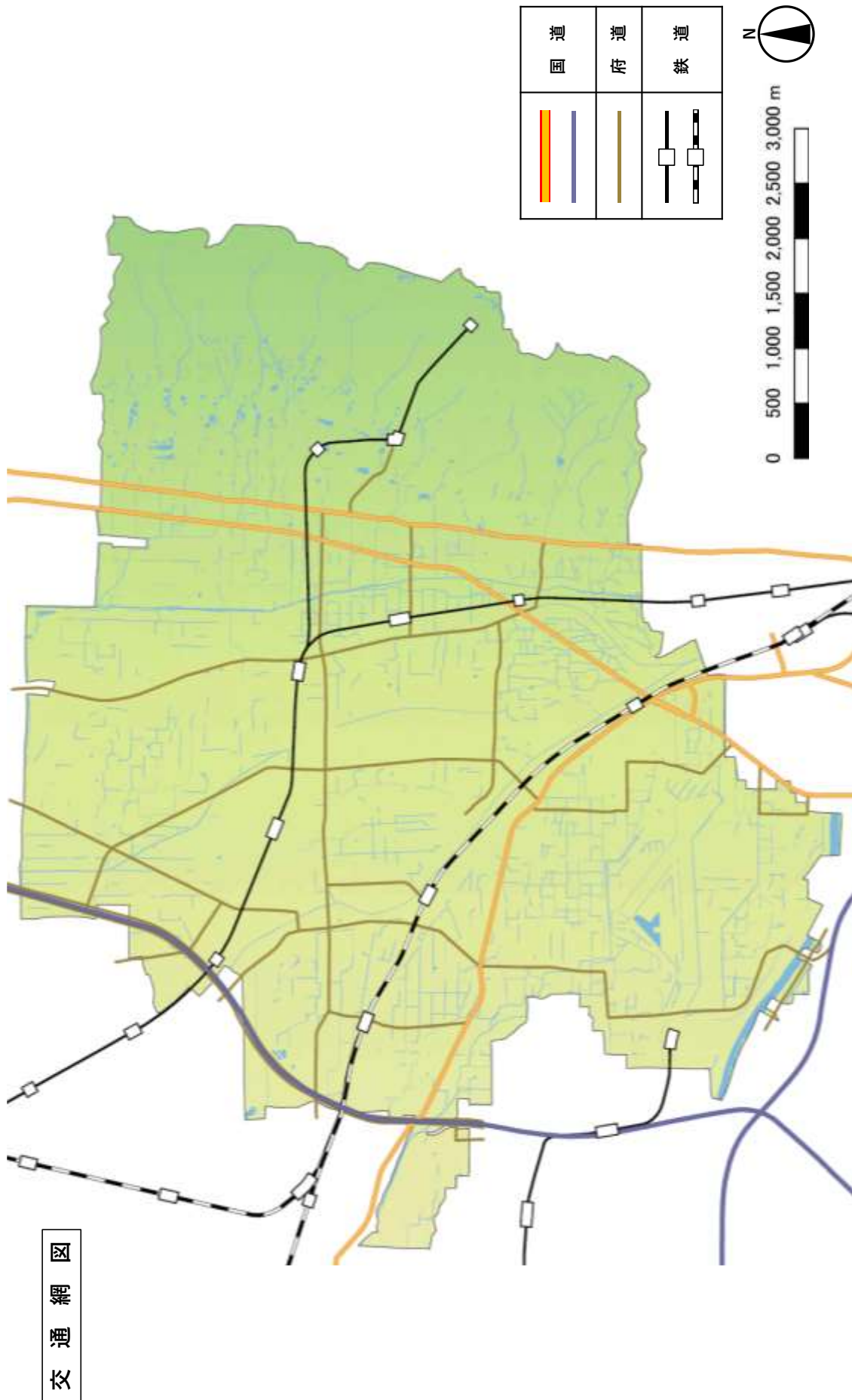
鉄道は、近鉄大阪線、信貴線、JR関西本線（大和路線）、おおさか東線、Osaka Metro谷町線が通っている。

土地利用図



(資料)八尾市資料

(資料)八尾市資料



第3節 災害の履歴

第1 地震災害の履歴

市域に影響を及ぼした大地震は、宝永南海地震（宝永4年10月4日（旧暦）：1707年10月28日）で、現在の八尾市域にあたる弓削町、久宝寺町で震度7であったと推定されている（新編日本被害地震総覧[増補改訂版416-1995][東京大学出版会]：図153-1 宝永地震の震度分布より）。

また、阪神・淡路大震災で見られた「震災の帯」の要因と考えられている地震基盤の大きな食い違いが、八尾市においても南北に走る生駒断層で見られることから、地震動が増幅される可能性がある。

これらのことから、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の地震防災対策推進地域に指定（平成15年12月16日）されている。

第2 風水害の履歴

市に大きな被害をもたらした風水害は、台風による暴風雨をはじめ、梅雨前線等による集中豪雨が多い。昭和25年以降の記録によると、2,000戸以上の浸水被害をもたらしたものが6回、土砂災害は7回記録されている。

浸水被害については、昭和40年代、50年代に多発している。これは、人口が急増した時期であり、浸水被害の発生しやすい大和川の氾濫原であった低地での開発が進んだこと等が原因である。近年では、下水道整備等が進んだことにより、水害が発生する頻度は低くなっている。

土砂災害については、東部の山地・丘陵で発生しており、これらの地域における急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域の指定と防止工事等が進められている。

資料1 災害履歴

第4節 災害の想定

第1 想定災害

本計画の作成にあたっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件並びに過去において発生した各種災害の経験を勘案し、府の被害想定において、市で最も被害が大きいとされる生駒断層帯地震を発生し得るべき最大の自然災害として想定し、これを基礎とした。

なお、国の「地震調査研究推進本部」による「生駒断層帯」と「南海トラフ」の地震発生可能性長期評価を資料編に記載した。また、中央防災会議「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」による地震動予測について、本計画「第1部 第3編 南海トラフ地震防災対策推進計画」の巻末【参考資料】に示した。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。また、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生する可能性も考慮する。

1 地震災害

- **地震の規模**（大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（平成19年3月））
直下型地震 生駒断層帯地震 M7.3～7.7（市域の震度6弱～7）
海溝型地震 南海トラフ巨大地震 M9.0～9.1（市域の震度5強～6弱）
- **想定される被災事象**
（1）人的被害、家屋、都市施設の損壊等
（2）地震に伴う多発的、広域的火災

2 風水害

- （1）台風や集中豪雨による河川の氾濫、浸水及び農業用ため池の破堤等
- （2）台風に伴う強風による家屋の倒壊等
- （3）低湿地域等の排水不良による浸水等
- （4）山麓地域における山崩れ、地すべり、土石流、急傾斜地崩壊等
- （5）突風・竜巻による家屋被害等

3 大規模火災

- （1）家屋密集地及び高層ビル等における火災
- （2）山地における林野火災

4 危険物等災害

5 放射線災害

6 交通災害

- （1）鉄道、バス等の転覆、衝突、火災等
- （2）航空機の墜落

第2 地震被害想定

1 府による被害想定

府では、活断層による直下型地震及び海溝型地震による被害を想定している。府全域での被害想定(※八尾市の被害ではなく府全体での被害)を下表に示す。

【府全域における被害の想定（府実施）】

項 目		想定地震	生駒断層帯 地震	南海トラフ 巨大地震	東南海・ 南海地震	上町断層帯 地震A	上町断層帯 地震B	有馬高槻 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震
地震の規模	マグニチュード		7.3～7.7	9.0～9.1	7.9～8.6	7.5～7.8	7.5～7.8	7.3～7.7	7.7～8.1
	震度		4～7	5強～6強	4～6弱	4～7	4～7	3～7	3～7
建物 全半壊棟数	全壊		275,316棟	117,680棟	22,341棟	362,576棟	219,222棟	85,700棟	28,142棟
	半壊		244,221棟	458,974棟	47,838棟	329,455棟	212,859棟	93,222棟	41,852棟
	合計		519,537棟	576,654棟	70,179棟	692,031棟	432,081棟	178,922棟	69,994棟
出 火 件 数			176(349)件	61件	4(9)件	268(538)件	127(254)件	52(107)件	7(20)件
死傷者数	死者		9,777人	133,891人	99人	12,728人	6,281人	2,521人	338人
	負傷者		101,294人	90,600人	22,027人	148,833人	90,547人	45,905人	16,194人
避難所生活者数			569,129人	1,177,950人	74,623人	813,924人	454,068人	217,440人	66,968人
ライフ ライン	停 電		886,814軒	2,087,758軒	78,606軒	2,003,019軒	601,271軒	408,322軒	147,911軒
	ガス供給停止		1,420千戸	1,154千戸	0千戸	2,931千戸	1,276千戸	642千戸	83千戸
	水道断水		489.6万人	832.0万人	78.5万人	544.6万人	372.0万人	230.0万人	110.5万人
	電話不通		447,174加入者	1,414,502加入者	183加入者	913,031加入者	417,047加入者	171,112加入者	78,889加入者

注) 出火件数は夕刻発生の地震後1時間の件数、()は1日の件数

死者、負傷者数は建物被害(早朝)・火災(夕刻、超過確率1%風速)・交通被害(朝ラッシュ時)によるものの合計

南海トラフ巨大地震は、南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会による推計

また府では、各市町村の被害想定も実施している。下表に本市の被害想定を示す。市は、ここで示される被害想定のうち、生駒断層帯地震及び南海トラフ巨大地震の想定結果より重要物資備蓄量を算出し、より多い数量を目標値として定める。

【八尾市における被害の想定（府実施）】

項 目		想定地	生駒断層帯 地震	南海トラフ 巨大地震	東南海・ 南海地震	上町断層帯 地震A	上町断層帯 地震B	有馬高槻 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震
建物 全半壊棟数	全壊		30,402棟	4,813棟	825棟	10,871棟	5,123棟	171棟	1,271棟
	半壊		18,381棟	15,801棟	1,801棟	13,568棟	8,218棟	410棟	2,564棟
	合計		48,783棟	20,614棟	2,626棟	24,439棟	13,341棟	581棟	3,835棟
出 火 件 数			23(45)件	3件	0(0)件	5(10)件	2(4)件	0(0)件	0(1)件
死傷者数	死者		1,370人	34人	2人	235人	33人	0人	5人
	負傷者		4,891人	1,317人	519人	4,746人	2,799人	115人	815人
避難所生活者数			58,679人	45,167人	2,023人	27,756人	13,830人	595人	3,961人
ライフ ライン	停 電		88,397軒	62,578軒	2,630軒	47,315軒	14,571軒	355軒	3,128軒
	ガス供給停止		107千戸	1千戸	0千戸	62千戸	32千戸	0千戸	0千戸
	水道断水		24.4万人	27.1万人	3.2万人	16.1万人	16.0万人	3.0万人	8.1万人
	電話不通		60,480加入者	16,992加入者	0加入者	8,064加入者	8,064加入者	4,480加入者	4,480加入者

注) 出火件数は夕刻発生の地震後1時間の件数、()は1日の件数

死者、負傷者数は建物被害(夕刻)・火災(夕刻、超過確率1%風速)によるものの合計

南海トラフ巨大地震は、南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会による推計

資料2 大阪府地震被害想定調査の概要

資料3 地震発生の可能性の長期評価

第3 風水害による災害特性

本市における風水害の主要因としては、梅雨期と台風期の豪雨があげられる。

1 水害

水害には、地域の排水不良のため浸水する内水氾濫と、河川等の堤防が決壊して発生する外水氾濫、また風による吹き寄せと気圧の変化によって潮位が変化する高潮とがある。本市では、高潮の河川の遡上による被害の発生は地理的条件から発生していない。しかしながら、寝屋川流域は流域の約3/4は雨水が自然に河川に流れ込まない「内水域」であり、また、これらの雨水の出口は、一級河川寝屋川の京橋口1箇所に限定されており、極めて厳しい治水環境となっていることから、内水氾濫と外水氾濫について検討する。

注) 外水氾濫: 河川堤防からの越水、破堤等による氾濫

内水氾濫: 下水道排水ポンプの能力以上の降雨があった場合の排水不良による浸水

本市域は、大部分が旧大和川の氾濫原より形成された低地であり、昭和30年代後半から急速な都市化の進展に伴い、それまで遊水池の役割を果たしていた農地が宅地化されたことにより、昭和40年代から50年代にかけて内水氾濫が多発してきた。

そのため、寝屋川流域全体の治水上の安全性を確保することを目的に、河川と下水道等行政間の連携による治水対策が進められてきた。現在、寝屋川流域水害対策計画(平成26年8月5日策定)に沿って、人口・資産が集中する寝屋川流域を水害から守るため、治水施設による対策(河川改修、下水道整備)はもとより、流域調節池、遊水池などの貯留施設、分水路、地下河川等の放流施設の整備とともに、校庭貯留や開発に伴う流出抑制施設等の取組が進められているが、今もなお浸水被害の危険性を有している。

大和川の洪水予報区間について、大和川の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図(外水氾濫によるもの)が公表されている。これによると、本市は大和川沿いで3.0m以上、関西本線西側・近鉄大阪線東側が0.5m以上～3.0m未満、関西本線・近鉄大阪線の間が0.5m未満の区域が点在する浸水深になると想定されている。

また、第二寝屋川、恩智川、平野川、楠根川が府によって洪水予報河川に指定され、昭和32年6月に八尾で観測した戦後最大実績雨量(寝屋川流域の日総雨量311.2mm)を想定した浸水想定区域図(外水氾濫によるもの)が公表されている。これによると、市域では、第二寝屋川、恩智川、楠根川からの破堤や溢水による浸水区域はないと想定されているが、平野川沿いについては、広い範囲で最大1.0m未満の浸水深になると想定されている。ただし、この浸水想定区域図は、河川の破堤、溢水による浸水(外水氾濫)のみを想定したものであり、実際には、大雨が降ると河川から水が溢れる前に下水道管や水路に呑み込めなくなった雨水が溢れだしてくる現象(内水氾濫)が発生する可能性が高い。

「大阪府都市型水害対策に関する提言」(大阪府都市型水害対策検討委員会)では、寝屋川流域の総合治水対策の計画降雨である八尾実績降雨と超過降雨である東海豪雨を降雨条件とした浸水想定区域図(内水氾濫と外水氾濫によるもの)が作成されている。これによると、降雨条件が東海豪雨(2日間雨量567mm)の場合、市北部の恩智川沿いと市東部の平野川沿いで0.5m以上～2.0m未満の地域があるが、ほとんどが0.5m未満である。また八尾実績降雨の場合は、市域での浸水はほとんど無い結果となっている。(※ここでは、大和川の水位は計画高水位とし、大和川からの外水氾濫は考慮されていない)

さらに府は、府民が水害から「逃げる」(＝「自助」)ためのツールとして活用していただくため、比較的によく降る降雨から想定以上の豪雨までの様々な降雨で解析し、前述した浸水想定区域図よりも実際の現象を再現した府管理の全154河川の「洪水リスク表示図」を平成24年3月に公表し、寝屋川水系改修工営所については平成31年3月に更新している。

資料11 洪水リスク表示図（想定最大規模）

2 土砂災害

生駒山地にあるすべての溪流が土石流危険溪流となっており、また、生駒山地、山麓地付近に急傾斜地崩壊危険箇所・急傾斜地崩壊危険区域に指定されている箇所があり、豪雨等により土砂災害が発生する可能性がある。

現在、土砂災害危険箇所（土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）等から土砂災害の被害を受けるおそれのある区域が、府により、順次、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されている。

また、山地災害危険地区として、山腹崩壊により災害が発生するおそれのある山腹崩壊危険地区、山腹崩壊によって発生した土砂が土石流等となって流出し災害が発生するおそれのある崩壊土砂流出危険地区が指定されている。

資料5 土石流危険溪流一覧

資料6 山地災害危険地区一覧

資料7 地すべり危険箇所

資料8 急傾斜地崩壊危険箇所等一覧

資料10 土砂災害警戒区域等

3 地形別災害特性

(1) 低地部

低地部は、旧大和川により形成された氾濫平野と自然堤防からなる沖積低地で、都市化の進展に伴い、昭和40年代から内水氾濫が多発していたが、近年河川改修、下水道の整備等により大規模な浸水被害は発生していない。

(2) 山麓部

山麓部は、山麓地付近に急傾斜地崩壊危険箇所・急傾斜地崩壊危険区域に指定されている箇所があり、豪雨等により土砂災害が発生する可能性がある。また、多くの池がある堤防等で被害が発生しやすい。

(3) 山地部

山地部は、一部で人工改変地・土石流地形があり、土砂災害が発生しやすい。

第3章 防災関係機関等の事務及び業務の大綱

第1節 八尾市防災会議

災害対策基本法及び八尾市防災会議条例に基づき、会長及び委員をもって組織する機関で、八尾市地域防災計画を作成し、その実施を推進するほか、八尾市の防災に関する重要事項を審議する。

資料15 八尾市防災会議条例

資料16 八尾市防災会議条例施行規則

資料17 八尾市防災会議運営要綱

資料18 八尾市防災会議委員一覧表

第2節 処理すべき事務又は業務の内容

八尾市、指定地方行政機関、指定公共機関、府その他防災関係機関等が都市災害の予防及び応急対策など防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおりである。

1 八尾市

(1) 危機管理課

- ア 防災会議に関すること
- イ 災害対策の総合的な方針立案、進行管理に関すること
- ウ 組織動員体制の整備に関すること
- エ 防災訓練に関すること
- オ 防災知識の普及に関すること
- カ 自主防災組織の結成及び育成に関すること
- キ 職員の防災教育に関すること
- ク 防災拠点の整備・充実に関すること
- ケ 防災に関する物資、資機材の整備・備蓄に関すること
- コ 避難受入れ体制の整備に関すること
- サ 緊急交通路及び避難路の選定に関すること
- シ 府、他の市町村、自衛隊との連絡調整に関すること
- ス 関係団体との連絡調整に関すること
- セ 避難情報に関すること
- ソ 食料及び生活必需品の確保・供給に関すること
- タ 被災者台帳に関すること
- チ 被災者生活再建支援法に関すること
- ツ 災害時協力井戸に関すること

(2) 政策企画部

- ア 災害対策の総合的な方針立案、進行管理に関すること

- イ 災害対策本部の庶務に関する事
- ウ 救援・復興の企画立案に関する事
- エ 情報収集体制の整備に関する事
- オ 災害広報に関する事

(3) 総務部

- ア 災害対策の総合的な方針立案、進行管理に関する事
- イ 災害対策本部の庶務に関する事
- ウ 防災拠点の整備・充実に関する事
- エ 組織動員体制の整備に関する事
- オ 人員配備に関する事
- カ 関係機関との連絡調整に関する事
- キ 救援物資に関する事
- ク 連絡調整に関する事

(4) 財政部

- ア 災害対策予算、財源処置に関する事
- イ 車両の確保及び配車に関する事
- ウ 家屋等の被害調査に関する事
- エ 市税の減免等に関する事
- オ 罹災証明の発行に関する事
- カ 被災者台帳に関する事
- キ 義援金の予算化に関する事
- ク 災害救助法に関する事
- ケ 被災者生活再建支援法に関する事
- コ 食料等物資の確保に関する事

(5) 人権ふれあい部

- ア 被害状況等の情報収集・整理に関する事
- イ 被災者からの問い合わせ、相談、要望に関する事
- ウ 埋葬の許可及び市立斎場の使用許可に関する事

(6) 健康福祉部

- ア 災害時要配慮者対策に関する事
- イ 災害時医療体制の整備及び保健医療調整本部の運営に関する事
- ウ 応急医療対策に関する事
- エ 保健衛生に関する事
- オ 被災者の健康維持活動に関する事
- カ 介護保険料等の減免等に関する事
- キ ボランティア窓口との連絡調整に関する事
- ク 遺体の収容に関する事
- ケ 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付に関する事

コ 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料等の減免等に関する事

(7)こども若者部

- ア 入所児童の安全確保、避難誘導等に関する事
- イ 保育児童の被災状況の調査及び応急措置に関する事
- ウ 保育所・認定こども園・放課後児童室の被害調査と応急対策に関する事
- エ 応急保育計画と入所児童の健康管理に関する事

(8)魅力創造部

- ア 中小企業及び農業関係者の復興支援に関する事
- イ 農業用ため池等（土地改良施設）の整備保全に関する事
- ウ 農業用ため池等（土地改良施設）の二次災害防止に関する事

(9)環境部

- ア 環境保全対策に関する事
- イ し尿、ごみ、災害廃棄物等処理に関する事
- ウ 防疫活動に関する事
- エ 遺体の埋火葬に関する事
- オ 墓地及び斎場に関する事
- カ 死亡動物の処理に関する事

(10)都市整備部

- ア 市街地の整備促進に関する事
- イ 河川、水路の整備保全に関する事
- ウ 道路、公園等の整備に関する事
- エ 土砂災害、水害に係る災害対応に関する事
- オ 道路、橋梁等の二次災害防止に関する事
- カ 河川、水路等の二次災害防止に関する事
- キ 道路、河川等の障害物の除去に関する事
- ク 水防活動に関する事
- ケ 都市基盤施設の緊急対応及び応急復旧に関する事

(11)下水道部

- ア 下水道施設の整備保全に関する事
- イ 水害に係る災害対応に関する事
- ウ 下水道施設の二次災害防止に関する事
- エ 下水道施設の障害物の除去に関する事
- オ 水防活動に関する事
- カ 下水道施設の緊急対応及び応急復旧に関する事

(12) 建築部

- ア 建築物等の耐震化・安全化に関すること
- イ 被災建築物の応急危険度判定に関すること
- ウ 被災宅地の危険度判定に関すること
- エ 被災住宅の応急修理に関すること
- オ 家屋等の二次被害調査に関すること
- カ 住宅確保のための支援に関すること
- キ 応急仮設住宅用地等の確保に関すること
- ク 応急仮設住宅の供与に関すること
- ケ 公共建築物の点検、応急修理に関すること

(13) 会計

- ア 災害経費の収支に関すること
- イ 義援金の収納管理等に関すること

(14) 消防本部

- ア 火災予防対策に関すること
- イ 危険物等の災害予防対策に関すること
- ウ 防災訓練に関すること
- エ 自主防災組織の育成に関すること
- オ 防災知識の普及に関すること
- カ 消火・救急・救助活動に関すること
- キ 水防活動に関すること
- ク り災証明の発行に関すること

(15) 市立病院

- ア 市災害医療センターに関すること

(16) 教育委員会事務局

- ア 学校等における防災教育に関すること
- イ 避難所開設員との連絡調整に関すること
- ウ 避難所の開設・管理に関すること
- エ 応急教育等に関すること
- オ 学校教育施設等における備蓄施設整備の調整に関すること
- カ 他の班の応援に関すること

(17) 市議会事務局

- ア 災害時の市議会の支援に関すること

(18)選挙管理委員会事務局

- ア 被害情報、災害対策状況等の情報の収集・整理に関すること

(19)公平委員会事務局

- ア 被害情報、災害対策状況等の情報の収集・整理に関すること

(20)監査事務局

- ア 被害情報、災害対策状況等の情報の収集・整理に関すること

(21)農業委員会事務局

- ア 農作物及び農林施設等の被害調査に関すること
- イ 農業関係者の復興支援に関すること

(22)固定資産評価審査委員会事務局

- ア 被害情報、災害対策状況等の情報の収集・整理に関すること

2 大阪府

(1)八尾土木事務所

- ア 府管理公共土木施設の防災対策、災害応急対策、復旧対策、水防警報等の伝達並びに被災施設の復旧等
- イ 災害応急対策等に関する市及び防災関係機関の連絡調整

(2)寝屋川水系改修工営所

- ア 公共土木施設の防災対策及び河川の水防警報、洪水予警報

(3)中部農と緑の総合事務所

- ア 農業用ため池・水路等の災害予防並びに災害時における危険箇所、応急復旧等に関する連絡及び指示
- イ 災害時における農作物等の被害の減少を図るための技術指導
- ウ 災害時における府管理自然公園施設の防災対策、災害応急復旧対策

3 大阪府警察(八尾警察署)

- ア 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握
- イ 被災者の救出救助及び避難指示
- ウ 災害時における府管理自然公園施設の防災対策、災害応急復旧対策
- エ 交通規制・管制
- オ 警察災害派遣隊の派遣等広域応援等の要請・受入れ
- カ 遺体の検視(死体調査)等の措置

- キ 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持
- ク 災害資機材の整備

4 指定地方行政機関

(1)大阪航空局八尾空港事務所

- ア 八尾空港の防災対策及び災害時の輸送対策

(2)近畿地方整備局大和川河川事務所

- ア 国管理の公共土木施設の整備と防災対策
- イ 国管理の河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達
- ウ 応急復旧資機材の備蓄及び整備
- エ 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備
- オ 国管理の公共土木施設の二次災害防止
- カ 国管理の公共土木施設の復旧

(3)近畿地方整備局大阪国道事務所

- ア 国管理の公共土木施設の整備と防災対策
- イ 応急復旧資機材の備蓄と整備
- ウ 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備
- エ 災害時の道路交通規制及び道路交通の確保
- オ 国管理の公共土木施設の二次災害防止
- カ 国管理の公共土木施設の復旧

(4)大阪管区气象台

- ア 観測施設の整備
- イ 防災知識の普及・啓発
- ウ 災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表並びに伝達

(5)近畿農政局(大阪府拠点)

- ア 応急用食料品及び米穀の供給に関すること

5 陸上自衛隊(第3師団第36普通科連隊及び中部方面航空隊八尾駐屯地)

- ア 地域防災計画に係る訓練の参加協力
- イ 災害応急対策の支援協力

6 大和川右岸水防事務組合、恩智川水防事務組合

- ア 水防団員の教育及び訓練
- イ 水防資器材の整備、備蓄

ウ 水防活動の実施

7 指定公共機関及び指定地方公共機関

(1) 日本郵便株式会社(八尾郵便局)

- ア 災害時における郵便業務及び窓口業務の確保
- イ 災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備
- ウ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

(2) 西日本旅客鉄道株式会社

- ア 鉄道施設の防災管理
- イ 輸送施設の整備等安全輸送の確保
- ウ 災害時における緊急輸送体制の整備
- エ 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送
- オ 災害時における鉄道通信施設の利用
- カ 被災鉄道施設の復旧事業の推進

(3) 西日本電信電話株式会社(関西支店)、株式会社NTTドコモ(関西支社)(以下「西日本電信電話株式会社等」という。)

- ア 電気通信設備の整備と防災管理
- イ 応急復旧用通信施設の整備
- ウ 気象警報の伝達
- エ 災害時における重要通信確保
- オ 災害関係電報・電話料金の減免
- カ 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進
- キ 災害用伝言ダイヤルの提供

(4) KDDI株式会社(関西総支社)

- ア 電気通信設備の整備と防災管理に関すること
- イ 応急復旧用通信施設の整備に関すること
- ウ 津波警報、気象警報の伝達に関すること
- エ 災害時における重要通信確保に関すること
- オ 災害関係電報・電話料金の減免に関すること
- カ 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること
- キ 「災害用伝言板サービス」の提供に関すること

(5) ソフトバンク株式会社

- ア 電気通信設備の整備と防災管理に関すること
- イ 応急復旧用通信施設の整備に関すること
- ウ 津波警報、気象警報の伝達に関すること
- エ 災害時における重要通信確保に関すること

- オ 災害関係電報・電話料金の減免に関する事
- カ 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事
- キ 「災害用伝言板サービス」の提供に関する事

(6) 楽天モバイル株式会社

- ア 電気通信設備の整備と防災管理に関する事
- イ 応急復旧用通信施設の整備に関する事
- ウ 津波警報、気象警報の伝達に関する事
- エ 災害時における重要通信確保に関する事
- オ 携帯電話料金の減免に関する事
- カ 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事
- キ 「災害用伝言板サービス」の提供に関する事

(7) 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社

- ア 電力施設の整備と防災管理
- イ 災害時における電力の供給確保体制の整備
- ウ 災害時における電力の供給確保
- エ 被災電力施設の復旧事業の推進

(8) 大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社

- ア ガス供給施設の整備と防災管理
- イ 災害時におけるガスによる二次災害防止
- ウ 災害時におけるガスの供給確保
- エ 被災ガス施設の復旧事業の推進

(9) 日本通運株式会社

- ア 緊急輸送体制の整備
- イ 災害時におけるトラックによる救助物資の輸送及び物資保管業務への人員の提供
- ウ 復旧資材等の輸送協力

(10) 西日本高速道路株式会社

- ア 管理施設の整備と防災管理
- イ 道路施設の応急点検体制の整備
- ウ 災害時における交通規制及び輸送の確保
- エ 被災道路の復旧事業の推進

(11) 日本赤十字社大阪府支部

- ア 災害時医療体制の整備
- イ 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給
- ウ 災害時における医療助産等救護活動の実施

- エ 義援金品の募集、配分等の協力
- オ 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整
- カ 救助物資の備蓄

(12) 大阪広域水道企業団

- ア 水道用水・工業用水道施設の耐震化等
- イ 水道用水・工業用水道の被害情報の収集・伝達
- ウ 災害時の緊急物資（飲料水）の確保
- エ 水道用水及び工業用水の供給確保
- オ 応急給水及び応急復旧

(13) 築留土地改良区、青地井手口土地改良区、楠根川沿岸第二土地改良区、楠根川沿岸第三土地改良区、旧阪神飛行場土地改良区

- ア 農業用ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理
- イ 農地及び農業用施設の被害調査
- ウ 湛水防除活動
- エ 被災農地、農業用施設の復旧事業の推進
- オ 府、市と協力しながら災害復旧の実施

(14) 近畿日本鉄道株式会社

- ア 鉄道施設の防災管理
- イ 輸送施設の整備等安全輸送の確保
- ウ 災害時における緊急輸送体制の整備
- エ 災害時における鉄道通信施設の利用
- オ 被災鉄道施設の復旧事業の推進

(15) 大阪市高速電気軌道株式会社

- ア 市内鉄道施設の防災管理、災害時の施設の応急復旧、輸送対策等

(16) 一般社団法人大阪府トラック協会

- ア 緊急輸送体制の整備
- イ 災害時における緊急物資、避難者等の緊急輸送の協力
- ウ 復旧資機材等の輸送協力

(17) 各民間放送株式会社

- ア 防災知識の普及
- イ 災害時における広報
- ウ 緊急放送・広報体制の整備
- エ 気象予警報等の放送周知
- オ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力
- カ 被災放送施設の復旧事業の推進

(18)大阪府道路公社

- ア 公社管理道路の整備と防災管理
- イ 道路施設の応急点検体制の整備
- ウ 災害時における交通規制及び輸送の確保
- エ 被災道路の復旧事業の推進

(19)一般社団法人大阪府LPガス協会

- ア LPガス施設の整備と防災管理
- イ 災害時におけるLPガスによる二次災害防止
- ウ 災害時におけるLPガス及びLPガス器具等の供給確保
- エ 被災LPガス施設の復旧事業の推進

8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

(1)一般社団法人八尾市医師会、一般社団法人八尾市歯科医師会、一般社団法人八尾市薬剤師会

- ア 災害時における緊急医療活動

(2)八尾商工会議所、八尾小売市場連合会、八尾市商店会連合会、大阪中河内農業協同組合、グリーン大阪農業協同組合

- ア 災害時における物価安定についての協力及び救助用物資、復旧資材の確保についての協力等

(3)八尾市赤十字奉仕団

- ア 災害時における避難所開設時の協力等

(4)八尾市社会福祉協議会、地区福祉委員会、八尾市民生委員児童委員協議会

- ア 災害時要配慮者対策
- イ 福祉活動
- ウ ボランティアの受入れ、人材の育成

(5)校区まちづくり協議会、八尾市自治振興委員会、自主防災組織

- ア 人命救助・消火支援
- イ 災害時要配慮者対策
- ウ 市の行う防災に関する事務又は業務への協力

(6)危険物関係の取扱い施設

- ア 災害時における危険物の保安措置

(7)各水利組合

ア 戸堰及び水路の安全管理

(8)農業用ため池管理者

ア 農業用ため池の決壊防止等防災管理及び消火用水の確保

イ 府、市に協力し、災害復旧の実施

(9)株式会社ジェイコムウエストかわち局

ア ケーブルテレビやインターネット等による災害情報の放送、放送施設の防災管理及び応急復旧

(10)指定管理者等その他公共的団体及び重要な施設

ア 市が行う防災活動に応じた協力（指定避難所運営に関する協力含む）

9 市民、事業者

(1)市民

ア 地域における相互の協力

イ 食料、飲料水、生活必需品等（最低3日分できれば7日以上）の備蓄

ウ その他、府、市が行う災害予防、災害応急対策、災害復旧対策に協力し自己の生命、身体及び財産の安全の確保

エ 初期消火、近隣の負傷者・避難行動要支援者への援助、避難所の自主的運営のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力

オ 過去の災害から得られた教訓の伝承

(2)事業者

ア 事業活動にあたって、事業者は地域の一員である企業市民としての責任を自覚し、災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくりのために最大の努力を払うこと

イ 災害発生後における従業員・来訪者の安全確保

ウ 災害時に重要業務を継続するための業務継続計画(Business Continuity Plan、以下「BCP」という。)の策定

エ 浸水想定区域内における高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者利用施設、大規模工場の所有者等については、自衛水防（自主的な避難確保や浸水防止の取組の実施）に努めること

オ 防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）の作成。当該計画に基づく避難誘導等の訓練の実施、作成した計画及び訓練結果、自衛水防組織の構成員等の市長への報告

カ 事業者の有する能力を活用し地域住民全体の生命、身体及び財産の安全の確

第2節 処理すべき事務又は業務の内容

保への協力

キ その他、府、市が行う災害予防、災害応急対策、災害復旧対策への協力、地域全体の公共的福利の向上

第4章 防災の基本方針

第1節 過去の大規模災害の教訓を踏まえて

第1 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて

平成7年1月17日午前5時46分、淡路島北部を震源とするマグニチュード7.3(平成13年4月23日のマグニチュード検討委員会の検討結果公表に際して7.2より改訂)の地震「平成7年兵庫県南部地震」が発生した。内陸直下型の地震であり、神戸市や阪神間の諸都市では震度6(一部では震度7)を記録する等、大都市を直撃し、全体で死者6,434人、行方不明者3人、負傷者43,792人(消防庁調べ、平成18年5月現在)に及ぶ甚大な災害(阪神・淡路大震災)となった。

この地震は、大都市直下型であったために、人的被害はもとより、老朽木造家屋を中心とする建物の倒壊、同時多発火災による建物の延焼、道路・鉄道・河川・港湾等の都市基盤施設の損壊、水道・下水道・電気・ガス・電話等のライフライン施設の損壊等が、広範囲かつ未曾有の規模で発生した。

震災の応急対策においては、道路、ライフライン等の損壊により消火活動や救助活動が初動時に十分行えなかったことや、大量の被災者に対する避難所の不足、高齢者や災害時要配慮者に対する対応の遅れ等が今後の課題としてクローズアップされた。また、仮設住宅の不足、被災者の生活再建の問題、住宅の再建築における総合的なまちづくりの課題等、被災後も長期にわたって問題となっている事項も少なくない。

第2 東日本大震災の教訓を踏まえて

平成23年3月11日午後2時46分、日本の太平洋三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震「平成23年東北地方太平洋沖地震」が発生した。海溝型の地震であり、東北地方から関東地方にかけて、地震動のみならず地震により発生した津波により、全体で死者15,893人、行方不明者2,553人(平成29年3月10日現在)という甚大な災害(東日本大震災)となった。この地震では、東北地方から関東地方までの非常に広い範囲で、津波による人的被害、建物被害が非常に大きく、市町村の機能が喪失したところも出た。

東日本大震災で明らかになった課題の多くは、阪神・淡路大震災当時に指摘されたものと共通点が多く、いまだに解決されていないものが多い。特に、緊急物資輸送、災害時要配慮者対策、避難所におけるプライバシー等の確保、被災者の心のケアが問題となった。さらに、広域にわたって車両の燃料不足、多量の災害廃棄物の処理等についても問題となった。自然災害を防ぐことは難しく、発生した災害に対して行政のみならず地域住民も含めた減災への取組の重要性が再認識された。

一方で、民間企業が提供するサービスを活用して被災者支援の仕組み(長期に及ぶ避難生活者等の多様なニーズに応える仕組みとして、大手通信販売会社アマゾンの「ほしいものリスト」)が構築された。行政支援の不足する面を補完する手法として、約7,000以上の避難所及び学校、支援団体で利用された。

第3 熊本地震の教訓を踏まえて

平成28年4月14日21時26分、熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード6.5の地震が発生し、熊本県益城町で震度7を観測した。その28時間後の4月16日1時25分に、同じく熊本地方を震源とするマグニチュード7.3の地震が発生し、熊本県益城町及び西原村で震度7を観測した。当初、14日に発生した地震が本震で、その後に発生するものは余震であり地震の規模で上回るとは想定されていなかったが、16日に上記の地震が発生したことを受けて、気象庁は同日、後者(16日)の地震が本震で、前者(14日)の地震は前震であったとする見解を発表している。内陸における直下型地震であり、震度7の地震が連続して発生したことから、多くの家屋が倒壊し、熊本地方を中心として全体で死者98人、負傷者2,421人(平成28年9月14日現在)に及ぶ甚大な災害となった。

熊本地震への対応については、自治体の要望を待たずに政府が支援物資を送る「プッシュ型支援」を展開したものの一部の避難所に行き届かなかったこと、復興支援(ボランティアを含む)の受入れ体制構築の遅れ等、過去の大規模災害発生時から解決されていない課題が見受けられた。また、新たな課題も指摘されており、複数の市町において庁舎が損壊し使用不能となったほか、車の中で寝泊まりする人が多かったことからエコノミークラス症候群の発生や指定避難所以外で生活する人の状況の把握が困難であった。さらに、食物アレルギーを持つ避難者の食料調達に関する問題や、あらかじめ指定されていた福祉避難所の大半が開設することができず災害時要配慮者の受入れが困難となる事態が発生した。

熊本地震の際にも、民間企業が提供する新たなサービスの活用が話題となり、災害時に通行可能な道路をインターネット上で閲覧できる「通れた道マップ」を自動車メーカーのトヨタ及びホンダが提供した。

過去の災害において指摘された問題点がいまだに解決されておらず、直近の災害では新たな課題も出てきていることから、過去の教訓を十分に踏まえた検討及び検証の実施が求められる。その一方で、被災地において民間企業が提供するサービスを活用する事例が出ており、これらの有用性等を見極めたうえで、積極的な活用の検討、普及啓発が重要である。

こうしたことを踏まえ、改めて地域防災計画全般にわたり見直しを行うとともに、防災対策の検討及び検証を行い、防災の基本方針である「命を守る」「命をつなぐ」「必要不可欠な行政機能の維持」「経済活動の機能維持」「迅速な復旧・復興」に資する対策を講じることができるよう、地域防災計画及び市の防災対策を見直していくこととする。

第2節 南海トラフ地震の防災対策推進地域の指定

今世紀前半にも発生が懸念されている南海トラフ地震については、国による「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が平成14年7月に制定され、平成15年7月に施行された。

市は、平成15年12月の中央防災会議において、「南海トラフ地震の防災対策推進地域」に指定されたため、今後、国の基本計画や府の推進計画との整合を図りつつ、推進計画を策定する。

第3節 基本方針

防災の基本は、自分の命は自分で守る「自助」、地域の安全はみんなで守る「共助」、そして地域における防災対策を進める「公助」である。

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の教訓からも明らかなように、自然災害の発生直後においては、「公助」が進める防災対策には人的・物的に自ずと限界があり、「自助」、「共助」の力によって災害から「逃げる」、「しのぐ」、「防ぐ」という行動が、あらためて一つの大きな「減災」の要素になることが再認識された。

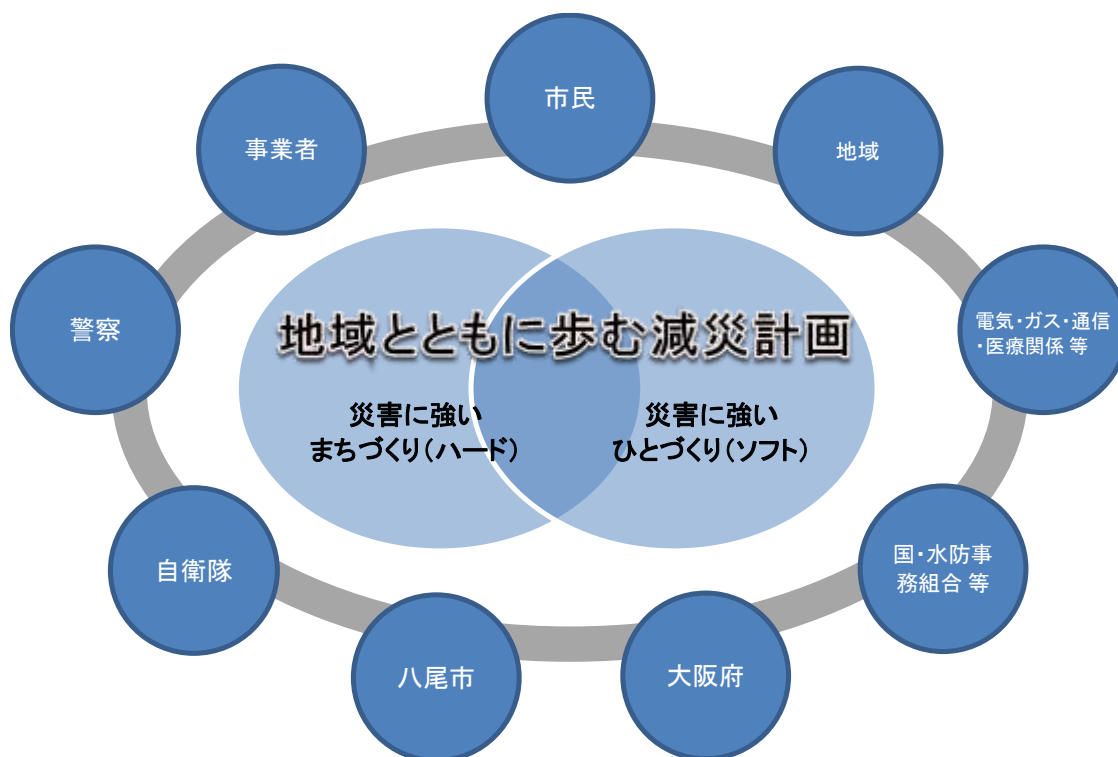
万一の災害に備えて家族単位で備蓄や避難経路を確認する「自助」はもちろんのこと、災害による被害を軽減するためには、地域単位や町会単位で地域住民同士が協力し合いながら防災訓練等の自主防災活動を実施するなど、「共助」に基づく取組への施策が今後ますます重要となる。

市では、行政と地域との適切な役割分担のもと協力し合い、それぞれの地域が主体的にまちづくりを進めていく地域分権を重視したまちづくりを推進している。

そこで、『地域とともに歩む減災』をテーマとして、「災害に強いまちづくり(ハード)」と「災害に強いひとづくり(ソフト)」に取り組み、行政と市民・事業者等が適切に役割を担うことにより、「公助」と「自助」、「共助」のそれぞれの力を合わせながら、防災意識・行動を日常のものとする防災文化を育む中で、地域の防災力・減災力を高めていくことを基本方針とする。

【防災の基本方針】

「命を守る」「命をつなぐ」「必要不可欠な行政機能の維持」
「経済活動の機能維持」「迅速な復旧・復興」



第1 災害に強いまちづくり

市及び防災関係機関は、都市の防災構造の強化、災害防止施設の整備、災害時対応施設・設備及び備蓄の充実等を各分野で計画的に図るものとし、重点的な施策として以下の事項を推進する。

1 公共施設等の安全化

近年、巨大地震、局地的な集中豪雨等による風水害などの災害リスクの高まりが懸念されている。このため公共施設やライフライン施設、学校などについては、耐震化も含めて、整備・維持管理及び機能更新を効率的・効果的に行い、防災に十分に配慮したまちづくりを推進する。

2 防災中枢拠点の機能充実

市は、災害時における防災対策の中枢拠点となる市庁舎をはじめ、消防活動の拠点として市庁舎と同等の中枢拠点となる消防庁舎等について、防災機能の充実をめざすとともに、市民の命をつなぐ飲料水の給水活動の拠点となる大阪広域水道企業団八尾水道センターとの連携を推進する。

3 防災・減災空間の整備

市及び国、府等の防災関係機関は、災害時における避難場所、避難路、広域緊急交通路・地域緊急交通路となる道路を計画的に整備していくとともに、災害時要配慮者向けの避難所を充実し、大規模災害発生直後の避難対策に資する防災空間を整備していく。

また、大阪府中部広域防災拠点へのアクセス等の整備を促進し、市域全体の防災力、減災力を高める。

さらに、総合計画と整合を取りながら、長期的な視野で総合的な市街地整備の基本方針を定め、基本方針に沿って土地区画整理事業や地区計画制度等の面的整備や居住環境整備を推進し、災害に強い市街地形成をめざす。

4 水害及び土砂災害対策の推進

市及び国、府等の防災関係機関は、台風及び局地的な集中豪雨による浸水被害を軽減するため、河川、水路、農業用ため池の改修、下水道の整備を推進する。とりわけ、大和川における水害発生の危険性を想定し、河川防災活動の拠点として大和川に接する大正地域において、大正コミュニティセンター・大正出張所・水防センターを含む河川防災ステーションを中心に活動を推進する。市は、山麓部に広がる土砂災害警戒区域の周辺について、「逃げる」「しのぐ」などの減災力を高める為、特に指定緊急避難場所（一時避難場所）が不足している地域については、土地区画整理事業などの面整備と連携し、避難場所の整備を行い、合わせて避難路のアクセス性・連続性を検討し、計画的に整備することで避難路のネットワークの強化を推進する。また、土砂災害による災害の発生のおそれのある土地の区域について、当該災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

加えて、府は、山地・山麓部を中心に広がる土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所等

については、災害防止施設の整備を進めるとともに、市と連携し情報の伝達、避難体制の確立を図る。

5 避難所を中心とした防災施設間の連携強化

市は、防災活動及び情報収集伝達の円滑化を図るため、防災中枢拠点（市庁舎）と地区防災拠点（各小学校）等を結ぶ防災施設間の連携強化を推進する。特に、避難所となる小学校等については、ICT技術を活用した市庁舎とのネットワークを構築するなど、各地域の被災者のニーズの収集拠点、市からの災害対策の情報提供拠点として防災情報網の整備を進めていく。

また、誰もが避難所であることがわかるように避難所情報の「見える化」を推進する。

6 広域災害への対応

大規模災害時における広域的な緊急物資の航空輸送拠点となる八尾空港や、救助応援部隊の活動拠点となる陸上自衛隊八尾駐屯地がある市の利点を活かすため、応援部隊等を効果的に受け入れる体制をあらかじめ構築する。

7 緊急物資・資機材の備蓄の充実

防災関係機関は、応急対策及び応急復旧に、迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。特に、人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。

大規模災害時には、発生直後は外部から物資や資機材が十分に手に入らないことが想定される。市及び防災関係機関が、燃料、発電機、建設機械等の緊急物資、資機材の備蓄を行うだけでなく、市民、事業者、各種地域団体等においても、自らの役割に応じて備蓄を行うことを推進する。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

また、食料や燃料など事業者等との災害時における緊急物資・資機材の支援協力体制の強化に努める。

その他、府、市町村及び近畿地方整備局は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

第2 災害に強いひとづくり

防災の基本は、「自助」と「共助」であり、市民や事業者の防災力を高めていくことが重要である。

大規模な災害が発生した場合においては、迅速に効果的な災害対策を実施するために、市職員及び市組織を優れた災害対応能力のあるものにすることが第一である。

以上の事項を推進するための重点施策を次のとおりとする。

1 大規模な災害に対応できる柔軟な災害対策組織の構築

阪神・淡路大震災や東日本大震災のような大規模な災害が発生した場合に、必要な災害対策を実施するためには、人命救助や避難所開設など、重要な災害対策に重点を置いた活動が必要である。このため、大規模な災害が発生した場合に適切な対応ができるよう、時間軸に応じた組織体制を構築する。これにより、必要な資源配分が可能となり、必要な災害対策を重点的に実施していく。

2 災害対策本部機能の充実

災害対策本部会議において必要な応急対策に対する迅速かつ的確な意思決定を行うためには、本部会議の意思決定を支える災害対策本部機能が極めて重要である。市の災害対策本部機能を充実させ、災害対策に必要な体制を迅速にとれる体制を構築する。

3 防災マニュアル及び職員防災教育の充実

発災時の体制確立、初期活動を行う際に重要な役割を果たす「職員初動マニュアル」を充実させるとともに、地域防災計画を上位計画として、災害時における各班の具体的な対策活動を示した「各班マニュアル」を、部局別又は災害対策本部の班毎に充実させ、市全体の災害対応力の向上を図る。

これらのマニュアルの作成後、職員が災害対策に習熟するよう、マニュアルを基本とした実践的な防災訓練や、市の災害対策の問題点を明らかにする図上訓練などを行い、市の防災体制の確立と災害に強い職員づくりを行う。

4 地域住民との協働による地域防災力の向上

災害時における防災活動の中心となるのは、市及び防災関係機関であるが、大規模災害時には市等の職員だけでは十分な対応ができないのは明らかであり、災害の発生直後における初期消火、救助・救護、避難等の緊急活動は、被災地・被災者の身近にいる地域住民が協力して行うことが重要である。

そのため、市民は自ら災害に備えるための手段を日頃から講じるとともに、自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承など、防災意識・行動の日常化に取り組むことで地域の防災力の向上に寄与するように努める。

また、災害時には、災害時要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難誘導をはじめ、避難所における個人のプライバシーや女性への環境配慮が必要であり、市、防災関係機関、市民、地域、ボランティア等が協働で救援・救護活動や避難活動等を展開する体制づくりを進める。

校区まちづくり協議会や自主防災組織等は、日々の地域住民の絆づくりやコミュニティづくりに向けて、今後、地域においてさまざまな防災イベント等を実施するとともに、市や防災関係機関は、そうした地域における自主的な防災活動への支援を行う。

【災害時要配慮者及び避難行動要支援者の範囲】

＜災害時要配慮者＞

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時や災害のおそれがあるときの一連の行動をとることに支援を要する人々。一般的に高齢者、障がい者、外国人、妊産婦、乳幼児、難病患者等とする。

＜避難行動要支援者＞

- (1) 介護保険法における要介護認定3から5の認定を受けている者
- (2) 身体障がい者手帳1級若しくは2級の交付を受けている者
- (3) 療育手帳Aの交付を受けている者
- (4) 精神障がい保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- (5) 日常生活における介助を要する難病患者（おおむね1日中人工呼吸器を装着している者、気管切開をしている者等）
- (6) 前各号に掲げる者のほか災害において避難支援が必要と認められる者

5 市民の防災意識の啓発

「自らの生命は自らで守る」という自主防災の基本的な考え方にたつて、市民自らが災害に対する備えを充実させるとともに、災害時において積極的に防災活動へ参加するように、市は、防災施設の活用や、自主防災組織及び市民団体等との協力により、防災訓練、広報活動等を通じて、市民一人一人の防災意識の向上を図る。また、気候変動の影響や過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

6 災害時要配慮者に対する支援強化

八尾市災害時要配慮者支援指針に基づき、避難行動要支援者の情報伝達・安否確認・避難誘導體制の整備、避難所における支援対策を充実（福祉避難所等）させ、地域社会と連携しながら災害時要配慮者の避難支援体制を強化する。

7 広域応援体制の確立

大規模災害については、市のみならず、近隣府県、市町村及び防災関係機関等が連携して災害応急対策にあたる必要がある。そのため、国、府、市をはじめすべての防災関係機関の縦横の連携体制を一層強化する。さらに、広域的な災害を考慮し、近隣及び比較的離れた市町村との応援体制を整備する。

第3 行政と市民・事業者等の役割

市及び防災関係機関は、人命の安全確保を第一として防災施設・設備の整備を図るとともに、それぞれの内部組織の役割を明確にして、緊密な連携により防災体制を充実し、災害時における被害を最小限度に抑えるように努める。

市民は、自らの安全は自ら守るという自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけ、食料・飲料水の備蓄や家屋等の安全対策を講じるとともに、自発的に防災訓練等の防災活動に参加し、防災に関する意識の向上に努める。災害時には、自らの安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者・災害時要配慮者への援助、避難所の自主的運営のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力を努める。

また、市民・地域社会の自発的な合意形成により、自主防災組織の設立を図り、地域社会としての防災活動の推進に努める。

事業者は、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を十分に認識し、各事業者において、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施する等防災活動の推進に努める。

第2編 予防対策

第2編 予防対策

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 都市の防災構造の強化

市及び防災関係機関は、都市防災施設（広域避難場所や避難路等）の整備促進や都市の不燃化の促進を目的として策定された「災害に強い都市づくりガイドライン」（大阪府都市整備部）を活用しながら、防災の視点を取り入れた都市基盤整備等にかかる行政計画を策定し、都市の防災構造の強化対策を推進する。

また、災害リスクを踏まえた居住誘導、災害ハザードエリアにおける開発抑制、避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

第1 市街地の整備

1 実施担当機関

都市整備部、建築部、防災関係機関、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

2 整備方針

市は、市民参加のもとで、都市計画の基本的な方針を策定し、市街地の整備を図るとともに、不燃化等、都市防災機能の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

（1）都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）の策定

市は、めざす都市の姿を「成長しつつける安全・安心なコンパクトプラスネットワーク都市の形成」とし、令和3年3月に全面改定を行った。今後も都市の防災構造の強化に向け、適宜見直しを図る。

（2）良好な市街地形成のための事業、制度の推進

土地区画整理事業や再開発事業等は、市が土地の区画形質の変更、公共施設の配置及び宅地の整備、土地の合理的な高度利用などを進め、避難場所となる広場や避難路となる道路等を整備するもので、防災面からも有効である。これらの事業を推進するとともに、地区計画制度等の地区住民の合意に基づく良好な市街地形成のための誘導・規制の制度の導入を図る。

3 整備計画

(1) 土地区画整理事業等の推進

市は、市街化区域内の空地等で先行整備が適切な区域については、市民との協働による土地区画整理事業や地区計画制度等の面的整備事業を推進する。

(2) 住宅密集地における防災機能強化のための施策の推進

住宅密集地域における防災機能の確保・充実は重要な課題のひとつであり、市は、防火・不燃化の促進、生活道路の拡幅整備、公共空地の確保、あるいは老朽住宅の建替えの促進等の施策推進に努める。また、平常時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。

府は、不動産、建築、法律等の専門家団体との連携により、空き家等の適正管理に係る相談窓口体制を整備し、市とともに、相談窓口の普及啓発に努める。

ア 各種規制・誘導

- ①防火地域等の指定
- ②八尾市耐震改修促進計画(改定版)による耐震診断等の推進

イ 各種事業の推進

- ①住宅市街地総合整備事業
- ②土地区画整理事業
- ③住宅地区改良事業
- ④市街地再開発事業
- ⑤防災街区整備事業
- ⑥街路事業
- ⑦道路事業
- ⑧公園事業

(3) 良好な住宅地における居住環境の保全・整備

ゆとりのある宅地規模を持ち、道路網の整備された良好で災害に強い住宅地については、将来にわたって良好な居住環境が維持されるように、市は、地区計画制度、建築協定・緑化協定等、地区住民が主体となって、制度の適用、協定の締結等を行うように努める。

(4) 防火地域・準防火地域の指定拡大による防災機能の向上

これまで、商業系地域を中心に指定していた、防火地域及び準防火地域のうち、準防火地域について、火災時に延焼するまでの時間を遅らせることにより人的被害を軽減するため、及び、建物更新時に不燃化を促進することによりまち全体の防火性能を高めるため、平成28年1月より市街化区域内の建蔽率60%以上の区域まで範囲を拡大し、市街地の防災機能の向上に努めた。

(5) 開発指導要綱による整備

市は、新たな住宅地形成等において、開発指導要綱による指導・誘導を図り、良好な市街地形成を推進する。また、大規模共同住宅の開発については、耐震性防火水槽、防災備蓄倉庫の設置及び公園等面積の拡充による避難活動空地の確保等を推進する。

(6) 八尾空港周辺における災害に強いまちづくりの促進

新都市核である地下鉄谷町線八尾南駅の東部には八尾空港があり、この空港内には大規模災害時に備えた、広域防災機能と地域交流機能を有する大阪府中部広域防災拠点がある。この防災拠点と広域緊急交通路である大阪中央環状線へのアクセス性向上及びリダンダンシー確保を図るため、国有地である八尾空港西側跡地を利用する道路整備を検討し、合わせて防災幹線道路としての機能がある大阪府による都市計画道路八尾富田林線から中部広域防災拠点へのアクセス路ともなる街路等の整備により、防災面の更なる向上を図るとともに、地域交流機能を有する防災拠点の活用により、地域の防災意識の向上など、災害に強いまちづくりを推進する。

第2 防災空間の整備

1 実施担当機関

魅力創造部、都市整備部、下水道部、施設管理者、防災関係機関、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

2 整備方針

市及び国、府等の防災関係機関は、災害時における緊急交通路・避難路の確保、避難場所及び延焼防止のための緑地の確保を図り、都市の防災機能の強化に努める。

(1) 緊急交通路・避難路の確保整備

市及び国、府等の防災関係機関は、災害時における緊急交通路となる道路の確保、広域避難場所への避難路の確保を図るものとし、都市計画道路等の道路整備を推進し、下水道を含む地下埋設物の耐震化を進める。

(2) 公園緑地の整備

市は、緑の基本計画に基づき、指定緊急避難場所（一時避難場所）となり延焼防止帯となる公園緑地や緊急避難場所となる公園緑地の整備を推進する。

3 整備計画

(1) 都市計画道路等の整備推進

市及び国、府等の防災関係機関は、都市計画道路を中心とする道路整備を積極的に推進するものとし、当面、避難路等となる路線について重点的に整備を推進する。

- 幹線道路をはじめとする新規道路の整備、既設道路の幅員の拡大等を行い、多重ネットワークの形成に努める
- 広域避難場所等に通ずる避難路となる幅員16m以上の道路又は幅員10m以上の緑道を整備する
- 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化に努める

(2) 生活道路の整備

市は、防災上重要な避難経路となる生活道路の拡幅整備を推進する。

(3) 歩道の整備

市及び国、府等の防災関係機関は、「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（交安法）」に基づき、子ども、高齢者、障がい者に優しく安全で快適な歩道等の整備を進め、市内のネットワーク化を図るとともに、緑豊かな道路としての道路環境の向上を図る。

(4) 公園の整備

市は、緑の基本計画に基づき、都市計画決定された近隣公園、街区公園を中心に、災害応急対策に必要な施設（例えばかまどベンチやマンホールトイレなど）を備えた公園整備を図る。

ア 指定緊急避難場所（一時避難場所）となる都市公園の整備

近隣の住民が避難するおおむね面積0.1ha以上の都市公園を整備する。

イ その他防災に資する身近な都市公園の整備

緊急避難の場所となる街区公園・広場公園等を整備する。

(5) 水と緑のネットワーク形成

市及び国、府等の防災関係機関は、玉串川、長瀬川の沿道、大和川、恩智川治水緑地等の緑地・緑道の整備を図るとともに、幹線道路の緑化、公園・史跡等の拠点整備を進め、避難路及び延焼防止帯ともなる水と緑のネットワーク形成を推進する。

(6) 緑の保全と創造

市及び国、府等の防災関係機関は、延焼遮断機能を有する市街地内の神社・仏閣、史跡等の緑地の保全・育成、学校等の公共施設の緑化推進を図る。

(7) 生産緑地の活用

市街化区域内における生産緑地は、約117haが指定（令和6年11月）されており、都市防災面においても貴重なオープンスペースとして位置づけられている。市は、防災協力農地登録制度の推進等により、災害時における延焼防止帯・緊急時の避難場所として、あるいは一時借用による仮設物の建設や資材集積場等としての保全・活用等を図る。

(8) グリーンベルト整備事業の促進

市は、生駒山系における、土砂災害に対する安全性の確保、緑豊かな都市環境と景観を創出するため、市街地に隣接する山麓斜面に一連の樹林帯の形成を図ることを目的として、府が実施するグリーンベルト整備事業を促進する。

(9) その他オープンスペースの整備

ア 広域避難場所となるオープンスペースの整備

広域的な避難の用に供するおおむね面積10ha以上のオープンスペース(都市公園及び避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となっておおむね面積10ha以上となるものを含む。)を整備する。

イ 災害救援活動の拠点となるオープンスペースの整備

災害発生時に、自衛隊や消防、ボランティア等の救援救護活動や救援物資輸送の中核基地等の機能を発揮するオープンスペース(後方支援活動拠点、地域防災拠点となるオープンスペース)を整備する。

第3 公共施設等の安全化

1 実施担当機関

建築部、教育委員会事務局、施設管理者、防災関係機関、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

2 整備方針

建築物等の所有者及び使用者においては、地震による建築物の倒壊や、火災の延焼を防止するため、建築物等の耐震化・不燃化を推進するとともに、市は、安全性の指導に努める。また、不特定多数の人が利用する建築物等はバリアフリー化、視覚障がい者誘導用ブロック等の福祉的整備を促進する。

(1) 公共建築物の耐震化・不燃化

市及び防災関係機関は、公共建築物については、地震発生時の安全性の確保を図るとともに、災害時の防災拠点・応急対策拠点として十分機能するようにその耐震化・不燃化に努める。市及び府等は、公共建築物の建築にあたり、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。また、市は、建築基準法及び国等の定める液状化に関する設計基準等に基づく措置を講じるものとする。

(2) 土木構造物の安全化

市及び国、府等の防災関係機関は、道路、橋梁、下水道、高架道路、河川堤防等防災上重要な土木構造物の耐震性の向上を図るとともに定期的な点検を実施する。

(3) 民間建築物等の耐震化・不燃化

民間建築物等の所有者及び使用者においては、その耐震化・不燃化等の防災対策に努める。

(4) 空き家等の対策

市は、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知し、倒壊等の二次災害の防止に努める。また、空き家等の所有者は、「八尾市空家等の適正管理に関する条例」及び「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づいて、適切な管理に努める。

(5) 文化財の保護

市及び文化財所有者又は管理責任者は、文化財に対する防災意識の高揚、防災施設の整備等に努める。

3 整備計画

(1) 耐震診断及び耐震改修等を促進

市は、府の「住宅・建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」を踏まえて作成した「八尾市耐震改修促進計画(改定版)」に基づき、耐震性が不十分な建築物について、耐震診断及び耐震改修等を促進する。

ア 公共建築物

市では、災害時に特に重要な機能を果たすべき建築物、小中学校及び義務教育学校の耐震化事業については完了している。今後、天井等の2次構造部材の脱落防止等の落下物対策、超高層建築物等における長周期地震動対策等を適切に実施する。

また、市営住宅を除く公共施設等についても建替え改修等を行い、耐震対策を完了した。市営住宅については、引き続き計画的な建替事業や耐震改修を推進する。

イ 民間建築物

(ア) 相談しやすい窓口の整備

住宅・建築物の所有者等が安心して耐震改修を行うことができるようにするために、耐震診断・改修時の不安に対応した相談体制の整備や情報提供の充実等に努める。

(イ) 耐震診断、耐震改修の助成

市は、民間建築物の耐震診断、耐震改修の実施を促進するため、市の「既存民間建築物耐震診断補助事業」や国の住宅・建築物耐震改修等事業等の補助制度を活用し、耐震診断、耐震改修を実施する建築物の所有者に対する助成に努める。また、必要に応じて制度の見直し、充実を図る。

(ウ) 特定建築物(民間)の耐震診断・耐震改修の促進

多数の人が利用する建築物で一定規模以上のもの(「既存建築物の耐震改修の促

進に関する法律(平成7年法律第123号)」に規定される建築物)の所有者は、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行うものとし、市は、指導・啓発等その促進に努める。市は、不特定多数の者が利用する特定建築物について、令和7年度までに耐震化の不足するものをおおむね解消することを目標とする。

なお、平成18年の法改正により特定建築物の基準が見直されたことから、今までの進行管理を新たに見直し、特定建築物の耐震性の有無を確認するとともに、その結果を踏まえ、早急に対策を講じることとする。特に、病院、診療所について、積極的に取り組む。

(エ)住宅の耐震化の促進

市は、老朽化した民間建築物の耐震診断、耐震改修等を促進するため、様々な啓発の手法について検討を行う。市は令和7年度末までに耐震性が不十分な住宅の耐震改修及び建替えの促進を図り、耐震化率90%とすることを目標とする。

(2)屋外広告物等の落下防止

屋外広告物等の設置者は、地震、暴風等による屋外広告物等の落下防止、転倒防止等のため、改善措置を行うものとし、市は、設置者に対し改善措置を行うよう指導に努める。

(3)工作物の耐震性の確保

工作物の所有者は、ブロック壁等工作物について安全点検と改修や撤去等の安全対策を行うものとし、市は、所有者に対し啓発に努めるとともに、ブロック塀等の安全対策に係る費用の助成を行う。

(4)生垣等への転換の推進

市民及び事業者は、倒壊の危険があるブロック塀を生垣等に転換するよう努めるとともに、強風等による樹木等の倒壊防止に努める。市は、その啓発及び助成を行う。

(5)家具等転倒防止対策

市及び防災関係機関は、公共施設の書庫やOA機器等については、落下・転倒を防止する措置をとる。また、市民及び事業者は、家庭や事業所における人的被害を未然に防止するため、家具等の転倒防止対策に努める。

(6)建築物の安全対策に関する知識の普及

市は、防災関係機関と協力のうえ、建築物等の耐震化・不燃化、防火対策、安全対策等についてポスターや印刷物の配布等により知識の普及を図る。

(7)建築物の安全性に関する指導

市は、建築物の新築、改築に関しては、建築基準法に基づく指導、助言により、安全性の確保に努める。また市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

(8) 定期報告制度の活用

市は、建築基準法(第12条)による特殊建築物等の調査及び検査報告により、建築物の防火・避難等、安全性の維持・確保に努める。

(9) 高層建築物等の防災計画書作成指導

市は、高度な防災性能が要求される高層建築物に対する防災計画書の作成指導により、総合的な防災安全性の確保に努める。

(10) 福祉的整備

市は、高齢者、障がい者等の災害時要配慮者に対する安全対策として、「大阪府福祉のまちづくり条例」等に基づき、公共施設をはじめ交通機関、医療機関、商業施設等の改善を要請する等、都市防災環境の整備促進に努める。

(11) 地下空間の浸水防止

市は、地下駐車場等の出入口における浸水を防止するための必要な情報を提供するとともに、民間事業者等に対して、地下空間の浸水防止について啓発する。

(12) 液状化対策の啓発

東日本大震災においては、広範囲にわたって液状化現象が発生したことから、液状化に対する既存建築物の対策は大きな課題である。市は、液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努める。

(13) 文化財の防災環境の整備

市及び文化財所有者は、建造物や古文書、美術工芸品等の有形文化財や史跡を災害から保全するため、防災環境の整備に努める。

- ①文化財に対する防災意識の普及と啓発
- ②文化財施設と防災関係機関との連携
- ③文化財レスキューの受入れ体制等の検討
- ④消防用設備及び保存施設等の整備・点検

第2節 水害予防対策の推進

第1 水害予防対策の推進

1 実施担当機関

危機管理課、魅力創造部、都市整備部、下水道部、防災関係機関、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

2 整備方針

市及び国、府等の防災関係機関は、河川・水路、農業用ため池の大雨による水害を防止するため、河川流域全体のあらゆる関係者が協働しながら、流域全体で水害を軽減させる流域治水対策を実施し、河川・水路、公共下水道、農業用ため池の改修整備を推進するとともに、避難体制の整備等のソフト対策を推進する。

(1) 寝屋川流域水害対策計画の推進

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川流域の指定を行った寝屋川流域において、同法規定の「寝屋川流域水害対策計画(変更)(平成26年8月)」に基づき、行政と流域住民等が一体となって浸水被害の解消をめざす。

また、寝屋川流域大規模水害タイムラインの運用により、関係機関との円滑な連携を図り、適時適切な災害対応をめざす。

(2) 農業用ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策の推進

大規模地震動や大雨により農業用ため池の堤体が損傷を受けても決壊しないよう、計画的に耐震化等の対策を講じていく。また水路の氾濫等による浸水被害を防止するため、適正な維持管理のもと、市、府、農業用ため池管理者等関係機関は連携して、農業用ため池等農業用水利施設の改修・補強を進めるとともに、事前の備えと迅速かつ的確な情報伝達・避難等、防災意識の向上を図るソフト対策と併せ、総合的な防災・減災対策を進める。なお、必要に応じて農業用施設等の統廃合を検討する。

(3) 水害減災対策の推進

市及び府は、寝屋川流域水害対策計画等のハード整備を推進する。また、洪水予報河川について、水防法に規定されるソフト対策として、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定め、住民に周知するよう努める。

市は、特定都市河川について、特定都市河川浸水被害対策法に規定されるソフト対策として、都市洪水又は都市浸水の発生又は発生のおそれに関する情報(洪水等情報)の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るためにハザードマップ等により必要な事項を定め、住民に周知するよう努める。ハザードマップ等の作成にあたっては、河川近傍や浸水深の大きい区域を「早期の立退き避難が必要な区域」として明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。ま

た、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

また市は、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

(4) 都市型水害対策の推進

集中豪雨等による地下駐車場等、地下空間の浸水対策として、気象予警報の情報提供、地下空間管理者による避難体制の整備に努める。

(5) 水防拠点施設の活用

国、府、市により策定した「大和川若林地区水防拠点整備基本計画」に基づく役割分担により、防災関係機関と連携し、平常時は地域のコミュニティ活動の場として、また災害時には大正コミュニティセンター・大正出張所・水防センターを、水防をはじめとする防災活動の拠点として活動する。

3 整備計画

(1) 河川整備の推進

府は、浸水被害を防止するため、一級河川恩智川の未改修区間の整備及び平野川の老朽化対策を推進するとともに、寝屋川南部地下河川の整備を推進する。

(2) 公共下水道事業の推進

市は、公共下水道事業の一層の推進を図るとともに、府に流域下水道の整備の促進を働きかけていく。

(3) 貯留施設の整備推進

府は、恩智川治水緑地と法善寺多目的遊水地の整備を推進するとともに、流域調節池の整備を推進する。

資料30 貯留施設

(4) 流域対応施設の整備促進

市は、学校や公園等への雨水流出抑制施設の整備を推進するとともに、1,000㎡以上の開発行為（雨水浸透阻害行為）に係る許可申請について、特定都市河川浸水被害対策法に基づく技術的基準に従い、雨水貯留浸透機能の設置を指導する。また、1,000㎡未満の許

可を必要としない開発行為に対しても、雨水流出抑制施設の整備に協力を求める。

(5) 農業用ため池の防災・減災対策

市は、ため池の持つ洪水調節機能の活用によって、台風や局地的豪雨時の流域における洪水発生防止や浸水被害の軽減など、地域の安全安心を確保するために、府やため池管理者等関係機関と連携して、その機能の保全に努める。

防災対策として、市、府、農業用ため池管理者等関係機関は連携し、概ね200年に一度発生する可能性のある降雨に対して農業用ため池の安全を保てるよう計画的な改修や、想定される直下型地震、海溝型地震の地震動に対して堤体が損傷を受けても決壊しないよう計画的な耐震整備、また、危険箇所早期発見や適正な維持管理を進める。

また、減災対策として、市、府、農業用ため池管理者等関係機関は連携し、想定される大規模地震動に対する堤体の安全性について計画的に調査・診断を進めるとともに、防災意識の向上と体制整備を進める。

大阪府水防計画に位置付けられた防災重点ため池については、農業用ため池管理者と連携して施設の保全に努める。

(6) 農業用水路・排水施設の防災対策

市及び防災関係機関は、農業用水路の整備、排水施設等の改修・延命化を進める。

資料29 排水施設

(7) 水害減災対策の推進

市は、近畿地方整備局、府等が行う洪水予報、避難判断水位(特別警戒水位)の設定及び到達情報の発表、水防警報の発表、水位情報の公表、浸水想定区域の指定・公表に基づいて、洪水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難体制の整備を行う。市に関係するものを次に示す。

ア 洪水予報(大和川)

近畿地方整備局は、2以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川として大和川を洪水予報河川として指定し、大阪管区气象台と共同して洪水予報を行い、府知事及び市長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

イ 洪水予報(第二寝屋川、恩智川、平野川、楠根川、石川)

府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な被害を生ずるおそれのある河川として第二寝屋川、恩智川、平野川、楠根川、石川を洪水予報河川として指定し、大阪管区气象台と共同して洪水予報を行い、市長及び水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

ウ 特別警戒水位の設定及び到達情報の発表

府は、管理河川である洪水予報河川について、避難判断水位（高齢者等避難）、及び氾濫危険水位（水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位で、市町村長の避難指示の判断の目安となる水位）に到達した場合には、その旨を市長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

市は、管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した下水道（水位周知下水道）において、雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（雨水出水特別警戒水位）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達した時は、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

エ 水防警報の発表（大和川、第二寝屋川、恩智川、平野川、楠根川、東除川、石川）

近畿地方整備局及び府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるとして指定した河川（水防警報河川）において、洪水のおそれがあると認める時は、水防警報の発表を行い、必要に応じ報道機関の協力を求めて、住民に周知する。本市では、大和川、第二寝屋川、恩智川、平野川、楠根川、東除川、石川が該当する。

オ 水位情報の公表（大和川、第二寝屋川、恩智川、平野川、楠根川、東除川、石川）

近畿地方整備局及び府は、管理河川のうち、水位観測所を設置した河川においては、その水位状況の公表を行う。本市に係る河川では、大和川、第二寝屋川、恩智川、平野川、楠根川、東除川、石川が該当する。

カ 水防法の規定による浸水想定区域の指定・公表

近畿地方整備局は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間、浸水範囲等を公表する。

府は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川及び水位周知河川（水位情報周知河川）が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間、浸水範囲等を公表する。

府及び市は、想定し得る最大規模の降雨により、水位周知下水道に指定した排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川その他の公共水域等に雨水を排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間、浸水範囲等を公表する。

（ア）大和川洪水浸水想定区域図（平成28年5月公表：作成主体 近畿地方整備局）

本洪水浸水想定区域図は、大和川の外水氾濫による浸水想定区域を示し、想定最

大規模降雨を想定して作成されている。これによると、市は大和川沿いで3.0m以上、関西本線西側・近鉄大阪線東側が0.5m以上～3.0m未満、関西本線・近鉄大阪線の間が0.5m未満の区域が点在する浸水深になると想定されている。

資料12 大和川水系大和川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

資料13 大和川水系大和川洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流））

（イ）第二寝屋川洪水浸水想定区域図（平成31年3月公表：作成主体 大阪府（寝屋川水系改修工営所））

本浸水想定区域図は、第二寝屋川の外水氾濫による浸水想定区域を示し、想定最大規模降雨（683mm/24hr、138.1mm/hr）を想定して作成されている。これによると、市域に浸水区域はないと想定されている。

（ウ）恩智川洪水浸水想定区域図（平成31年3月公表：作成主体 大阪府（寝屋川水系改修工営所））

本浸水想定区域図は、恩智川の外水氾濫による浸水想定区域を示し、想定最大規模降雨（683mm/24hr、138.1mm/hr）を想定して作成されている。これによると、恩智川沿いの約5haの地域で1.0m未満の浸水深になると想定されている。

（エ）平野川洪水浸水想定区域図（平成31年3月公表：作成主体 大阪府（寝屋川水系改修工営所））

本浸水想定区域図は、平野川の外水氾濫による浸水想定区域を示し、想定最大規模降雨（683mm/24hr、138.1mm/hr）を想定して作成されている。これによると、市域に浸水区域はないと想定されている。

（オ）楠根川洪水浸水想定区域図（平成31年3月公表：作成主体 大阪府（寝屋川水系改修工営所））

本浸水想定区域図は、楠根川の外水氾濫による浸水想定区域を示し、想定最大規模降雨（683mm/24hr、138.1mm/hr）を想定して作成されている。これによると、市域に浸水区域はないと想定されている。

（カ）東除川洪水浸水想定区域図（令和元年11月公表：作成主体 大阪府（富田林土木事務所））

本浸水想定区域図は、東除川の外水氾濫による浸水想定区域を示し、想定最大規模降雨（904.1mm/24hr、102.5mm/hr）を想定して作成されている。これによると、大和川南側の地域で3.0m未満の浸水深になると想定されている。

（キ）石川洪水浸水想定区域図（令和3年1月公表：作成主体 大阪府（富田林土木事務所））

本浸水想定区域図は、石川の外水氾濫による浸水想定区域を示し、想定最大規模降雨（724mm/24hr、195.5mm/hr）を想定して作成されている。これによると、大和川南側の地域で1m以上～10.0m未満の浸水深になると想定されている。

キ 洪水リスク表示図（平成31年3月公表：作成主体 大阪府（寝屋川水系改修工営所））

洪水リスク表示図は、大阪府河川整備委員会を踏まえ、府が平成22年6月に定めた

「今後の治水対策の進め方」に基づき公表しているものである。寝屋川流域では平成31年3月に、府管理河川において様々な降雨（10年確率降雨、30年確率降雨、八尾実績降雨、想定最大規模）により河川氾濫・浸水が予想される区域（内水氾濫と外水氾濫を考慮）、及び浸水深に加え洪水により木造家屋が流出する危険性を加味した危険度（危険度は高い順にⅢ、Ⅱ、Ⅰと表示）を公表している。

ただし、山手の河川を管轄する大阪府八尾土木事務所の洪水リスク表示図については、平成24年3月時点の東海豪雨による浸水想定データを重ね合わせている。

資料11 洪水リスク表示図（想定最大規模）

ク 洪水リスク及び避難に関する情報の周知

市は、公表された洪水リスクをわかりやすく住民に周知するとともに、災害時にとるべき行動について普及啓発するため、説明会・講習会の実施等の必要な措置を講じる。また、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。

市は、ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

ケ 大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会等

市及び府は、気候変動による影響を踏まえ、近畿地方整備局や府が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「淀川流域治水協議会（淀川分会）」、「大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「寝屋川流域協議会」及び「府内各地域の水防連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

また、水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

コ 浸水被害軽減地区の指定

水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

サ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

現在、市は、上記「カの(ア)大和川洪水浸水想定区域図」及び「キ 洪水リスク表示図」に基づいた洪水ハザードマップを配布して、情報伝達の経路、浸水想定区域、避難所等の次に掲げる事項について定め、市民に周知している。

(ア)洪水予報等の伝達方法

- 防災行政無線(戸別受信機を含む。)
- 広報車
- インターネット(市ホームページ)
- 電話、ファックス
- エリアメール、緊急速報メール
- ケーブルテレビ
- Lアラート(災害情報共有システム)
- 生活応援アプリ「やおっぷ」を利用した情報発信
- ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の活用等

(イ)避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

- 洪水時の避難所指定(浸水深及び浸水想定区域の地域特性等を踏まえ)
- 避難情報の発令
- 地域特性を考慮した避難誘導體制の整備
- 八尾市災害時要配慮者支援指針に基づく安否確認・避難誘導體制の整備(高齢者、障がい者等の避難が円滑になされるよう配慮し、集団避難が行えるよう自治会(町会)や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進)
- 内閣府が見直した「避難情報に関するガイドライン」及び「大阪府版避難情報の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の趣旨及び内容を理解の上、八尾市の避難情報の判断・伝達マニュアルを更新するなど適切な防災対策を推進する

(ウ)浸水想定区域内の下記該当施設の名称及び所在地並びに当該施設への洪水予報等の伝達方法

- 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう)
- 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設
- 大規模工場等

本市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独又は共同で、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を、国土交通省令で定めるところにより作成し、これを市長に報告するとともに公表しなければならない。

資料32 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧及び情報伝達方法

(8)都市型水害対策

地下街等、地形上もともと低い土地について、浸水の際は、地上の浸水深の大小にかか

わらず地下駐車場、地下街(地階)等では大きな浸水被害を生じるため、地下空間対策が必要となる。

ア 情報の提供

地下駐車場、地下街(地階)、ビルの地下施設等の地下空間の分布把握に努め、地下空間の管理者等に対し、市の防災行政無線(戸別受信機を含む。)、広報車、インターネット(市ホームページ)、電話、ファックス、エリアメール、緊急速報メール、ケーブルテレビ、Lアラート(災害情報共有システム)、生活応援アプリ「やおっぷ」を利用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の活用等を通じて気象予警報等の浸水の危険性に関する情報を提供する。

また、地下空間の管理者等は、災害時に利用者等が迅速かつ的確に避難できるよう、情報の伝達体制(利用者等への案内放送等)の確立に努める。また、気象警報等に基づいて浸水の発生について判断できるよう、気象情報等の入手に努める。なお、浸水の危険性及び対応方法について、ハザードマップ、洪水リスク表示図、広報紙、インターネット等により周知する。

また、市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。

イ 避難体制の整備

地下空間において、浸水被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に避難情報を発令できるよう体制を整備する。地下空間の管理者等は、利用者等に対する避難誘導体制を整備するとともに、平常から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報に努める。

(9) 特定都市河川及び特定都市河川流域の指定

府は、特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)に基づき、寝屋川流域内の河川(第二寝屋川、恩智川、平野川、楠根川)を「特定都市河川」に、寝屋川流域を「特定都市河川流域」に指定している。

開発者は、寝屋川流域において、1,000㎡以上の開発(雨水浸透阻害行為)を行う場合、市長の許可を受けなければならない。開発者には、雨水浸透阻害行為を行う際の対策工事が求められる。

ア 「寝屋川流域水害対策計画」の推進

府は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川流域の指定を行った寝屋川流域において、同法規定の「寝屋川流域水害対策計画」を策定している。この計画に基づき、行政と流域住民等が一体となって浸水被害の解消をめざす。

市は、都市洪水想定区域、都市浸水想定区域の指定があった場合は、本市地域防災計画において、当該浸水区域ごとに、次に掲げる事項を定め、住民周知に努める。

- 都市洪水又は都市浸水の発生又は発生のおそれに関する情報（以下「洪水等情報」という）
- 避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう）、災害時要配慮者利用施設及び大規模工場等がある場合には、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するための洪水等情報の伝達方法

（10）水防拠点施設の活用

市は、河川管理者との役割分担により、大和川の水防活動の拠点である大正コミュニティセンター・大正出張所・水防センターにおいて、平常時については大正地域のコミュニティ施設及び防災啓発施設として活用し、市民の防災意識や対応力の向上を図る。

第2 土砂災害対策の推進

1 実施担当機関

危機管理課、都市整備部、建築部、防災関係機関、災害対策本部の事務分掌に基づく
その他関係部局

2 整備方針

府等の防災関係機関は、土石流、がけ崩れ等の土砂災害を未然に防止するため、危険箇所について調査点検し、砂防事業を実施するとともに地域住民への周知に努める。また、災害発生時において、円滑に避難活動等が実施できるように、市と連携しあらかじめその体制を整備しておくとともに市による土砂災害防止対策の推進に資するため、必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努める。また、市は、土砂災害が発生した場合、減災力の向上を目的に、指定緊急避難場所（一時避難場所）となる公園や避難路等の整備を推進するとともに、地域住民の自主的な防災活動への支援や啓発を行う。

3 整備計画

府は、土砂災害危険箇所等について、市と連携し防災対策を実施する。

（1）土石流対策（砂防）

土石流等土砂流出による災害を未然に防止し、下流への土砂流出を抑止するため、国土交通大臣は、「砂防指定地」（砂防法第2条）を指定する。

府は、砂防指定地において、一定の行為を禁止・制限するとともに、砂防事業を実施する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い溪流において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。

市及び府は、「土石流危険溪流及び危険区域」の把握・周知に努める。

市、府及び関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

（2）急傾斜地崩壊対策

府は、急傾斜地におけるがけ崩れを未然に防止し、法面の崩壊を抑止するため、「急傾斜地崩壊危険区域」（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条）を指定する。

また、「災害危険区域」（大阪府建築基準法施行条例第3条）を指定し、必要に応じて居住用建物の建築制限等を行う。

府は、急傾斜地崩壊危険区域において、がけ地の崩壊を助長又は誘発する原因となる行為を禁止・制限し、崩壊防止工事を実施する。

市及び府は、「急傾斜地崩壊危険箇所」の把握・周知に努める。

市、府及び防災関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速か

つ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

(3) 地すべり対策

多量の崩土による災害を未然に防止し、土砂移動を抑止するため、国土交通大臣及び農林水産大臣は、「地すべり防止区域」(地すべり等防止法第3条)を指定する。

府、近畿地方整備局は、地すべり防止区域において、地すべりを助長又は誘発する原因となる行為を禁止・制限するとともに、地すべり対策事業を実施する。

市及び府は、「地すべり危険箇所」の把握・周知に努める。

市、府、近畿地方整備局及び防災関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

(4) 土砂災害警戒区域等における防災対策

市は、府が行う土砂災害警戒情報等の発表、防災情報の発表、土砂災害警戒区域等の指定・公表に基づいて、土砂災害に対する事前の備えと土砂流出時の迅速かつ的確な情報伝達・避難体制の整備を行う。また、土砂災害特別警戒区域内での開発行為については、制限や勧告を行う。ここでいう土砂災害とは、急傾斜地の崩壊・土石流・地すべりを起因として起こる自然災害をいう。

ア 土砂災害警戒情報

大阪管区气象台と府は連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まった際、市長が防災活動や住民への避難指示等の災害予防対応を適切に行うことができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市長等に通知するとともに、広く一般にも周知する。

イ 土砂災害の防災情報

府は、土砂災害警戒情報を補足するための情報として次の情報を公表している。

- 全域危険度判定状況
- 地域危険度判定状況
- 市町村内危険度判定状況
- 雨量観測所危険度判定状況
- 雨量レーダ情報

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

府は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、市長の意見を聴いた上で、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条・9条)し、その範囲を示した図面を公表する。

土砂災害警戒区域とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するため、危険の周知及び警戒避難体制を整備すべき土地の区域をいう。

この区域に指定されると、宅地建物取引業者には、宅地又は建物の売買等にあたり行う重要事項説明において、当該宅地が土砂災害警戒区域に指定されている旨を相手方に説明することが義務づけられる。

土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域のうち土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造を規制すべき土地の区域をいう。

この区域に指定されると、特定の開発行為においては、都道府県知事の許可を受けた後でなければ当該宅地の広告、売買契約の締結が行えない。また、宅地建物取引業者は、当該宅地又は建物の売買等にあたり特定の開発行為の許可について、重要事項説明を行うことが義務づけられる。

都道府県知事は、土砂災害が発生した場合、居住者等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、安全な区域に移転するなど、土砂災害の防止・軽減のための措置について勧告することができる。

エ 警戒避難体制等(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条)

市は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難(避難場所及び避難経路に関する事項含む)及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定め、警戒区域ごとあるいは集落ごとのハザードマップを作成する。

市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがある時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を地域防災計画に定める。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)の配布その他の必要な措置を講じる。

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画(「避難確保計画」)を作成する。また、作成した計画は市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。市は、要配慮者利用

施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

資料31 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧及び情報伝達方法

オ 土砂災害特別警戒区域内での開発行為の制限

土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。また市は、土砂災害特別警戒区域においては、建築基準法に基づく構造規制を踏まえ、建築物の構造が安全なものとなるよう努める。

(5) 山地災害対策

農林水産大臣は、土砂の流出や崩壊を防止するために必要がある時は、森林を「保安林」（森林法第25条）として指定する。

府は、保安林において一定の行為を制限するとともに治山事業を実施する。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムを設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

府は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図る。

さらに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとし、特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

市及び府は、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、「山地災害危険地区」を把握するとともに、山地災害に関する行動マニュアル・パンフレット等を作成し住民に配布する等、周知に努める。

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。

府は、台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。また、山地災害の発生を防止するため、森林の整備・保全を推進する。

(6) 宅地造成及び盛土等対策

市は、宅地造成等に伴い災害が生じるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を「宅地造成等工事規制区域」（宅地造成及び特定盛土等規制法第10条）に指

定する。

市は、開発事業者に対して、宅地造成及び盛土等に関する技術基準に適合するよう指導するとともに、必要に応じて監督処分を行う。

府及び市は、宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については防災措置を指導する。

市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、市民の防災意識の向上、宅地の安全性の把握及び耐震化を促進するよう努める。

府及び市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、府は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

資料9 宅地造成等工事規制区域

第3節 ライフライン関係施設の整備

第1 下水道施設防災対策の推進

1 実施担当機関

下水道部、防災関係機関（東部流域下水道事務所、大阪市）、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

2 整備方針

市は、計画的な維持管理による安定したサービスレベルの確保や、下水道施設の新設整備、改築・更新による耐震性の向上を進めるとともに、災害時における応急復旧体制を確立する。また、下水道施設への流入・流出量及び水質並びに水防情報について、常に把握できる体制の確保に努める。

3 整備計画

（1）管路施設の耐震化

下水道施設の新設整備や改築・更新に合わせ、管路の重要度に応じて耐震診断を実施し、必要に応じて耐震化を図る。

（2）応急復旧体制の強化

市は、危険発生時でも下水道機能を確保するため、業務継続計画（下水道BCP）に基づき、応急復旧体制の整備・充実に努め、応急復旧時において迅速に対応できる体制づくりを行う。

（3）応急復旧用資機材の整備

市は、応急復旧用資機材の備蓄・点検を定期的に行うとともに、調達体制の確保、整備を行う。

（4）相互応援体制の整備

市は、府と協力して、周辺市町村等との広域的な相互応援体制の確立を図る。

第2 水道施設防災対策の推進

1 実施担当機関

大阪広域水道企業団、防災関係機関、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

2 整備方針

大阪広域水道企業団は、地震による水道施設の被害を最小限にとどめるために、「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」(日本水道協会)等に基づき、施設の耐震性を強化するとともに、震災時の飲料水確保に必要な施設・設備の整備を図る。

3 整備計画

(1)配水施設の耐震化

大阪広域水道企業団は、受・配水施設の耐震診断を実施し、必要に応じて耐震化を図る。

導・送・配水管路については、その布設替え時等に、耐震性の高い管材料及び伸縮可とう性継手等の使用を推進し、管路の耐震化を図る。

また、医療機関、社会福祉施設、その他防災上重要な施設への管路の耐震化を図る。

(2)応急復旧体制の強化

大阪広域水道企業団は、施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うためのアクアネット大阪の活用を図る。また、管路の多重化等によるバックアップ機能の強化、水道施設関係図書の整備、震災対策マニュアルの整備を行うとともに、防災訓練等により応急復旧時において迅速に対応できる体制づくりを行う。

(3)応急復旧用倉庫・資機材の整備

大阪広域水道企業団は、応急復旧用倉庫の整備・資機材の備蓄・定期点検を行うとともに、調達体制の確保、整備を行う。

(4)相互応援体制の整備

大阪広域水道企業団は府、市及び日本水道協会との連絡・協力体制を確立する。

第3 電力施設防災対策の推進

1 実施担当機関

関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社

2 整備方針

関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社は、災害による電気の供給停止を防止し、被災時には迅速な応急復旧が図られるように努めるとともに、被災時における応急復旧活動において防災関係機関と円滑な協力体制が確保できるように、平時より連絡体制・協力体制を強化する。

3 整備計画

(1) 施設の防災機能の強化

関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社は、災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

- 発電・変電施設、送・配電線施設、通信設備について、台風、地震の被害を最小限にとどめる強度の確保を図る
- 電力供給系統の多重化を図る
- 電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全並びに定期的な巡視点検を行う
- 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する
- 倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、府や市との相互の連携の拡大に努める

(2) 応急復旧体制等の強化・確立

関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社は、災害時における被害の拡大防止、迅速かつ的確な応急復旧を図るために、応急復旧体制の強化、災害対策用資機材の点検・整備等に努める。

ア 応急復旧体制の強化

- 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める
- 災害対策組織をあらかじめ定めておく
- 対策要員の動員体制を整備する
- 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する
- 平時から地方防災会議への参加により災害時の情報提供、収集など相互連携体制を整備しておく
- 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う

イ 災害対策用資機材の整備、点検

- 災害復旧用資機材の確保体制を整備する
- 災害対策用設備(移動用変圧器等)を整備する
- 災害対策車両(発電機車等)の配備増強を進める
- 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する
- 衛星携帯電話の配備など情報通信手段の多様化を図る

ウ 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ巨大地震も想定した各種訓練を計画的に実施する。

- 社員の安全を確保するために地震、津波の襲来を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する
- 応急復旧技能を維持するために設備復旧訓練を実施する
- 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動ならびに社外対応を行うために図上訓練を実施する

エ 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- 復旧用資機材、要員について、他電力会社及び電源開発株式会社と相互の応援体制を整備する
- 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「二社間融通電力需給契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する

第4 ガス施設防災対策の推進

1 実施担当機関

大阪ガス株式会社

2 整備方針

大阪ガス株式会社は、災害によるガスの漏洩を防止し、被災時にはガス供給の緊急停止を行い、迅速な応急復旧を図るとともに、被災時における応急復旧活動において防災関係機関と円滑な協力体制が確保できるように、平時より連絡体制・協力体制を強化する。

3 整備計画

(1) 施設の防災機能の強化

大阪ガス株式会社は、災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全を図る。

- ガス施設（製造所・供給所等）について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る
- 高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継ぎ手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可とう性継ぎ手の使用を図る。特に、低圧導管に可とう性の高いポリエチレン管の使用を促進する
- ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う
- 施設（管路）の老朽化度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する

(2) 応急復旧体制等の強化・確立

大阪ガス株式会社は、災害時における被害の拡大防止、迅速かつ的確な応急復旧を図るために、応急復旧体制の強化に努める。

- また、災害により拠点が被災し、早期復旧のための災害復旧用前線基地の設営が必要な場合には、市との協定に基づき、八尾市立新家町市民運動広場を災害復旧用前線基地用地として使用し、前線基地を中心とした地域の復旧活動を展開する
- 緊急措置判断支援システム(地震発生時に地震計、圧力計等の情報を迅速かつ的確に把握するシステム)の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る
- 緊急時ガス供給停止システムを強化する
 - 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る
 - 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る
- 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う
- 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する
- 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する
- ガス管の漏洩箇所の特定制、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める
- 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る

(3) 災害対策用資機材の点検・整備

災害時における被害の拡大防止、迅速かつ的確な応急復旧を図るために、災害対策用資機材の点検・整備等に努める。

- 災害復旧用資機材及び代替燃料の確保体制を整備する
- 緊急時通信機器の整備充実に努める
- 消火・防火設備の整備充実に努める
- 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する
- 適切な導管材料の備蓄に努める

(4) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

(5) 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」(日本ガス協会)に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第5 通信施設防災対策の推進

1 実施担当機関

西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社(関西総支社)、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

2 整備方針

西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社(関西総支社)、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社は、災害による通信の途絶を防止し、被災時における通信の確保と迅速な応急復旧が図られるように努めるとともに、被災時における応急復旧活動において防災関係機関と円滑な協力体制が確保できるように、平時より連絡体制・協力体制を強化する。

3 整備計画

(1) 施設の防災機能の強化

西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社(関西総支社)、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社は、災害による通信途絶を防止するため、電気通信設備及び付帯設備(建物を含む。以下、「通信設備等」という。)の強化と保全に努める。

ア 電気通信設備等の高信頼化(防災設計)

- 豪雨、洪水のおそれがある地域にある通信設備等の耐水構造化を行う
- 暴風のおそれがある地域にある通信設備等の耐風構造化を行う
- 地震又は火災に備えて、主要な通信設備等の耐震及び耐火構造化を行う
- 倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、府や市との相互の連携の拡大に努める

イ 電気通信システムの高信頼化

- 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする
- 主要な中継交換機を分散設置とする
- 主要な電気通信設備に、必要な予備電源を設置する
- 市等の重要加入者系伝送路の信頼性確保のため2ルート化を推進する

ウ 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講じる。

(2) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する

措置計画を作成し、現用化を図る。

(3) 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等を確立し、運用する。

(4) 災害対策用資機材の点検・整備

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図るため、災害対策用資機材の点検・整備等に努める。

- 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する
- 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める
- 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する際の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める
- 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える
- 飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、確保を図る

(5) 防災訓練の実施

防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。市等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

- 災害予報及び警報の伝達
- 非常招集
- 災害時における通信疎通確保(災害用伝言ダイヤル等安否確認のためのサービス(以下、「災害用伝言ダイヤル等」という)の運営を含む)
- 各種災害対策機器の操作
- 電気通信設備等の災害応急復旧
- 消防及び水防
- 避難及び救護

(6) 協力応援体制の整備

ア 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

イ グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

(7) 発災時の優先回線の確保

災害時応急対策等にかかる通信サービス確保のため、関係事業者と協調し、府、市町村及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

第6 住民への広報

1 実施担当機関

ライフラインに関わる事業者等(政策企画部、都市整備部、下水道部、大阪広域水道企業団、防災関係機関(東部流域下水道事務所、大阪市)、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、大阪ガス株式会社、西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社(関西総支社)、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社)、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

2 整備方針

ライフラインに関わる事業者等は、広報活動を実施し、利用者の防災意識向上を図る。

- 下水道部、大阪広域水道企業団及び府は、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する
- 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社並びに大阪ガス株式会社は、飛散物による停電の拡大や感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害防止のため、災害時の注意事項等について広報する
- 西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社(関西総支社)、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する

第7 共同溝・電線共同溝の整備の推進

1 実施担当機関

道路管理者(都市整備部、道路管理者等関係機関)、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

2 整備方針

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を検討する。

3 整備計画

収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。特に、共同溝について府は、府域内及び近隣府県とのネットワークの形成を推進する観点から、既存共同溝間の連続化を図る。

- 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する
- 電線共同溝(C・C・BOX)は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する

※市内において重点14路線の1つとして選定されている国道25号について、近畿地方整備局が電線共同溝事業を展開中。(志紀駅前交差点より志紀北交差点までの区間。道路延長L=550m)

第4節 交通関係施設の整備の推進

第1 道路防災対策の推進

1 実施担当機関

都市整備部、防災関係機関、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

2 整備方針

市及び国、府等の防災関係機関は、災害時における緊急交通路、避難路として重要な役割を果たす道路について、その整備を積極的に推進するとともに、路面の流出、法面の崩壊、橋梁の倒壊等が生じないよう、適切な防災対策を推進する。

3 整備計画

(1) 橋梁、歩道橋等の耐震対策

道路管理者である市及び国、府等の防災関係機関は、法面の崩壊防止、橋梁、歩道橋等の道路施設の倒壊防止のため、橋梁及び歩道橋の点検を行い、必要に応じて落橋防止等の対策工事を行う。

(2) 道路啓開用資機材確保体制の整備

道路管理者である市及び国、府等の防災関係機関は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を確保するための体制を整える。また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員確保等の体制整備に努める。

第2 鉄道施設防災対策の推進

1 実施担当機関

鉄軌道各社(西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、大阪市高速電気軌道株式会社)

2 整備方針

鉄軌道各社(西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、大阪市高速電気軌道株式会社)は、鉄軌道施設の安全確保が図られるよう、施設の耐震性の向上、洪水時の安全確保、浸水対策等、総合的な防災対策の実施に努める。

3 整備計画

(1) 施設の安全確保

鉄軌道各社は、橋梁、高架部、盛土部、地下構造物等についてその防災性能の強化を図る。

(2) 災害時における乗客の緊急避難体制等の確立

鉄軌道各社は、災害時における乗客の安全確保のため、緊急避難を含む安全対策を確立する。

(3) 応急復旧体制等の強化・確立

鉄軌道各社は、災害時における被害の拡大防止、迅速かつ的確な応急復旧を図るために、応急復旧体制の強化、災害対策用資機材の点検・整備等に努める。災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための、人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

第3 空港施設防災対策の推進

1 実施担当機関

危機管理課、政策企画部、総務部、空港管理者(大阪航空局)、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

2 整備方針

空港管理者(大阪航空局)は、滑走路等空港施設の応急復旧及び航空機事故に伴う消火活動等の防災体制整備を図る。

3 整備計画

(1) 応急点検等の体制整備

空港管理者は、災害時における施設の被災状況の把握・安全点検及び迅速な応急復旧活動を行うための体制整備を図る。

(2) 広域避難場所としての利用体制の確保

八尾空港周辺は広域避難場所に指定されており、市と空港管理者は、災害時における避難場所としての利用方法、体制等を確保・整備する。

第5節 危険物等災害予防対策の推進

1 実施担当機関

消防本部、防災関係機関、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

2 整備方針

市は、消防法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物等施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

3 整備計画

(1) 危険物、高圧ガス及び火薬類災害予防対策

ア 規制

- 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる
- 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格を持った者の立会いを徹底させる
- 関係機関と連携して、危険物及び高圧ガス積載車両等の一斉取締りを実施する

イ 指導

- 各施設の実態に即した予防規程の策定を指導する
- 各施設の維持管理等を適正に行うよう指導する
- 各施設の定期点検の適正な実施を指導する
- 災害発生時における被害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定等、各施設の実態に応じて必要な措置を講じるよう指導する

ウ 自主保安体制の確立

- 大規模な施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定する等、自主的な防災体制の確立について指導する
- 各施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する

エ 啓発

危険物安全月間、高圧ガス保安活動促進週間及び火薬類危害予防週間を中心に、各関係者に各種啓発事業を行う。

(2) 毒物・劇物災害予防対策

市は、関係法令による規制、立入検査等や事業者に対する危害防止体制整備の指導、知識の普及等、適切な災害予防対策が講じられるよう、府が実施する啓発活動等に協力する。

(3) 放射性同位元素に係わる災害予防対策

市は、府等の防災関係機関と協力して、放射性同位元素等使用事業所等に対し、施設の耐震・不燃化対策とともに、放射線防災に関する知識の普及等各種予防対策が講じられるよう啓発に努める。

核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故(放射線災害)予防対策、応急対策及び事後対策は、他の法令等によるべき旨のない範囲で、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。)等は、必要な対策(施設の防災対策、防災業務関係者に対する教育、防災訓練等)を講じるよう努める。核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対しても同様とする。

(4) 管理化学物質災害予防対策

市は、府と連携して、管理化学物質として大阪府生活環境の保全等に関する条例(以下、「生活環境保全条例」という。)で定められた有害物質を取り扱う事業者に対し、生活環境保全条例に基づく規制を行うとともに、生活環境保全条例はじめ関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

4 事業者

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

第2章 災害応急対策・復旧対策への備えの充実

第1節 防災体制の整備

市及び防災関係機関は、自らの組織動員体制の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や資機材の整備、防災訓練の実施等を通じて、相互に連携しながら、総合的な防災体制の確立をめざす。また、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制・勤務時間外における体制の整備を図るとともに、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。

災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。まず、災害が発生するおそれがある場合は、災害発生直前の気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動や災害の危険性の予測を行う。災害時においては状況が刻々と変化していく中で、詳細な情報を伝達するいとまがなく、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生することも想定し、このようなことを未然に防ぐ観点から、防災関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に従事・活用できる人材を確保し、防災にかかる組織動員体制の整備を図る。

市は、市議会に対し、防災訓練の実施等に関する情報共有を行うなど、市議会との連携を図るものとする。

第1 動員体制の整備

1 実施担当機関

危機管理課、総務部、教育委員会事務局、各班、全職員、防災関係機関、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

2 初動期における参集可能職員の指名と把握

市は、閉庁時に災害が発生した場合においても災害対策本部を円滑に設置できるように、参集を求める職員を予め指名する。

市は、避難所の早期開設のため、避難所ごとに近隣及び近隣市町村に居住している職員を避難所班長、副班長及び班員に指名する。

初動期の参集可能職員は、あらかじめ初動体制時における参集場所、業務内容等を把握する。

災害時に参集対象となる職員は、必ず職員参集システムに登録し、災害時に速やかに参集できるよう、システムの使い方を十分習熟しておかなければならない。

3 各班マニュアルの充実

各班は、災害発生時に必要な活動事項を事前に想定、検討し、時系列で取り組むべき活動をまとめた「各班マニュアル」を充実する。災害時における班は、複数の課で構成されているため、構成課が連携して作成する。

作成後は、防災担当部局に報告するとともに、その内容について各課で職員に周知する。また、訓練時にはこれを用いて活動し、訓練結果を踏まえて必要な見直しを適時行う。

各班は、勤務時間外における連絡網を作成し、災害時の職員の安否確認、参集状況等について十分習熟しておく。

4 職員の事前の備え

職員は、地域防災計画や初動マニュアル、各班マニュアル等を熟読し、参集基準及び地震時における各自の任務について十分習熟しておく。

5 市業務継続計画の策定

南海トラフ巨大地震や生駒断層帯地震等の大規模地震が発生した場合、市庁舎(建物・ライフライン等)や職員等も甚大な被害を受けることが想定される。

そのような状況に陥った場合でも、災害応急対策業務に万全を尽くすとともに、住民生活に直結する業務等について、できる限り継続的に実施することが必要であり、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧するため、市は、以下の方針に基づき業務継続を図るとともに、市BCP(業務継続計画)を策定(平成30年3月)し、適切に運用する。

- 大規模地震での被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす
- 市の行政機能が一部停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、首長不在時の明確な代行順位、市庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、自ら保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める
- 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務(非常時優先業務)の整理を行うとともに、その業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室をはじめ、電気・水・食料や災害時にもつながりやすい多様な電力、通信手段等にかかる業務資源の確保に努める
- 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う

6 業務継続体制の整備

(1) 被災者を支援するシステムの活用

市は、被災者を早期に支援するためICTを活用した被災者支援システムを適切に運用する。

(2)市町村における業務継続の体制整備

市は、自らの業務継続のための体制整備を行う。

(3)相互応援体制の強化

市は、相互応援協定の締結など、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。また、市は的確かつ円滑に応急措置を実施するため、災害マネジメント総括支援員制度を活用する。

7 市応援・受援体制の整備

八尾市災害受援・応援計画において、市が大規模災害で被災した場合の迅速な応援要請と円滑な調整・受入れ、他自治体等で災害が発生した場合の市職員の応援に係る基本的な対応を定めた(令和2年3月策定)。

今後、本計画に基づき各課、各班は、それぞれの非常時優先業務における受援体制の整備を進めていくとともに、定期的な教育・訓練等を実施し、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂を行う。

また、府及び市は訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて八尾市災害受援・応援計画に記載するとともに、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

8 災害対策事務従事職員用の備蓄物資の整備

災害発生後の初動期においては、災害応急対策に事務従事する職員は、不眠不休の状態となる。

市は、災害応急対策に職員が全力をあげて事務遂行できるよう、食料、飲料水、仮設トイレ等、災害応急対策活動を継続するために必要な物資を備蓄する。

職員は、勤務時間外に災害が発生した時でも、迅速に参集し災害応急対策が実施できるよう、自宅における家具の転倒防止等の予防対策、参集時に必要なものをバッグに入れておくなどの対応策を実施しておく。

9 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備

市は、男女共同参画担当部局が男女共同参画の視点からの災害対応の周知に係る防災担当部局との連絡体制を構築するとともに、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、平常時の防災対策及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、明確化しておくよう努めるものとする。

第2 防災中枢拠点の機能充実

1 実施担当機関

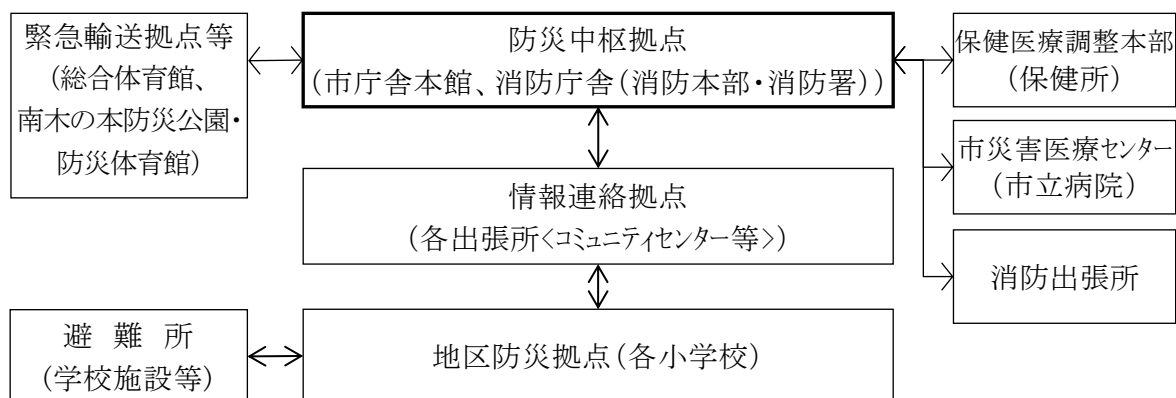
危機管理課、政策企画部、都市整備部、消防本部、防災関係機関、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

2 防災中枢拠点等の整備・充実

市は、災害時における防災対策の重要な意思決定、市全体の活動の指示等を行う拠点である市庁舎をはじめ、消防活動の拠点としての消防庁舎（消防本部・消防署）を防災中枢拠点と定義し、また、各種災害対応の中心的役割を果たす施設である保健医療調整本部（保健所）、市災害医療センター（市立病院）、緊急輸送拠点、消防出張所を防災拠点施設と定義し、浸水想定区域、土砂災害警戒区域に配慮しつつ、大地震動後に庁舎等を補修することなく速やかに業務が再開できるよう整備する。また、防災拠点の再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備等の整備を図り、平常時からの点検、訓練等に努め、十分な期間（最低3日分）の電源が確保できるよう燃料の備蓄等を行うことや通信システムの充実等の施設設備の防災機能の向上を図るとともに、感染症対策に係る施設設備についても整備する。なお、これらの施設のバックアップ対策として、他の公共施設においても防災機能の向上に努める。

これらの防災中枢拠点等は、速やかな業務再開が望まれ、堅牢な建築物であるべきことから、市庁舎が有事の際、消防庁舎は災害対策本部の設置場所となるよう整備する。また、防災中枢拠点等については非構造部材を含めた耐震化を推進する。

【防災中枢拠点及び防災拠点施設等の関わり】



※ 図中の矢印は情報の流れを示す。

資料53 防災中枢拠点及び防災拠点施設等一覧

第3 防災施設間の連携強化

1 実施担当機関

危機管理課、政策企画部、防災関係機関、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

2 情報連絡拠点の充実

市は、災害情報が市域全体に伝達されるよう防災行政無線等の情報伝達媒体の充実を進めるとともに、災害時に情報連絡拠点として、地域住民との情報連絡、相談活動、ボランティア活動の現地の窓口等となる各出張所(コミュニティセンター等)について、情報伝達機能の向上を図る。

3 地区防災拠点の整備

市は、校区まちづくり協議会や自主防災組織等の活動の拠点となる地区防災拠点を各小中学校に設置し、通信設備の充実、防災用資機材及び非常用食料等の備蓄等の整備を図るとともに、太陽光発電設備による電源確保についても検討する。また、中学校など他の指定避難所においても同様の整備を図る。

また、市庁舎や福祉避難所など計7施設には、大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金事業(大阪府グリーンニューデール基金事業)を活用し、災害時における必要最低限の電源確保のため、太陽光発電設備及び蓄電池設備を整備した。今後、他の施設へ同様の整備を検討する。

資料55 太陽光発電設備及び蓄電池設備導入施設・設備一覧

4 大阪府中部広域防災拠点等との連携

市は、大阪府中部広域防災拠点(八尾空港周辺)等の連絡機能の充実を図る。

5 緊急輸送拠点の整備

市は、物資の集積、配送等の緊急輸送拠点となる八尾市総合体育館及び南木の本防災公園・防災体育館について、各避難所への供給用備蓄物資等の整備を行う。また、八尾市総合体育館内における物資の配置図をあらかじめ計画しておき、効率的な荷捌き等が行えるようにしておく。

6 広域応援の受入れ拠点の整備

市は、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊等の活動が効率的に行えるよう広域応援部隊の受入れ拠点となる施設等をあらかじめ選定する。

第4 他市町村及び防災関係機関との連携体制

1 実施担当機関

危機管理課、総務部、消防本部、防災関係機関、市立病院、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

2 防災関係機関・民間団体等との連携

市は、防災会議、その他の連絡会議、防災訓練等を通じて、防災関係機関、防災上重要な施設の管理者、民間の防災組織等との連携・連絡体制、協力体制づくりを進め、必要な協定を締結するよう努める。なお、協定締結等の連携強化にあたっては、実効性の確保に留意する。

防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

3 大阪府現地災害対策本部との連携

市は、災害の状況に応じ設置される大阪府現地災害対策本部との連携・連絡体制の充実に努める。

4 広域的な応援体制

市は、大規模な災害発生時には、市単独では到底対応できないため、近隣市町村間での相互応援協定を締結し、平常時から、大規模災害を視野に入れ、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

また、近隣での同時被災を考慮し、他府県等の市町村との広域的な相互応援協定の締結を進めていく。

応援を受けた場合の宿泊場所、執務場所、駐車場等について指定を進める。また、必要な事務手続等がスムーズに行えるよう、定期的に訓練を実施する。

資料72 中河内地域並びに南河内地域の災害相互応援協定

資料73 明石市・八尾市災害時相互応援に関する協定

資料74 全国中核市長会災害時相互応援に関する協定書

資料75 3市町間（大阪府八尾市・岡山県和気町・大分県宇佐市）における災害時相互応援に関する協定

資料76 東播磨地域及び中河内地域災害時相互応援に関する協定

資料78 八尾市・奈良県五條市・和歌山県新宮市における災害時相互応援に関する協定

5 受援計画の策定

市は、大規模災害時において、市単独では対応できない事態にも円滑に対応できるよう、以下に示すとおり、相互応援協定締結自治体等からの応援を受ける際の、支援を要する業務や、受入れ体制などを具体的に定めた受援・応援計画を策定した(令和2年3月)。

- 外部からの応援職員等を適切かつ円滑に受け入れ、活用することができるよう、人的支援の受入れ手順や受入れに係る各課、各班及び災害対策本部との役割分担を明確化
- 災害発生時において物資の供給を円滑に実施するため、物資の調達や物流について、外部からの支援を受け入れ、活用することができるよう体制を整備するとともに、緊急輸送拠点から各避難所への物資の配送及び支給体制を整備
- 非常時において優先して実施する業務のうち、必要人員が不足すると予想される業務や過去の災害から受援が想定される業務をあらかじめ特定し、迅速に応援要請できる準備(受援対象業務の内容、要請する業務内容、要請先、求める職種・資格、必要資機材、指揮命令者と受援担当者などを明記した受援対象業務シートの作成)の実施

6 自衛隊との連携

市は、平常時から自衛隊と情報交換を行い、スムーズな連絡体制を確立するとともに、宿泊場所、執務場所、駐車場・資材集積場等の確保等、事前に訓練を行う。また、派遣要請手続き等必要な事務手続について習熟に努める。

なお、大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行う。

7 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

市は、大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため設置されている「緊急消防援助隊」等との連携・受入れ体制を整備する。

8 災害派遣医療チームとの連携

市は、大規模災害時において市の医療機関だけでは対応できない急性期の対応を支援するために、災害医療コーディネーター(災害時小児周産期リエゾンなどを含む)及び全国から派遣されてくる災害派遣医療チーム(Disaster Medical Assistance Team、以下、DMAT)との連携、受入れ体制を整備する。

9 大阪府災害派遣福祉チーム(大阪DWAT)との連携

市は、大規模災害時に、長期避難者の生活機能の低下や身体状態の悪化など二次被害を防止し、指定避難所等において災害時要配慮者に対する福祉支援を実施するため、大阪府災害派遣福祉チーム(大阪DWAT)との連携、受入れ体制を整備する。

10 近畿地方整備局との応援連携

「災害時等の応援に関する申し合わせ(平成24年5月31日)」に基づき、災害時の整備局

からの応援や受入れが円滑に行われるよう連携を図る。

11 事業者・ボランティアとの連携

市は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるとともに、協定締結等の連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。また、市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

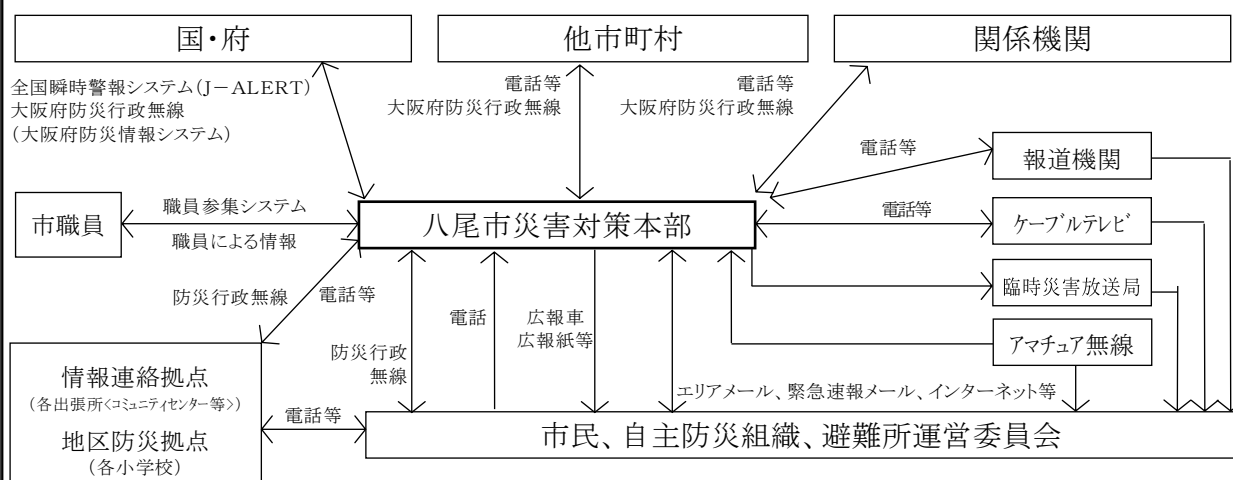
また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組が行えるよう、防災協定の締結やコーディネート機能の強化に努める。府及び市は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

第2節 情報収集伝達体制の整備

市は、発災時に、被害情報を迅速に収集するとともに、府等の防災関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から、大規模停電時も含めた情報収集伝達体制の確立を図るとともに、災害情報の集約等ICTを活用したシステムの整備に努める。また、災害時の使用を考慮し、十分な電気通信回線の回線容量を確保するほか、災害の未然防止及び被害の軽減を図るため、気象予警報等の伝達体制の整備を行う。

さらに、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。

【情報収集伝達体系】



1 実施担当機関

危機管理課、政策企画部、消防本部、各部、防災関係機関、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

2 情報収集伝達体制の整備

(1) 各部・各職員の情報収集伝達体制の確立

市は、「災害応急対策」で定める情報収集及び情報伝達を迅速かつ確実に実施するために、各部及び各職員の役割や情報収集伝達の手順、情報伝達項目等を定めた「職員初動マニュアル」の充実を図る。また、各部は、情報分析項目の優先度を定めるとともに、定期的な訓練等によりその習熟を図る。

(2) 多様な情報収集システムの確保

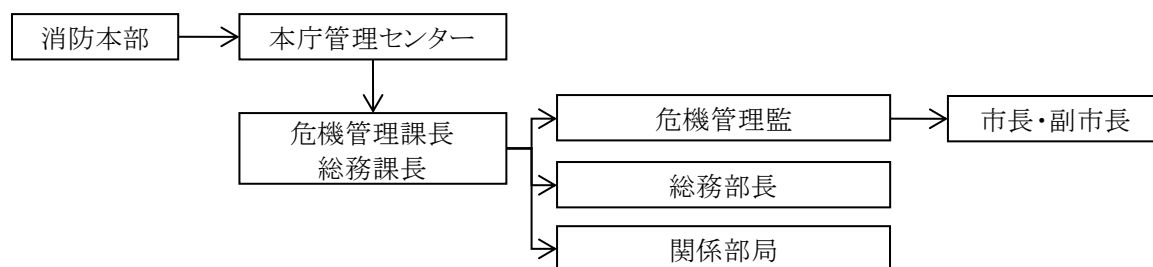
市は、大阪地区非常通信、報道機関、気象情報システム、アマチュア無線、インターネット等、多様な災害情報収集体制を確保するように努める。被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線(戸別受信機を含む。)等の無線設備の整備を図るとともに、広報車、インターネット(市ホームページ)、電話、ファックス、エリアメール、緊急速報メール、臨時災害放送局、ケーブルテレビ、Lアラート(災害情報共有システム)、生活応援アプリ「やおっぷ」を利

用した情報発信、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の活用も含め、災害時要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の確保に努める。また、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める等、情報収集伝達体制の強化を進める。

(3) 24時間体制の確保

突発的な災害発生に備え、24時間連絡・伝達可能な体制とし、万全を期する。勤務時間外においては次のとおりとする。

【24時間体制時の連絡・伝達体系】



3 災害情報システムの運用

市は、災害発生時における災害情報等の集約や災害対策本部運営支援、避難所管理支援等を行うICTを運用し、迅速で的確な応急対応を実施する。

4 通信手段の確保・整備

(1) 通信施設の整備・点検

市は、災害に関する情報連絡等について、電話・無線通信設備の機能を常時維持するため、保守管理を徹底し整備を行うとともに、災害に備え機器の転倒防止、浸水の防止、予備電源の確保を図る。また、市が保有する各種データベースについて、重要度に応じてバックアップを確保する。

(2) 通信連絡手段の多様化

市は、職員参集システム、衛星電話等の充実を図り、非常時の職員への連絡体制の強化に努めるとともに、情報収集の機動力の向上に努める。

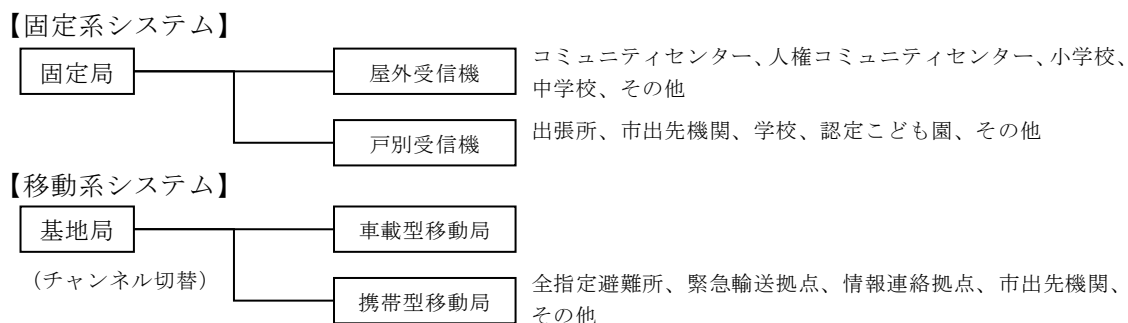
(3) 防災行政無線等の整備・充実

市は、災害時(危機管理事象全般を含む)における情報の収集、連絡活動を迅速かつ的確に行うために、本部及び各施設並びに防災関係機関との相互通信を図るとともに、必要な情報を市民に伝達する手段として防災行政無線等の整備・充実を図るほか、消防無線のデジタル化の整備・充実に努める。また、衛星通信等により、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制を確保する。

ア 防災行政無線整備

市は、情報連絡体制の充実に向けて、有効な通信手段の確保を検討する。

【八尾市防災行政無線系統図】



資料34 八尾市防災行政無線設置場所

イ 無線従事者の養成

危機管理課及び総務部は、防災行政無線局等の運用を円滑に実施するため、無線従事者を養成し、その適正配置を行う。

(4) 大阪府防災情報システム（O-DIS）の活用

市は、災害状況を即座に府に報告できるように、操作に習熟するとともに、府緊急防災推進員との連携に努める。

(5) 高機能消防指令センターの維持管理

消防本部は、災害時における情報の収集、連絡活動を迅速かつ的確に行うために消防指令システムの各機器の保守管理に努める。

- 指令センターの各機器について破損、転倒防止対策等を講ずるほか、指令センターが被災した場合の代替的手段の確保と操作の習熟を図る
- 集中すると予想される通報に対応できる人員体制の確保に努める
- あらゆる情報の集約管理を行う体制を整える

(6) 消防救急デジタル無線の活用

消防本部は、消防救急デジタル無線を活用し、災害における情報の収集、伝達を的確に行う。また、府域における各消防本部との相互連絡は、主運用波を活用する。

(7) アマチュア無線家への協力要請

市は、災害情報収集、伝達が円滑に行われるよう状況に応じ、アマチュア無線家等に協力を要請する。

5 災害広報体制の整備

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達にかかる体制の整備に努める。

また、市及び府は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。

さらに、市は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、府と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

（1）災害広報責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ、災害広報責任者を選任する。

（2）災害時に提供すべき情報項目の整理

災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目をあらかじめ整理する。

（3）広報文案の事前準備

- 地震情報（震度、震源、地震活動等）・津波・気象・水位・放射線量等の状況
- 市民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
- 出火防止、初期消火の呼びかけ
- 災害時要配慮者への支援の呼びかけ
- 災害応急活動の窓口及び実施状況

（4）広報手法の整備

市は、災害に関する情報及び被災者に関する生活情報を正確かつ迅速に提供できるように、多様な広報手法の整備を推進する。

- 防災行政無線による情報の提供
- 広報車の充実
- ホームページによる情報の提供
- エリアメール、緊急速報メールによる情報の提供
- 連絡拠点（各出張所）、地区拠点（各小学校）における地域防災無線の整備、掲示板等による広報体制の確保・充実
- ケーブルテレビ、臨時災害放送局による情報の提供
- Lアラート（災害情報共有システム）を利用した情報発信
- 生活応援アプリ「やおっぷ」を利用した情報発信
- ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用
- 災害時要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手法の確保

（5）広報手段の周知徹底

市は、あらかじめ、市庁舎、出張所、コミュニティセンター、小学校等の災害時情報拠点を

設定し、災害情報、生活関連情報などを掲示板等で広報する方法を定めておくとともに、市民に平常時から周知するよう努める。

(6) 災害時の広聴体制の整備

市及びライフライン事業者は、市民等から寄せられる被害情報や災害応急対策状況に関する問合せ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、災害時に優先的に利用できる電話・ファックス・パソコンの確保や相談窓口の設置などの広聴体制の整備に努める。

(7) 停電時の住民への情報提供

市及び電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

(8) 報道機関との連携協力体制の整備

市は、迅速・適切な情報が伝達されるよう報道に関する協定を締結するなど、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

(9) 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供

市、府及び防災関係機関は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

(10) 避難所運営にあたってのICTの活用

市は、ICTを活用した被災者支援にかかる総合的な情報システム(被災者支援システム)の運用をはじめ、避難所におけるICT基盤(災害情報システム)の活用、並びに避難所運営に関わる職員の操作の習熟を図る。

第3節 消防及び医療体制の整備

第1 火災予防対策の推進

1 実施担当機関

消防本部、施設管理者、林野の管理者、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

2 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市町村長に伝達する。通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

3 一般建築物防火対策の推進

(1) 火災予防査察の強化

消防本部は、火災予防のために必要がある時は、消防法第4条、第4条の2の規定に基づき、学校、病院、工場、事業所、興行場等の防火対象物の位置、構造、設備及び管理の状況について立入検査し、その所有者、管理者又は占有者に対し火災予防上の不備欠陥事項の是正を求め、火災予防に万全を期する。

(2) 住宅用防災機器設置の徹底

消防本部は、住宅における火災の早期発見のため、消防法第9条の2の規定に基づき、住宅用防災機器の設置を徹底する。

(3) 市民、事業者に対する指導、啓発

消防本部は、火災予防街頭広報、各種団体を対象とした講習会の開催等の火災予防広報活動を積極的に推進し、また市民及び事業者に対し地震発生時の火を使用する器具・電気器具の取扱い、消火器の使用方法等について指導を行い、火災の未然防止及び消火方法について周知・徹底する。

(4) 定期報告制度の活用

市は、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、一定規模以上の多数の人が利用する建築物及び建築設備の適切な維持保全の促進に努める。

4 高層建築物防火対策の推進

市及び関係機関は、高さが31mを超える高層建築物については、前項のほか防災計画の

作成や共同防火管理体制の確立、防災規制等、所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

(1) 防災計画の作成指導

市は、原則として、高層建築物の新築に際し、出火防止、初期消火や避難安全性の確保等の観点から、建築物の実態に即した防災計画の作成を指導する。

(2) 共同防火管理体制の確立

消防本部は、管理の権原が分かれている高層建築物において、共同防火管理体制の確立を指導する。

(3) 防災規制

消防本部は、高層建築物において使用する防災対象物品については、防災性能を有するものを使用するよう指導する。

5 林野火災予防対策の推進

消防本部及び林野の管理者は、林野周辺地区住民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、積極的な火災予防対策を推進する。

(1) 監視体制等の強化

- 市民及び事業者に対する啓発
- 火災発生危険期における巡視の実施
- 森林法に基づく火入れの許可

(2) 林野火災対策用資機材の整備

消防本部は、消防力強化のため、資機材(可搬式ポンプ・送水装置、背負い式消火水のう、チェーンソー等)の整備と備蓄を推進する。

第2 消火・救助・救急体制の整備

1 実施担当機関

消防本部

2 消防力の充実

(1) 消防活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動を実施するための消防活動体制(初動、情報収集、通信運用、消火、救助・救急、広報、後方支援等)の充実を図る。

(2) 消防施設・設備の整備充実

「消防力の整備指針」(平成12年1月20日 消防庁告示第1号)及び「八尾市消防施設に関する基本構想」を踏まえ、消防署所の機能更新及び適正配置を行うとともに、消防車両等の消防施設や災害監視用高所カメラ等の映像情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防施設等、総合的な消防力の充実に努める。

(3) 消防水利の整備

大阪府地域防災計画に定める「震災時に備えた消防水利の確保についての当面の方針」に基づき、消防水利の確保に努める。災害時の消火用水として消火栓及び耐震性防火水槽等の設置・充実を行うとともに、老朽化した防火水槽の補修等を行い、大規模災害に対し万全の体制を整える。また、公設の耐震性防火水槽が設置されている公園に自主防災組織等が使用できる消火活動用資機材(ポンプセット)を計画的に配備し、消防水利を有効に活用するための消防施設・設備の充実に努める。

(4) 消防団の育成・充実

ア 体制整備

若手団員の育成、青年層等の消防団への入団の促進、処遇の改善を図り、組織の強化に努める。

イ 消防施設・装備の強化

地域防災拠点である消防団消防機械器具置場の機能強化を図る。また、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の資機材、現場外套等の安全確保用装備の充実強化を図る。

ウ 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する知識の高度化及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するため、教育訓練を実施する。

エ 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

3 救助体制の整備

大規模災害時の多数の要救助者発生に備え、人命救助に関する専門的な知識・救助技術の錬磨等、より一層救助隊員の高度化を図るとともに、高度救助用資機材を整備し、救助体制を充実・強化する。

4 救急体制の整備

多数の負傷者の発生に備え、高規格救急自動車や応急処置用資機材を整備するとともに、救急救命士の養成を図り、救急体制を充実・強化する。

5 広域応援体制の充実

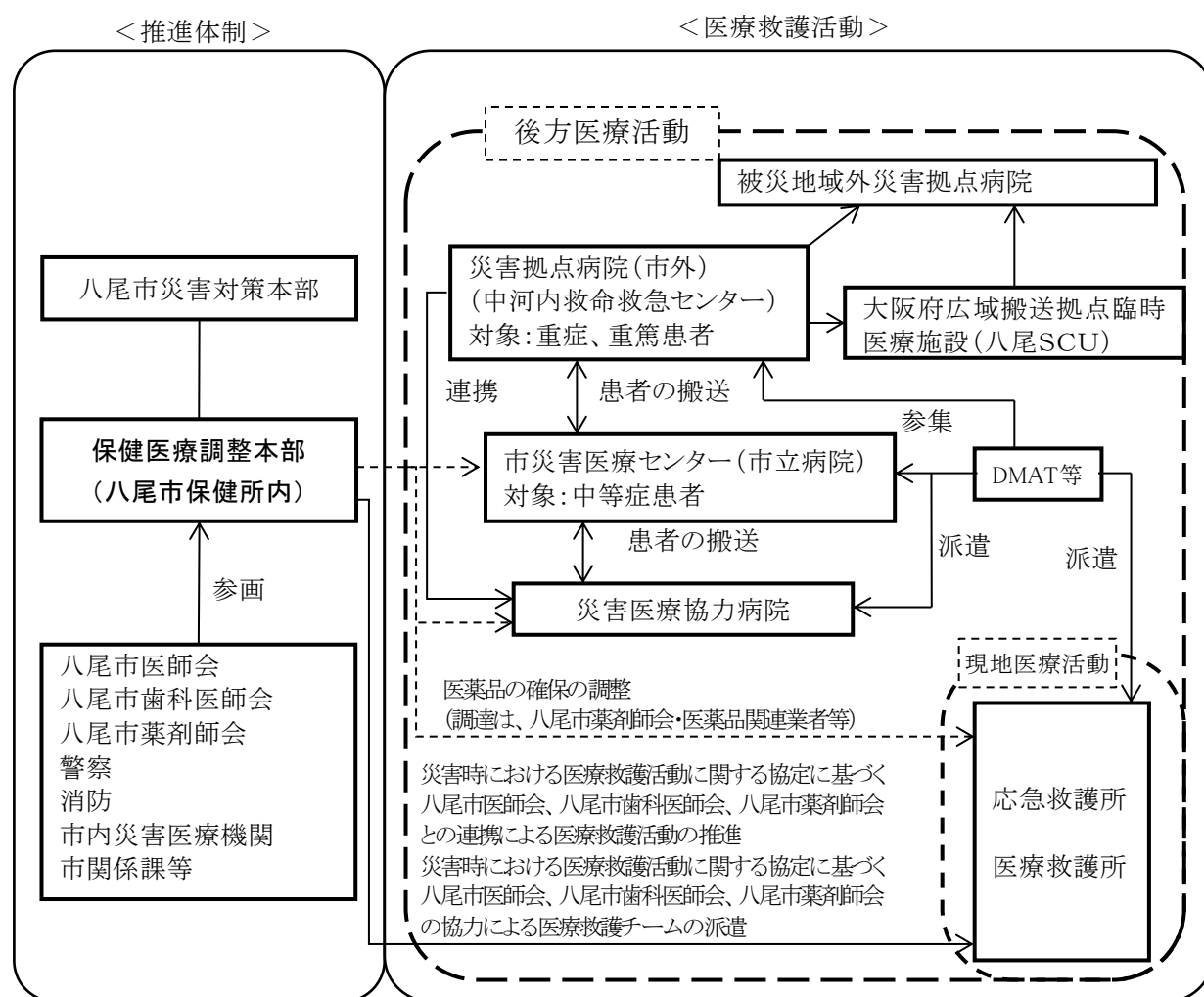
消防相互応援協定締結の消防機関との連携体制を強化するほか、緊急消防援助隊等の受入れ体制の整備に努める。

6 連携体制の整備

消防本部、府、大阪府警察（八尾警察署）、自衛隊等は平時から情報交換を行い、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互に連携し、消火・救助・救急活動を円滑に行うため、情報相互連絡体制、輸送体制の整備に努める。

第3 災害時医療救護体制の整備

【災害時の医療救護体制】



1 実施担当機関

八尾市保健所、八尾市保健センター、市災害医療センター、防災関係機関、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

2 災害時の医療救護活動の基本的考え方

医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。市内の医療救護活動全体の調整を行うため、市災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置する。

(1) 現地医療活動

医療救護チームは、患者が最初に受ける応急処置あるいは一次医療を、「救護所」において実施する。

ア 救護所及び現地医療活動の分類

次の2種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護活動を実施する。

(ア) 応急救護所での現地医療活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する応急救護所で、主に搬送前のトリアージ、応急処置等を行う。

(イ) 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたって、避難所等に併設される医療救護所で、主に軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

イ 考え方

被災をまぬがれた医療機関(災害医療機関を除く。)を、できるだけ「救護所」と位置づける。

災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした現地医療活動を行う。

(2) 後方医療活動

ア 後方医療活動の実施

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に実施する。

イ 考え方

- 災害が甚大であればあるほど、災害医療機関は後方医療活動を優先し活動する
- 被災地域内で対応困難な重症患者は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機等によりできるだけ早く被災地域外の災害拠点病院等へ搬送し、治療する
- 特定の災害医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、

可能な限り(府域外も含め)多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う
医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の
搬送・受入れを行う

3 医療機関との協力体制の確立

市は、災害時における医療救護活動に関する協定に基づき、八尾市医師会、八尾市歯科医師会、八尾市薬剤師会や医療機関の協力のもと災害時に通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合や、医療機関の被害によって被災地域に医療の空白が生じた場合に、適切な医療が実施できるよう、医療救護体制の確立を図る。

4 災害時医療情報体制の整備

(1)連絡体制の整備

市、市災害医療センター及び災害医療協力病院等は、「保健医療調整本部」へ情報を報告するために、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。

(2)広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の整備

府は、災害時の医療情報を迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、市、市災害医療センター及び災害医療協力病院等に、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を的確に活用できるよう入力操作等の研修や訓練を定期的に行うとともに、その充実に努める。

また、市、市災害医療センター及び災害医療協力病院等は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

(3)その他

- 市は、各医療機関及び医療救護チームとの情報連絡手段を確保する
- 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する

5 現地医療体制の整備

(1)医療救護チームの整備

市は、災害時における医療救護活動に関する協定に基づき、八尾市医師会、八尾市歯科医師会、八尾市薬剤師会の協力を得て、医療救護チームの編成及び構成、派遣基準等についての方針を定める。

ア 医療救護チームの編成及び構成

災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病等多様な状況に適切に対応できるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、その他多職種で編成するとともに、診療科等を考慮した構成とする。

イ 派遣基準

市域で多数の負傷者等が発生し、救護所が設置された時。

ウ 派遣要請

医療救護チームが不足する場合、府に対し、災害派遣医療チーム(DMAT)等の派遣を要請する。

(2) 救護所の確保

市は、災害時における医療救護活動に関する協定に基づき、八尾市医師会、八尾市歯科医師会、八尾市薬剤師会の協力を得て、災害時に救護所を開設する医療施設(診療所、医院等)の確保を図るとともに、大規模災害時には、避難所となる学校の保健室等及び災害現場付近に救護所を開設する。

6 後方医療体制の整備

災害時の後方医療体制は、市内外の災害拠点病院である災害医療機関が中心に担う。

(1) 市内外災害医療機関の体制整備

ア 市災害医療センターの体制整備

市は、災害時における医療救護活動の拠点となる市災害医療センターとして市立病院を位置づけ、災害時後方医療体制の整備・充実を図る。

イ 市内災害医療協力病院との連携体制整備・充実

市は、府と協力し、災害時の後方支援活動を行う災害医療協力病院との連携体制の整備・充実を図る。

ウ 市外災害拠点病院との連携体制の整備・充実

府は、市と協力し、市外災害拠点病院との連携体制の整備・充実を図る。

(2) 病院災害対策マニュアルの作成

医療機関は、防災体制や災害発生時の応急対応策等を盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

【市内災害医療機関】

	医療機関名
市災害医療センター	市立病院
災害医療協力病院(府指定)	医真会八尾総合病院、八尾徳洲会総合病院、 貴島病院本院、厚生会第一病院、東朋八尾病院

【市外災害拠点病院】

		医療機関名
災害拠点病院	基幹災害拠点病院	大阪急性期・総合医療センター
	地域災害拠点病院	大阪市立総合医療センター、大阪医療センター、大阪赤十字病院、大阪市立大学医学部附属病院、大阪府済生会千里病院、大阪大学医学部附属病院、大阪府三島救命救急センター、大阪医科大学附属病院、関西医科大学附属病院、関西医科大学総合医療センター、大阪府立中河内救命救急センター、市立東大阪医療センター、近畿大学病院、堺市立総合医療センター、りんくう総合医療センター（大阪府泉州救命救急センター）、大阪警察病院、多根総合病院、岸和田徳洲会病院
	特定診療災害医療センター	大阪国際がんセンター、大阪精神医療センター、大阪はびきの医療センター、大阪母子医療センター
	国立病院機構	大阪医療センター、近畿中央呼吸器センター、刀根山医療センター、大阪南医療センター
	地域医療機能推進機構	大阪病院、大阪みなと中央病院、星ヶ丘医療センター

資料35 医療機関等一覧

7 患者等搬送体制の確立

市は、府と連携しながら、災害時における患者、医療救護チーム及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・空路（ドクターヘリ）を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

市は、広域搬送が必要な傷病者を想定し、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について防災関係機関と協議を行う。

(1) 患者搬送

市及び府は、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の受入れ可能病床情報等に基づき、適切な搬送体制を確立する。

(2) 大阪府広域搬送拠点臨時医療施設「八尾SCU」(SCU: Staging Care Unit)

市は、府と連携しながら大阪府広域搬送拠点臨時医療施設「八尾SCU」を拠点とした広域搬送を行えるよう、あらかじめ体制を整備する。状況に応じて「八尾SCU」を拠点とした患者の広域搬送を行う。

(3) 医療救護チームの搬送

市及び府は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護チームの派遣手段・方法を確立する。

(4) 医薬品等物資の輸送

市は、医薬品や医療用資機材等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

8 医薬品等の確保体制の整備

(1) 現地医療活動のための医薬品等の確保

市は、平常時から八尾市薬剤師会や医薬品関連業者との協力体制を整備し、災害時における円滑な医薬品等の確保を図る。

(2) 後方医療活動のための医薬品の確保の調整

災害医療機関は、後方医療活動を行うために必要な医薬品や医療用資機材等についての備蓄を推進する。

(3) 水・燃料(医療機器用)の確保の調整

停電時に医療機器を継続的に動かすための水・燃料の確保を図る。

9 個別疾病対策

市及び府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法等を整備する。

10 災害医療訓練の実施

各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。市、府、災害医療機関は、地域の防災関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。

第4節 緊急輸送体制の整備

第1 陸上輸送体制の整備

1 実施担当機関

危機管理課、総務部、都市整備部、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

2 緊急交通路の確保

市、及び府は、大阪府警察（八尾警察署）及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を選定する。

また、道路管理者等は定期的に緊急交通路を点検し、把握する。

（1）府が選定する広域緊急交通路

ア 選定基準

- 府県間を連絡する主要な道路
- 府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地等を連絡する主要な道路
- 各府民センタービル、市町村庁舎等市町村の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路

イ 選定道路

市内において、府が選定する広域緊急交通路は次のとおりである。このうち、災害発生直後における、災害応急対策にあたる緊急通行車両の通行を最優先で確保するための道路として、国道25号、大阪中央環状線が「重点14路線」として選定されている。

- 近畿自動車道
- 国道25号（重点14路線）
- 府道大阪中央環状線（重点14路線）
- 国道170号
- 府道大阪港八尾線
- 府道旧大阪中央環状線
- 市道木ノ本井中線

（2）市が選定する地域緊急交通路

ア 選定基準

- 広域緊急交通路と市が選定した防災拠点、災害時用臨時ヘリポート、市災害医療センター、災害医療協力病院及び避難所等を連絡する道路

イ 選定道路

市が選定する主な地域緊急交通路は次のとおりである。

- 府道旧大阪中央環状線
- 府道大阪港八尾線
- 府道八尾枚方線
- 府道大阪八尾線
- 府道八尾道明寺線
- 府道八尾茨木線
- 市道弥刀上之島線
- 市道若林沼線
- 市道木ノ本田井中線

(3) 緊急交通路の整備

道路管理者は、多重性、代替性を考慮した緊急輸送ネットワークを確保するため、あらかじめ選定された緊急交通路の効率的な整備に努める。

(4) 災害時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

(5) 緊急交通路の周知

市は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から緊急交通路について、消防署及び大阪府警察（八尾警察署）に徹底を図るとともに、市民への周知に努める。

3 重要物流道路等の指定

国土交通省は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、物流場重要な道路輸送網を重要物流道路等として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

4 災害時における交通の確保

(1) 災害時交通規制

市は、大阪府警察（八尾警察署）と連携しながら、信号機等の交通関係施設について耐震性等防災性能を高めるとともに、災害時の交通管理体制を確立する。

道路管理者は、災害時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。

(2) 道路啓開等

道路管理者は、緊急交通路をはじめとして、道路上の障害物の除去等応急復旧に必要な

人材、資機材の確保に努めるとともに、防災関係機関との協力体制の確保を図る。

資料40 広域緊急交通路（路線図）

資料41 緊急交通路

資料42 避難路

5 輸送体制の確保

（1）輸送業者との協定締結

市は、災害時に緊急輸送を円滑に実施するために必要な車両、運転手、物流専門家（仕分け、物資管理等）が確保できるよう、運送事業者等との協定締結を推進する。

（2）緊急通行車両の事前届出

市及び防災関係機関は、災害時の応急対策活動が円滑かつ迅速に実施できるように、所有車両を緊急通行車両として大阪府警察（八尾警察署）を經由して、府公安委員会へ事前届出し、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けて災害に備える。

ア 対象車両

次のいずれにも該当する車両であること。ただし、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車を除く。

- 防災計画に基づき、災害応急対策（緊急物資、燃料、災害廃棄物、関連資機材等の輸送）を実施するための車両
- 指定行政機関等の保有・契約車両又は災害発生時の調達予定車両
- 使用の本拠の位置が府内にある車両

イ 届出済証の返還

次の場合、速やかに八尾警察署長を經由して届出済証を返還する。

- 届出済証の交付を受けた車両が、緊急通行車両として使用する車両に該当しなくなった時
- 当該車両が廃車となった時
- その他緊急通行車両としての必要がなくなった時

資料43 公用車保有状況一覧表

第2 航空輸送体制の整備

1 実施担当機関

危機管理課、総務部、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

2 災害時用臨時ヘリポートの選定

市は、府等の防災関係機関の協力による災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等の応急活動を、ヘリコプターの機動性を生かして円滑に実施するため、航空輸送拠点として八尾空港を活用するとともに、災害時用臨時ヘリポートを選定し、府に報告する。

府及び市は、災害時に他府県等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等にヘリサインの整備を進める。

【災害時用臨時ヘリポート選定基準】

- 地盤は、堅固な平坦地のこと（コンクリート、芝生が最適）
- 地面斜度が6度以内であること
- 二方向以上からの離着陸が可能であること
- 離着陸時に支障となる障害物が周辺にないこと
- 車両等の進入路があること
- 離着陸のため必要最小限度の地積が確保できること

【必要最小限度の地積】

- ・大型ヘリコプター：100m四方の地積
- ・中型ヘリコプター：50m四方の地積
- ・小型ヘリコプター：30m四方の地積

【災害時用臨時ヘリポート】

区 分	ヘリポート位置
航空輸送拠点	八尾空港
災害時用臨時ヘリポート	山本球場、桂球場、恩智川治水緑地、久宝寺緑地、大和川若林地区河川防災ステーション（大正コミュニティセンター）、大阪府中部広域防災拠点

3 航空輸送会社との協定締結

市は、航空輸送が円滑に実施できるよう航空輸送会社及び中部防災拠点等との協定締結に努める。

第3 公共交通機関による輸送体制の整備

公共交通機関各社は、災害発生時においても安全で円滑な交通手段を確保するため、平常時から体制を整備する。

1 実施担当機関

危機管理課、総務部、各鉄軌道会社、各乗合旅客自動車運送事業者、防災関係機関、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

2 各鉄軌道会社

各鉄軌道会社は、災害発生時における乗客の避難、災害発生直後の被害状況及び安全点検を行うための人材の確保、応急復旧のための資機材を確保する。

3 各乗合旅客自動車運送事業者

市は、災害時においても可能な限り運行が確保されるとともに、利用者の安全確保及び混乱防止を図るよう各乗合旅客自動車運送事業者へ要望する。

各乗合旅客自動車運送事業者は、災害時におけるバスの運行途絶は市民生活に与える影響が大きいため、利用者の安全確保を最優先として、可能な限り運行の確保に努めるとともに、利用者の安全確保及び混乱防止を図る体制を整備する。

第4 緊急輸送拠点の整備

1 実施担当機関

危機管理課、政策企画部、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

2 緊急輸送拠点の選定

大規模な災害に備え、物資の集積・供給を行う緊急輸送拠点を選定する。また、定期的に点検し、把握する。

(1) 設置基準

大規模な災害が発生し、市域全域にわたって避難所を開設した場合等で、設置が必要と認められる時。

(2) 設置場所

緊急輸送拠点は、八尾市総合体育館とする。ただし、状況により南木の本防災公園・防災体育館においても設置する。

3 基幹的広域防災拠点との連携

国や被災府県・市町村、指定公共機関等の責任者が参集して広域的な災害対策活動の総合調整を行う現地の司令塔機能（合同現地対策本部機能）と、広域防災拠点のみでは対応が困難な場合に広域防災拠点を支援する高次支援機能（広域防災拠点機能）を有する基幹的広域防災拠点との連携による効果的な防災体制を構築する。

〔高次支援機能〕

人員等輸送機能、物資輸送拠点機能、ヘリポート機能、応援要員受入れ機能 など

第5節 避難受入れ体制の整備

第1 避難誘導体制

1 実施担当機関

危機管理課、総務部、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

2 避難誘導体制の確立

(1) 避難場所、避難路、避難所の周知

市は、指定した避難場所、避難路、避難所を市民に周知する。

(2) 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

市は、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」及び「大阪府版避難情報の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえて、「避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づき、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに応じた避難行動や避難の際の留意点等を明確にし、住民に周知する。

特に、土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。また、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂する。

(3) 市民への周知・意識啓発

市及び府は、緊急安全確保や避難指示、高齢者等避難が発令された際、既に周囲で水害や土砂災害が発生している等、遠方の指定避難所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと住民自身で判断した場合には、近隣のより安全な建物等の緊急的な退避場所への避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとることも避難行動とすることを市民へ周知しておく。

また、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

(4) 避難誘導方法の徹底

市は、「わがまち防災マップ」等を活用し、対象地域の市民に避難場所、避難路、避難所、避難の方法等について周知する。なお、災害種別（震災、津波、豪雨災害）や避難形態（緊急一時退避、退避避難、滞在避難（避難生活））に応じて、避難場所が異なる場合は住民にわかりやすく周知する。また、避難行動要支援者の避難誘導に配慮し、集団避難が行えるよ

う自主防災組織、赤十字奉仕団、自治会(町会)等地域住民組織と連携した体制づくりを図る。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

また、保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、防災担当部局は保健所と連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

(5) 災害時要配慮者の避難誘導体制の確立

市は、本人の意思及びプライバシーの保護に充分留意しながら高齢者、障がい者等の所在等を把握するため、避難行動要支援者名簿を活用し、高齢者、障がい者等の避難が円滑になされるよう、自治会(町会)や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりの充実を図る。

避難行動要支援者の避難誘導をはじめ、避難行動支援の取り組みの実効性を高めることを目的として、八尾市災害時要配慮者支援指針を踏まえ、避難行動要支援者名簿を活用し、福祉部局・防災部局・避難支援者・防災関係機関等との情報共有、避難誘導及び安否確認の支援体制を整備するよう努める。

(6) 学校、保育所、社会教育施設、病院等における避難誘導体制の確立

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるための体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築を行う。

(7) 不特定多数の者が利用する施設の管理者

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。また、府及び市は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

3 案内標識等の整備

市は、避難場所、避難路、避難所等に案内標識、誘導標識等を設置し、市民への周知を図る。誘導標識の設置にあたっては、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。あわせて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。なお、避難場所標識等について、「案内用図記号(JIS Z8210)の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム(JIS Z9098)」を用いる。

また、救援ヘリコプターによる救助活動や支援物資の空輸作業がスムーズにできるよう、施設サインの対空表示に努める。

第2 避難場所、避難路、避難所の選定・整備

1 実施担当機関

危機管理課、総務部、都市整備部、防災関係機関、災害対策本部の事務分掌に基づく
その他関係部局

2 避難場所、避難路の選定

市は、避難場所及び避難路を選定する。

また市は、指定緊急避難場所については、災害種別に応じて被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波や洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合において、特定の災害によっては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

(1) 火災時の避難場所及び避難路の選定

ア 指定緊急避難場所（一時避難場所）

火災発生時に市民が一時的に避難できるおおむね0.1ha以上の公園、学校の運動場を指定緊急避難場所（一時避難場所）として選定する。

イ 広域避難場所

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から市民の安全を確保できる場所を広域避難場所として選定する。

- 想定される避難者1人あたりおおむね1㎡以上の避難有効面積を確保できること
- 延焼火災に対し有効な遮断ができるおおむね10ha以上の空地
- 10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難場所として選定する
- 土地利用の状況その他の事情を勘案して、災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの

ウ 避難路

広域避難場所に通じる避難路を選定する。

- 原則として幅員が16m以上の道路（ただし、沿道には耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、又は10m以上の道路）及び10m以上の緑道
- 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（上に該当するものを除く）
- 落下物、倒壊物による危険等避難の障害のおそれが少ないこと
- 水利の確保が比較的安易なこと

資料42 避難路

(2) 指定緊急避難場所（一時避難場所）の整備

市は、災害時に一時的に避難場所となる街区公園、近隣公園等の都市公園の整備に努める。また、教育委員会事務局は、指定緊急避難場所（一時避難場所）となる学校について、出入り口増設等施設整備に努める。

- わかりやすい日本語や多言語対応をしたハザードマップ等による市民への周知
- 周辺の緑化の促進
- 複数の進入口の整備

資料44 指定緊急避難場所（一時避難場所）

3 広域避難場所における避難受入れ体制の整備

市は、府と協力して、広域避難場所を選定されている八尾空港周辺、久宝寺緑地、恩智川治水緑地、曙川南中学校周辺について、防災行政無線の屋外拡声式受信装置の設置等、広域避難場所の整備を推進する。

- わかりやすい日本語や多言語対応をした避難場所標識の設置
- 非常電源付の照明設備・放送施設の整備
- 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- 複数の進入口整備

資料45 広域避難場所

4 避難路の整備

市は、広域避難場所への避難が安全かつ円滑に行えるように避難路を選定するとともに、避難経路（生活道路）の整備を推進する。

- 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進

- 落下・倒壊物対策の推進
- 誘導標識、誘導灯の設置
- 段差解消、誘導ブロックの設置

5 その他の避難場所及び避難経路(生活道路)の整備

市は、浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所や避難経路(生活道路)の整備に努める。

また、住宅密集地区等における、各住宅から避難場所への移動ルートを確保するために、生活道路の整備に努める。

自主防災組織は、市が指定した避難所までの避難経路を住宅地区毎に検討し、避難時の移動ルートの選定に努める。

(1) 避難場所

避難者1人あたりおおむね1㎡以上を確保できる安全な空地とする。

(2) 生活道路

避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び緑道とする。

6 避難所の指定・整備

市は、家屋の損壊、滅失、浸水、流出、放射性物質及び放射線の放出等により避難を必要とする市民を臨時に受け入れることのできる避難所を、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等をふまえ、自治会、町会、小学校区等の単位で指定する。指定した避難所については、安全度を評価し、その結果を公表するとともに、避難所の建物が使用できなくなった場合に代替する避難施設をあらかじめ定める。

また、市及び府の施設管理者は、小学校等避難所に指定した施設について、非構造部材も含めた耐震化・不燃化、ブロック塀及び家具の転倒防止対策等を促進するとともに、避難者の保護受入れが円滑に行われるように、避難所の福祉的整備、備蓄倉庫、非常用電源、防災行政無線(戸別受信機を含む。)の導入等の施設設備の充実を図るとともに、避難所の管理運営体制の整備を図る。

市は、避難所までのルートや災害種別に対応した避難所であることが誰にでもわかるよう、避難所等へのサイン化表示を進める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。併せて、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。さらに、平常時から指定避難所の場所、受け入れ人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

加えて、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

(1) 指定避難所(小学校・中学校・義務教育学校・高等学校等)

避難が可能となる区域内で、避難生活者一人あたりの面積をおおむね2㎡として、多数の避難者を受け入れることができる公立の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校等を選定する。また、台風接近時などに、地域住民から自主避難のための避難所開設の要請に応じ、開設する施設となる。なお、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知を徹底する。

(2) 福祉避難所(二次的な避難施設)(社会福祉会館、老人福祉センター等)

指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な災害時要配慮者を受け入れることができる設備を有している公的施設等とする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所とする。指定の際には、受け入れ対象者を特定して公示する。

加えて、市は福祉避難所の役割について住民に周知する。

(3) 第2避難所(コミュニティセンター、人権コミュニティセンター等)

指定避難所、福祉避難所では不足する場合に、災害時要配慮者や帰宅困難者等を臨時的に受け入れる公的施設となる。

(4) 臨時避難所

指定避難所、福祉避難所、第2避難所では不足する場合に開設する民間施設等を活用した臨時的な避難所で、あらかじめ承認を受けた地域の集会所や民間施設等。

- 資料46 指定避難所
- 資料47 福祉避難所
- 資料48 第2避難所
- 資料49 臨時避難所

7 避難者の受入

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について検討する。

8 避難所の福祉的整備

市及び府の施設管理者は、多人数の避難に供する施設について、「大阪府福祉のまちづくり条例」や「市福祉のまちづくり要綱」等に基づいた整備・改善に努める。また、その施設内に福祉仕様のトイレを設置するよう努める。

市及び府の施設管理者は、避難所生活において支障なく移動できるルート(仮設スロープの準備等)を確保する等、避難生活(食料・飲料水・物資の受取り、仮設トイレの使用等)に支障のないよう配慮する。

市は、指定避難所への備蓄食料や飲料水、日常生活用具等、備品の整備に努める(施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える。)。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

民間施設等の施設管理者は、「大阪府福祉のまちづくり条例」や「市福祉のまちづくり要綱」、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障がい者等が落ち着ける環境を工夫することや、障がい特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえることや、歩行が困難な障がい者等の通路を確保する等、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。また、その施設内に福祉仕様のトイレを設置するよう努める。

9 避難所の管理運営体制の整備

市は、災害時要配慮者や個人のプライバシー、女性への環境配慮を意識することや、ペットと同行避難した避難者への対応方針等を示した避難所の管理運営マニュアルをあらかじめ作成し、管理運営体制を整備する。また、住民等に対して、平常時から、主体的に避難所を運営することができるように配慮した、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

- 避難所の管理者不在時の開設体制
- 避難所を管理するための責任者の派遣
- 災害対策本部との連絡体制
- 自主防災組織、施設管理者との協力体制

10 災害時要配慮者に配慮した避難施設等の整備

市は、災害時要配慮者が利用しやすいように、避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるとともに、災害時要配慮者を臨時的に保護するために、二次的な避難所として福祉避難所の指定を進める。また、民間社会福祉施設との間であらかじめ協定を締結するなど、臨時的な福祉避難所の確保に努める。

第3 広域避難体制の整備

市は、円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定締結や被災者の搬送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、災害が発生又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

1 府内市町村間の広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定福祉避難所を含む指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議する。指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際には、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

2 都道府県外の広域避難の協議等

市は、他府県の市町村への受入れについては府に対し他府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。

府は、市町村から協議要求があった場合、他府県と協議を行うとともに、市町村から求めがあった場合は適切な助言を行う。

第4 応急仮設住宅等の事前準備

1 実施担当機関

危機管理課、総務部、健康福祉部、都市整備部、建築部、防災関係機関、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

2 建設候補地の事前選定

市は、市域の都市公園、公共空地等の中から、各種災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅が建設可能な候補地の事前選定を行う。候補地選定にあたっては、原則として、一候補地あたり一戸につき100㎡（建設面積は29.7㎡以内）で10戸以上の面積が確保できる場所とする。

また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備に努める。

3 高齢者・障がい者等に配慮した住宅の確保

府は、高齢者や障がい者等の生活に配慮した構造・設備の応急仮設住宅が確保されるようあらかじめ計画を作成する。

4 資機材の確保

市は、府と協力して応急仮設住宅建設及び被災住宅の応急修理に必要な資機材の確保に努める。また、登録事業者に対して協力依頼を行い、事前に資機材の提供に関する協定等の準備を行う。

5 入居者募集に係る書類等の事前検討

市は、応急仮設住宅の入居者募集の実施にあたり必要となる募集要項、入居説明会関連資料、入居者選定基準等の書類等について、事前作成、事前準備を行うことにより、災害時の迅速な入居者募集・入居者決定を行う事ができる体制を構築する。

なお、募集要項及び入居者選定基準等については、可能な限り、被災前の地域コミュニティ単位に配慮した入居配分が可能となるよう留意する。

資料50 仮設住宅建設候補地一覧

第5 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

市は、府及び建築関係団体と協力し、地震によって被災した建築物等の二次災害防止のため、建築物の応急危険度判定体制を整備する。

1 実施担当機関

建築部、府、防災関係機関、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

2 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

府は、市、建築関係団体と連携して、応急危険度判定講習会を開催し、応急危険度判定士の養成、登録を行う。

3 被災建築物応急危険度判定士受入れ体制の整備

市は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入れ体制の整備等実施体制の整備を図る。

4 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

府及び市は、建築関係団体と協力して、制度の趣旨について市民の理解が得られるよう、広報紙等を通じて普及啓発に努める。

第6 被災宅地危険度判定体制の整備

市は、府及び土木、建築関係団体と協力し、地震又は豪雨等によって被災した宅地における二次災害の軽減・防止並びに円滑な復旧を図るため、被災宅地の危険度判定体制を整備する。

1 実施担当機関

建築部、府、防災関係機関、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

2 被災宅地危険度判定士の養成、登録

府は、市及び建築関係団体との連携により、被災宅地危険度判定講習会を開催し、被災宅地危険度判定士の養成、登録を行う。

3 被災宅地危険度判定士の受入れ体制の整備

市は、被災宅地危険度判定士の受入れ体制の整備等、実施体制の整備を図る。

4 被災宅地危険度判定制度の普及啓発

市は、府及び土木、建築関係団体と協力して、被災宅地危険度判定制度の趣旨について市民の理解が得られるよう、広報紙等を通じて普及啓発に努める。

第7 斜面判定制度の活用

市は、土砂災害から市民を守るために、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等の斜面判定制度の活用を図る。

1 実施担当機関

都市整備部、府、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会、防災関係機関、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

2 実施主体の整備

府は、市、砂防関係団体との連携によって、斜面判定制度の整備を図る。

3 斜面判定士の登録

NPO法人大阪府砂防ボランティア協会は、斜面判定士の登録を行う。

4 斜面判定制度の普及啓発

市及び府は、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等と連携して、制度の趣旨について市民の理解が得られるよう、広報紙等を通じて普及啓発に努める。

第8 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、被災者支援システムの活用、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進め、罹災証明書の交付に必要な業務の実施

体制の整備に努める。また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

市は、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化に努めるとともに、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制を強化する。

第6節 緊急物資確保体制の整備

大規模な災害が発生した場合、特に災害初期においては平常時の供給ルート及び外部からの支援による食料・飲料水等の供給が困難になることが想定されるため、市及び防災関係機関は、緊急物資の備蓄・調達手段の確保等を講じる。

第1 食料品・生活必需品等緊急物資の確保

1 実施担当機関

危機管理課、総務部、教育委員会事務局、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

2 備蓄場所

市は、指定避難所等に備蓄倉庫を設置し、必要な物資の備蓄を図る。備蓄倉庫は小学校、中学校、高等学校等への設置を行う。

- 地区防災拠点(各小学校、高安小中学校)
- 各中学校
- 上記以外の指定避難所等

資料51 防災備蓄物資備蓄場所一覧

3 重要物資の備蓄

市は、府と連携し、備蓄の充実を図るものとし、以下の備蓄数量の目標達成に努める。なお、備蓄にあたっては、優先度の高い食料、飲料水、毛布、トイレットペーパー等生活必需品、医薬品、簡易トイレ等の重要物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等について計画的に確保するとともに、適時物資の更新を行う。また、備蓄品の調達にあたっては、食物アレルギーに配慮した食料の確保、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。

(1)重要物資の備蓄「府指定物資」

市及び府は、それぞれ必要量を、府は備蓄及び調達により、市は備蓄により確保する。

【物資の種類と市の備蓄目標量】

	食糧	高齢者食	毛布 (保温用資材)	乳児用ミルク	哺乳瓶	乳児・小児用おむつ
備蓄目標量	203,283食	10,165食	58,679枚	82,217g	658本	11,294枚

	大人用 おむつ	災害用トイレ（組立式等）			生理用品	トイレット ペーパー
		簡易トイレ	洋式水洗の 組立式 トイレ等	凝固剤及び 便袋（簡易 トイレ用）		
備蓄目標量	2,259枚	587基	48基	440,093個	11,012枚	423,507m

	マスク
備蓄目標量	56,468枚

＊ 府が実施した地震被害想定のうち、生駒断層帯地震及び南海トラフ巨大地震の想定結果より重要物資備蓄量を算出し、より多い数量を目標値として定める。

（2）重要物資の備蓄（市選定物資）

【物資の種類】

食器類	飲料水袋	日用品 セット	車椅子	飲料水用 水 槽	懐中電灯	ラジオ
ハンドマイク	リヤカー	担 架	自転車	ごみ袋	工 具 セット	着替え用 テント

資料4 大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について

4 個人のプライバシーや女性への環境配慮のための物資の備蓄

市は、避難所生活における避難者のプライバシー保護に努めるため、更衣室や授乳室の代替となる簡易テント等の備蓄を行う。

5 民間事業者等との協定締結による調達の推進

市は、災害時における食料、生活必需品等を確保し、さらに災害応急対策の円滑化を図るため、大型スーパー、コンビニエンスストア等の流通在庫の利用等、民間事業者と緊急物資調達に関する協定を事前に締結し、緊急時の物資調達に万全を期す。また、市は輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。さらに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

【調達を必要とする生活必需品】

- 食 料 …… インスタント・レトルト食品等
- 寝 具 …… 毛布等
- 衣 類 …… 肌着等
- 炊事道具 …… 鍋、包丁、まな板等
- 食 器 類 …… 茶碗、皿、箸、紙コップ

- 保育用品 …… ほ乳瓶、粉ミルク、液体ミルク、おむつ等
- 光熱材料 …… LPガス、鋳物コンロ、乾電池、懐中電灯、マッチ等
- 衛生用品 …… 生理用品、高齢者用おむつ、仮設トイレ、マスク、消毒液等
- 日用品 …… 石鹸、タオル、歯ブラシ、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等
- 医薬品 …… 常備薬
- 介護用品 …… 高齢者・障がい者等介護機器、補装具、車椅子、杖、視覚障がい者安全つえ、補聴器等
- その他 …… 棺桶、遺体袋、ドライアイス、骨つぼ、土のう袋、ブルーシート

6 備蓄物資の管理

市は、備蓄物資の分散化を進めるとともに、常時その点検・整備を行い、耐用年数、賞味期限のあるものは随時入替えを行う等、備蓄物資の管理に努める。大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

7 給食設備等の充実

市は、災害時の炊き出しに備え、小学校の調理室、中学校の家庭教室等の調理設備等の充実を図る。

8 市民における備蓄の推進

市民は、最低3日分でできれば7日以上飲料水、食料の備蓄を行うとともに、衣類・貴重品・非常用物資（懐中電灯、ラジオ、水筒等）を、避難に際して非常持ち出し品として用意しておく等、各人が必要な物資について自らが確保に努めるものとし、市は、その周知徹底を図る。

第2 飲料水の確保

1 実施担当機関

大阪広域水道企業団、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

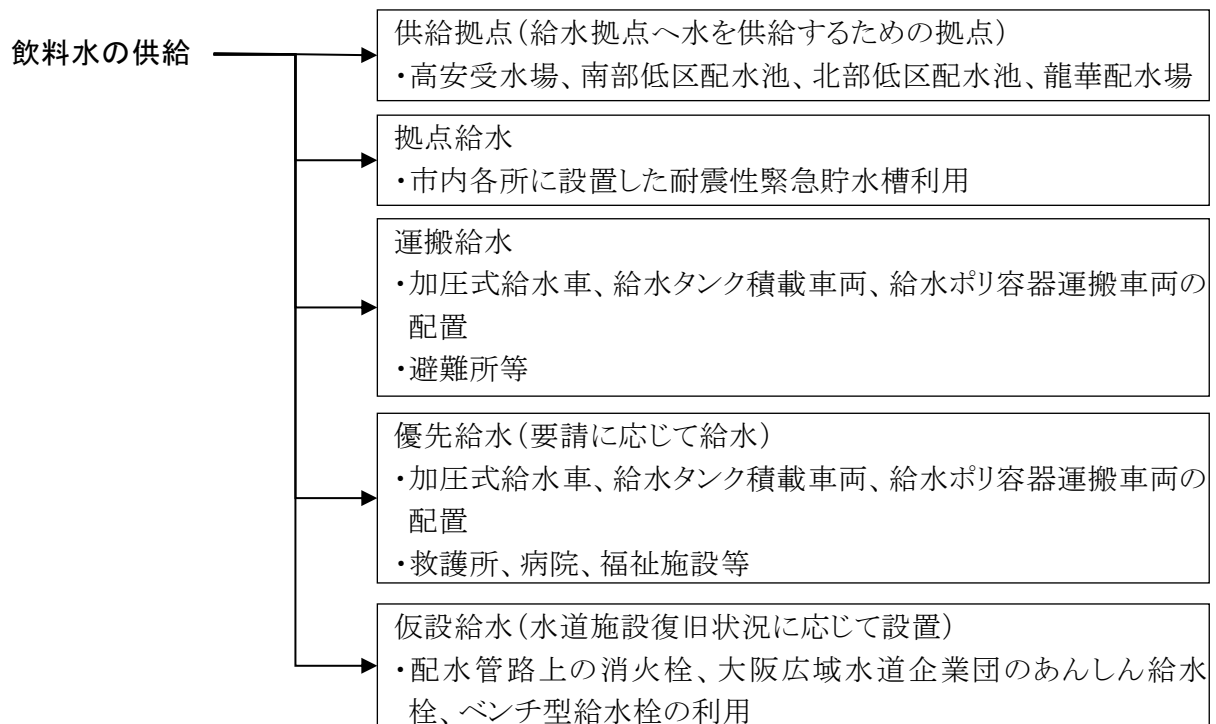
2 応急給水体制の整備・充実

市、府、大阪広域水道企業団、府内水道事業体は、相互に協力して、発災後3日間は1日1人あたり3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

- 供給拠点における給水体制の整備

- 受・配水施設は、供給拠点であるとともに給水拠点であるため、拠点給水設備の維持管理にも努める
- 市内各所における給水体制の整備
 - 大規模な震災時においても飲料水が確保できるように、耐震性緊急貯水槽の点検を行う。また、耐震性緊急貯水槽の活用について、地域住民との連携に努める
- 避難所等における給水体制の整備
 - 供給拠点から加圧式給水車等により、給水拠点となる避難所へ搬送による給水に努め、避難所等において飲料水用水槽及び給水容器等の備蓄を行う
- 優先給水体制の整備
 - 病院施設等からの要請に応じた加圧式給水車等による給水体制の整備に努める
- 仮設給水拠点等の整備
 - 水道施設の復旧状況に応じて、市内各所の消火栓、大阪広域水道企業団のあんしん給水栓、ベンチ型給水栓の活用を努める
- 災害用備蓄水の常備
 - 災害用備蓄水を常備する
- 応急給水マニュアルの整備
 - 応急給水マニュアルを整備する

【応急給水体制】



3 応急給水用資機材等の整備

市は大阪広域水道企業団と協力して、給水タンク、給水容器、給水用車両、その他給水に必要な資機材の確保に努める。

4 広域相互応援体制の整備

市は大阪広域水道企業団と協力して、災害発生時、応急活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を迅速かつ適切に行うため、大阪府水道災害調整本部との連携、連絡体制の整備に努める。

5 井戸水による生活用水の確保

市は、災害時における家庭用等の井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進する等、生活用水の確保を図る。

第3 防災用資機材の確保

1 実施担当機関

危機管理課、総務部、消防本部、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

2 防災用資機材の点検・確保

市が保有する災害対策に必要な救助・救出用の資機材及びこれらを保管する施設については、定期的な点検を実施するとともに、基準備蓄数量以上の備蓄を常時確保するように努める。

3 保管施設の点検・確保

市は、資機材の保管施設について分散化を図るとともに、自主防災組織への補助制度等を活用し地域での備蓄を推進する。

【防災用資機材の保管施設】

区 分	備蓄場所	箇所数	備蓄内容等
防災備蓄拠点	近畿自動車道高架下 備蓄倉庫	1箇所	救助用資機材、救護用資機材等 応急復旧用資材
	市庁舎本館地下3F	1箇所	資機材、保存食、飲料水
	消防本部及び消防団 消防機械器具置場	24箇所 (本部を含む)	救助用資機材
	南木の本防災体育館 備蓄倉庫	1箇所	資機材、保存食、飲料水

4 資機材の分散化

市及び防災関係機関は、災害時の初期消火・救助・救護活動に活用できるよう、小学校、中学校、義務教育学校、消防団消防機械器具置場、交番等の必要な場所に救助・救急用資機材を整備するとともに他の公共施設についても整備に努める。また、地域の実情に応じて初期消火活動用資機材の配置に努める。

5 燃料等の確保

市は、災害時の車両及び資機材等の燃料を確保するため、指定給油事業者に対して協力依頼を行い、事前に資機材の提供に関する協定等の準備を行う。

資料52 救助資機材等備蓄場所一覧

6 緊急通行車両の事前届出の推進

災害時における燃料の給油は、緊急通行車両を優先するものとし、災害時において円滑な給油活動を行うため、緊急通行車両の事前届出を推進する。

7 データの保全

市は、境界確定図並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

第7節 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

災害時に発生するし尿、ごみ及び災害廃棄物等の処理について定めた「八尾市災害廃棄物処理計画」に則って、災害廃棄物等の処理体制を構築する。

1 実施担当機関

危機管理課、総務部、環境部、災害対策本部の事務分掌に基づくその他の関係部局

2 し尿処理体制の確立

(1) 災害発生時におけるし尿処理マニュアル等の整備

市は、災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアル等を整備する。

(2) 仮設トイレ(組立式を含む)の確保

市は、仮設トイレ(組立式を含む)を確保する。

(3) 収集・運搬体制の確立

市は、し尿の収集、運搬体制の確立に努める。

(4) 必要資機材等の確保

市は、破損したし尿処理施設の補修等に必要な資機材や、通常運転に必要となる燃料、薬剤等を確保する。

(5) 処理方法の検討

市は、し尿の処理方法について、し尿処理施設が被災した場合に備え、下水処理場やマンホールへの投入、近隣市町村処理場への応援依頼等、適切な処理方法について検討する。

(6) 周辺市町村等との協力体制

市は、し尿処理施設が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制について検討するとともに、広域的な処理体制を確保するよう、相互協力体制整備の促進を府に要請する。

3 ごみの処理体制の確立

(1) 災害発生時におけるごみ処理マニュアル等の整備

市は、災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアル等を整備する。

(2) 臨時集積場の検討

市は、ごみの臨時集積場候補地を検討する。また、臨時集積場の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等を確保する。

(3) 収集・運搬体制の確立

市は、避難所ごみ及び片づけごみの収集、運搬体制を確立する。

(4) 必要資機材等の確保

市は、破損したごみ処理施設の補修等に必要な資機材や通常運転に必要な燃料、薬剤等を確保する。

(5) 周辺市町村等との協力体制

市は、ごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制について検討するとともに、市町村間等の協力体制の整備についての支援を府に要請する。

4 災害廃棄物等の処理体制の確立

(1) 仮置場の検討

市は、仮置場候補地を検討する。また、仮置場の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等を確保する。

(2) 最終処分までの処理フローの検討

市は、国が示す災害廃棄物等の処理に関する指針等を基に、国、府、その他関係機関と連携した、収集、運搬、中間処理、最終処分までの処理フローを検討する。

(3) モニタリング体制の整備

市は、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制の整備について検討する。

(4) 周辺市町村等との協力体制

市は、周辺市町村等との協力体制について検討するとともに、市町村間等の協力体制の整備についての支援を府に要請する。

また、市町村相互の協力体制等による府域での処理が困難な場合、広域的な協力体制の確保を府に要請する。

(5) 災害廃棄物に関する情報の周知

市は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste Net)や災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組み等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

(6) 災害廃棄物処理に係る防災ボランティア活動の環境整備

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第3章 災害に強いひとづくり

第1節 防災知識の普及

災害の発生に備えて、市民及び事業者が防災対策を行う「自助」が防災対策の基本であり、平常時から災害に備えるとともに、災害発生時には、自らの安全及び家族や従業員の安全を守るように行動することが重要である。

また、日頃から隣近所でのつきあいを深めておき、大規模災害発生時に、初期消火や救助・救護活動、避難等の緊急活動を地域住民が協力して行う「共助」が求められる。

そのため、自然災害についての危険性や家庭・事業者などにおける防災対策など、防災意識・行動の日常化につながるよう防災知識を広く普及する。特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得よう取り組む。また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

府、市をはじめ防災関係機関は、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施等、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

1 実施担当機関

危機管理課、政策企画部、消防本部、教育委員会事務局、防災関係機関、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

2 市民の基本的責務

市民は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。

(1) 災害等の知識の習得

- 防災訓練や防災講習等への参加
- 地域の地形、危険場所等の確認
- 過去の災害から得られた教訓の伝承

(2) 災害への備え

- 家屋等の耐震化・適正管理、家具等の転倒・落下防止
- 避難場所、避難経路の確認
- 家族との安否確認方法の確認
- 最低3日分でできれば7日以上生活必需品等の備蓄

- 災害時に必要な情報の入手方法の確認

(3) 地域防災活動への協力等

- 地域の防災活動等への積極的な参加
- 初期消火、救出救護活動への協力
- 避難行動要支援者への支援
- 地域住民による避難所の自主的運営
- 国、府、市町村が実施する防災・減災対策への協力

3 市民に対する防災知識の普及と意識啓発

市は、市民が日常から災害に対する備えを行い、災害時には自発的な防災活動を行えるように、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災に関する知識を普及する。

(1) 周知内容

- 水害、土砂災害の危険性に関する基礎知識
- 竜巻等突風災害の特徴と個人の身の守り方に関する基礎知識
- 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の様態や危険性に関する基礎知識
- 災害発生時の各地域の被害想定や危険地域等に関する知識
- 市が実施している防災対策の概要
- 災害時の情報収集方法(緊急地震速報、緊急速報メール等)
- 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動
- 災害時に身の安全を守る方法
- 防災気象情報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味
- 家庭に求められる防災対策(耐震診断、家具の固定、非常持ち出し品(貴重品、避難用具、救急箱、非常食品、衛生用品等)の準備等)
- 最低3日分できれば7日分以上の飲料水、食料及び、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ用トイレットペーパー等の生活物資の備蓄
- 自動車等へのこまめな満タン給油等
- 地域において活用できる防災資源の情報
- 救命に関する知識(心肺蘇生法、応急手当等)
- 避難に関する知識(避難方法、避難経路、避難所、家族との連絡体制等)
- 避難生活に関する知識
- 災害時要配慮者に関わる知識
- 自主防災組織の必要性・活動に関わる知識
- 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備(マイクロチップ等による所有者明示、ペット用の備蓄品の確保等)
- 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性
- 広域避難の実効性を確保するための基礎知識(通常の避難との相違点等)

- 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動

(2) 周知方法

- 市政だより
- ケーブルテレビ
- 市ホームページ
- ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)
- ハザードマップ・やおデジマップ(地図情報サービス)
- 防災パンフレットの配布(点字版、外国語版も作成)
- やおっふ(生活応援アプリ)
- 防災ビデオの貸出し(字幕付きで作成)
- 校区単位での防災学習会の開催
- 防災に関わる講演会やイベントの開催
- 防災訓練(災害図上訓練、避難所開設訓練等)
- 防災啓発施設の活用
- 学校、認定こども園等での教育

4 ハザードマップを活用した防災知識の普及

校区别「わがまち防災マップ」や全市版の防災マップ、地図情報サービスである「やおデジマップ」を活用して、地域防災力が高まるよう防災知識を普及する。

5 災害時要配慮者に配慮した啓発の方法

点字版、外国語版のパンフレットの作成やビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、視覚障がい者・聴覚障がい者や外国人等に配慮した啓発に努める。

6 防災活動等を通じた啓発

防災週間、防災とボランティア週間及び津波防災の日をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、市民参加型防災訓練の実施、地域社会活動の促進等による普及啓発を実施する。

7 防災啓発施設の活用

市民が防災意識を高め、また対応力を向上することができるよう、南木の本防災公園・防災体育館といった防災啓発施設を活用し、防災知識の普及啓発を実施する。

8 学校教育・社会教育における防災教育

教育委員会事務局、こども若者部等は、幼児、児童・生徒に対する防災教育の実施とその充実を図る。また、生涯学習活動等においても、防災教育の実施とその充実を図る。

また市は、消防団が消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育や訓練を行うことができるよう努める。

9 防災上重要な施設管理者等に対する防災意識の啓発

消防本部は、防災関係機関と協力して、防火管理者講習会等を実施するとともに、施設の立入検査及び指導を行い、防災意識の啓発に努める。

対 象	周知内容
不特定多数利用施設管理者	一般防災知識 避難誘導対策 施設の点検・改修 地震発生時の対応策等 消防用設備等の点検・整備等
高層建築物管理者	一般防災知識 高層建築物火災の特性等 災害発生時の行動要領等 消防用設備等の点検・整備等
危険物等保有施設管理者	一般防災知識 災害発生時の処理方法 事故の未然防止対策 消防用設備等の点検・整備等

10 一般事業所における防災知識の普及

消防本部は、大規模災害時における行動や地域との連携、災害時の対応方法について、従業員の防災意識高揚のため、事業所単位での防災マニュアル等を作成するよう啓発に努める。

市は、各事業所における職員の安全確保、早期事業再開のため、各事業所のBCPの策定を促進する。

第2節 防災訓練及び防災要員の育成

市及び防災関係機関は、防災に関する訓練を定期的を実施し、災害時における迅速かつ的確な防災活動ができるように努める。

第1 防災訓練の実施

災害による被害の軽減、市及び防災関係機関と市民、地域との連携体制の強化、市民の防災意識の向上を図ることを目的として、災害時要配慮者や女性の参画を含め多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を、大規模広域災害時の円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して実施する。実施にあたっては、地域の災害リスクに基づき、各種災害に関する被害想定を明らかにし、夜間も含めた実施時間帯の工夫やシナリオによらない実地訓練、基本的な防災用資機材の操作方法など、より実践的な訓練に取り組む。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

また、訓練後には事後評価及び職員の習熟度の確認と課題抽出を行い、必要に応じて防災体制の改善を行う。さらに、新たな防災体制の改善点の検証が可能となるよう、適時防災訓練の内容を見直す。

1 実施担当機関

危機管理課、総務部、学校管理者、認定こども園管理者、防災関係機関、危険物保有施設、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

2 総合防災訓練

市は、防災関係機関、校区まちづくり協議会や自主防災組織等の地域団体、事業者等の参加を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送等の総合的訓練、水防、林野火災、危険物、航空機等の災害別対策訓練等の防災訓練を実施する。

その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要配慮者に十分配慮し、地域において災害時要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

- 事前広報訓練
- 警戒巡視・被害状況通信訓練
- 避難誘導訓練
- 避難所開設・運営訓練
- 救援物資空輸訓練
- 救護所設営訓練
- ライフライン施設応急復旧訓練
- 救出消火訓練
- 応急危険度判定実施訓練
- 被災者支援を行うための実践訓練

3 市職員防災訓練

市は、災害時における応急対策活動が迅速かつ的確に行われるよう、職員に対する非常参集訓練、通信訓練、情報収集訓練、救援・救護訓練及び普通救命講習等を実施する。

4 学校教育施設の訓練

学校管理者は、保護者及び校区まちづくり協議会や自主防災組織等の地域団体と協力して、児童・生徒の安全確保と防災活動への啓発を図るために、避難訓練、初期消火訓練、登下校時の防災訓練等を実施する。

5 図上訓練

訓練される側が事前に訓練シナリオを知らされないまま行う形式の図上訓練を適時実施する。

6 広域防災訓練

市は、府等が実施する広域防災訓練に参加するとともに、近隣市町村等との連携体制を強化するため、広域的な防災訓練を実施する。

なお、市は、自主防災組織等の組織化の推進と活動の活性化を図るため、必要な施設、資機材の整備及び教育訓練等に対する支援に努め、自発的活動の充実・強化を図る。

7 防災関係機関の訓練

各防災関係機関は、市の総合防災訓練に参加するとともに、それぞれ単独ないし市と協力して防災訓練を行う。

8 罹災証明書交付訓練

市は、被災者の生活再建の基盤となる罹災証明書の交付に係る一連の訓練を実施する。

9 市民・自主防災組織・事業者等の訓練

市民・自主防災組織・事業者は、防災意識の高揚を目的に、地域・事業所等の実情にあった防災訓練を実施する。

- 地区・町会ごとに防災訓練を推進し、災害に対する意識啓発を図り、初期消火、避難誘導、救助・救護活動等の地域における自主防災力の向上に努める
- 避難訓練の実施に際しては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要配慮者に配慮した訓練を実施する

10 危険物等保有施設の訓練

危険物等保有施設の関係者は、危険物等保有施設の防災活動を迅速かつ適切に行うために、従業員の防災訓練を実施するものとし、初期消火訓練、通報及び広報訓練、被害の拡散防止・二次災害防止訓練等を行う。

第2 職員の防災教育

防災体制の強化と合わせて、災害対応力の向上を図るため、職員への防災教育を行う。

1 実施担当機関

危機管理課、総務部、防災関係機関、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

2 職員の防災教育

市職員の防災意識の高揚を図るため、防災知識、個人の役割分担等に関する研修を実施する。

(1) 啓発の方法

- 講習会、研修会等の実施及び参加
- 見学、現地調査等の実施
- 防災活動マニュアル等の配付
- やおデジマップ(地図情報サービス)

(2) 啓発の内容

- 災害時における災害対策本部の一員としての立場と心構え
- 災害対策活動の概要
- 災害時における時系列に沿った役割の分担(各班マニュアルの活用)
- 災害時の役割の分担
- 災害時の指揮系統の確立
- 非常参集の方法
- 気象、水象、地象、その他災害発生原因及び放射性物質・放射線についての知識並びに災害の種別ごとの特性
- 過去の主な被害事例
- 防災知識と技術
- 防災関係法令の適用
- 図上訓練の実施
- その他必要な事項

3 災害応急活動体制確立に資するマニュアルの充実

災害時において迅速かつ的確な災害応急対策が行えるよう、職員初動マニュアルの充実及び各班マニュアルを充実する。

マニュアルの内容については、毎年実施する訓練結果や地域防災計画の改訂等を踏まえ、随時、修正する。

(1) マニュアルの充実

ア 職員初動マニュアル

災害初動期における職員の行動マニュアルを充実する。

イ 各班マニュアル

各班は、地域防災計画に定められた役割を詳細に記した各班マニュアルについて、訓練等を通じて常に充実していく。

(2) 八尾市災害対策本部班長会議の設置

災害予防、災害対応等を推進し、実行性を確保することのほか、災害対策本部の実務レベルでの情報共有や意志の統一を図ることを目的に、八尾市災害対策本部班長会議を設置する。

4 住家の被害認定を行う者の育成

市は、災害時における住家の被害認定の迅速化と適正化を図るために、担当職員向けに被災建物応急危険度判定システムを用いた住家被害認定トレーニング等を行う。また、府が実施する住家被害認定担当者向けの研修に積極的に参加する。

第3節 自主防災組織の育成

市は、市民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大防止に果たす役割を踏まえ、地域における自主防災体制の充実の支援に努める。

地域は、校区まちづくり協議会や自治振興委員会などによるコミュニティ活動の展開を通じて、日頃から地域の連帯感の醸成に努めるとともに、「わがまち推進計画」の推進にあたって、自主防災組織や防災リーダーなどの地域防災体制の確保や、地域の防災課題を踏まえた防災対策の充実に取り組むとともに、避難所開設訓練などを通じて様々な主体の連携による地域コミュニティの防災力向上に努める。

1 実施担当機関

危機管理課、消防本部、防災関係機関、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

2 地区防災計画の策定等

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）から提案を受け、必要があると認める時は、地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努めるとともに、地域防災計画に地域防災力の充実強化に関する事項を定める。個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図るとともに訓練等により両計画の一体的な運用を図るよう努める。

また、内閣府は、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の作成を支援する手引書の作成等、地区防災計画の役割について周知するものとし、府は市の取組みを支援する。

地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。

地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更を提案することができる。

資料23 八尾市地区防災計画の規定手続に関する要綱

資料24 地区防災計画一覧

3 自主防災組織の結成促進

市は、市民相互の助け合いの精神による自主的な防災活動の推進を図るため、校区まちづくり協議会や自治振興委員会などと連携した自主防災組織の結成を促進する。その際、女性の参画を促し、女性リーダーの育成促進に努める。

- 自主防災組織の必要性の啓発
- 地域に対する情報提供(研修会等の実施)
- 防災リーダーの育成(講習会等の開催)
- 防災啓発施設等を活用した体験教育等の実施

4 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

- 防災に対する心構えの普及啓発(市政だより、講習会の開催等)
- 災害発生の未然防止(消火器等の防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断等)
- 災害発生への備え(避難行動要支援者の把握と個別避難計画の作成、避難場所・避難路・避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理等)
- 災害発生時の活動マニュアルの作成と災害図上訓練や避難所開設訓練の実施(情報伝達・避難・消火・救急処置・炊き出し等)

(2) 災害時の活動

- 避難誘導(安全確認、集団避難、避難行動要支援者への介助、避難所開設等)
- 救出救護(救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護等)
- 初期消火(消火器や消火活動用資機材(ポンプセット)による消火等)
- 情報伝達(地域内の被害情報や避難状況の市への伝達、救護情報等の市民への周知等)
- 避難所における個人のプライバシーや女性等に配慮した避難所の自主運営
- 物資配分(物資の運搬、給食、分配)

5 各種組織における自主防災活動の促進

市は、幼年消防クラブ等防災・防火に関する組織のほか、青年団、自主防犯組織、赤十字奉仕団等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

6 自主防災組織の活動支援

市は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う消火・救助・救護活動を支援するため、技術的指導や資機材の整備助成等を行う。

(1) 技術的指導

自主防災組織のリーダー研修等の実施に努め、防災活動の技術的指導、助言を行うとともに、防火・防災講習会、防災訓練、応急手当訓練等の支援を行う。

(2) 資機材の整備助成等

地域防災活動用資器材交付要綱に基づく資機材交付の活用などにより、自主防災組織活動に必要な資機材や防災倉庫の整備・確保を支援する。

(3) 交流の場の確保

自主防災組織の機能充実を図るため、市域にある自主防災組織合同の研修会の実施をはじめ、自主防災組織間のノウハウのやり取りを行う情報交流など、ネットワーク化を進め、自主防災組織の活性化を支援する。

7 地域での防災協力体制の整備

市は、災害時における住民避難が速やかにできるように、地域団体等と避難所開設訓練等を合同で行うなど、地域力を活かした防災活動を実施するため、自主防災組織及び事業者との連携強化を図る。

また、自主防災組織と事業者においても、平時において相互の連携強化に努める。

8 事業者の防災体制の充実強化の支援

市は、経済団体と連携して、事業者に対して、従業員・利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

また、府及び市は、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。事業者の防災体制の充実強化は、おおむね次の事項に沿って行う。

(1) 啓発の内容

ア 平常時の活動

- BCPの策定・運用
- 自衛水防(自主的な避難確保や浸水防止に関する取組の実施)
- 防災に対する心構えの普及啓発(社内報、掲示板の活用等)
- 災害発生 of 未然防止(社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備等)
- 災害発生への備え(飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認等)
- 災害発生時の活動の習得(情報伝達・避難・消火・救急処置訓練等)
- 地域活動への貢献(防災訓練等地域活動への参加、自主防災組織との協力)

イ 災害時の活動

- 従業員・利用者の生命の安全確保(安否確認(従業員の家族含む)、避難誘導、避難行動要支援者への援助等)
- 救出救護(救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護等)
- 初期消火(消火器や屋外消火栓、可搬動力ポンプによる消火等)
- 情報伝達(地域内での被害情報の市への伝達、救援情報等の周知等)
- 地域活動への貢献(地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への人的・物的協力、帰宅困難者対策のための施設の開放等)

(2) 啓発の方法

市及び消防本部は、経済団体と連携して、事業者による自主的な防災体制の整備について、指導・助言する。

- 広報紙(誌)等を活用した啓発
- 自衛消防組織の育成(養成講習会等の開催)
- 防災啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

第4節 災害時要配慮者支援体制の整備

災害時要配慮者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時や災害のおそれがあるときの一連の行動をとることに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障がい者、外国人、妊産婦、乳幼児、難病患者等があげられる。

市は、災害時要配慮者が、災害時に被災したり、介助を必要とする状況になることが多くなると予測されることから、障壁がなく・排除されない防災の実現を目指し、多様な支援関係者の参画を得つつ、障がい者等への合理的な配慮の提供ができる福祉のまちづくりを推進するとともに、災害時における対応策をあらかじめ確立し、災害時要配慮者に対する災害予防活動を推進する。また、言葉が不自由な外国人、地理に不案内な旅行者等の災害時要配慮者にも安心して行動できるような環境づくりを行う。

1 実施担当機関

危機管理課、総務部、健康福祉部、都市整備部、社会福祉施設、防災関係機関、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

2 福祉のまちづくりの推進

市は、市域内の社会福祉施設、民間福祉団体、社会福祉協議会等の相互の連携に努め、地域ぐるみの支援体制づくりを推進する。併せて、公共施設の整備・改善を推進し、バリアフリー化を図るとともに、高齢者や障がい者の積極的な社会参加の促進と地域住民相互間のコミュニティ強化等、高齢者、障がい者にとって住みやすいまちづくりの推進を図る。民間の施設についても、市民、企業、防災関係機関との連携を図り、都市環境の整備にあわせた防災環境の整備推進を図る。

3 社会福祉施設等における対策

(1) 防災活動マニュアルの策定

施設管理者は、災害時の職員の活動任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者や家族への緊急連絡、地域との連携等を網羅した防災活動マニュアルを施設ごとに策定する。作成にあたっては、普段から施設を利用している人だけでなく、災害時に避難してくる災害時要配慮者に対する対策も含めて作成する。

(2) 非常用物資の備蓄

災害が発生した場合、交通機能が失われ生活必需品の補給が受けられないことや、電気・ガス・水道といったライフラインが停止することが想定される。施設管理者は、そのような状況に陥った場合でも、施設入所者への適切なケアを確保できるよう生活必需品の備蓄に努める。

(3) 防災訓練の実施等による職員の防災意識の向上

施設管理者は、防災活動マニュアルが災害発生時に有効に機能し、迅速・適切な対応が可能となるよう、市をはじめ関係機関との連絡体制を構築するとともに、施設ごとに災害時に備えた入所者・職員の定期的に防災訓練を実施する。施設等の安全対策

施設管理者は、災害時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう、施設や付属する危険物を常時点検する。また、火気については、日頃より安全点検を行う。

(4) 地域社会との連携体制の確保

社会福祉施設の入居者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難にあたっては、施設職員だけでは人員が不十分である。よって、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりを推進する。

(5) 緊急連絡先の整備

緊急時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

4 在宅の要配慮高齢者、障がい者の対策

(1) 避難行動要支援者の把握と名簿作成

東日本大震災における災害時要配慮者の死亡率が高かったことを教訓として、災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成25年法律第54号。)が公布されたことにより、市町村は、当該市町村に居住する避難行動要支援者の把握に努めること及び避難支援等を行うための基礎情報となる避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられた。

市では「八尾市災害時要配慮者支援事業実施要綱」に基づき、庁内の情報等をもとに、「避難行動要支援者名簿」を毎年1回作成している。

(2) 避難支援等関係者

八尾市災害時要配慮者支援指針では、地域(自主防災組織、校区まちづくり協議会、自治振興委員会、町会、地区福祉委員会、民生委員・児童委員等)、消防団、警察署、社会福祉協議会、高齢者あんしんセンター、ボランティア団体等を避難支援等関係者と定める。

(3) 福祉事業者

日頃から福祉サービスを提供することを通じて避難行動要支援者と関わりのある社会福祉施設や介護保険サービス事業者、障がい福祉サービス事業者等をいう。

(4) 名簿の作成に必要な個人情報

避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報は、①氏名、②生年月日、③性別、④住所又は居所、⑤電話番号その他の連絡先、⑥避難支援等を必要とする事由、⑦その他避難支援等の実施に必要な事項である。

(5) 名簿の管理・更新等

避難行動要支援者把握調査を定期的実施し、避難行動要支援者名簿情報の更新及び名簿対象者の新規追加・削除を行い、定期的に新しい情報を管理しておくとともに、更新された情報は市及び避難支援等関係者間で適切に共有する。その際、個人情報保護の観点から、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

《避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿情報の提供にあたっての留意点》

- ① 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限定して提供
- ② 避難支援等関係者個人の災害対策基本法に基づく守秘義務の周知徹底
- ③ 受け取った名簿の保管方法(施錠保管等)、無用な複製の禁止、閲覧者の限定等の指導(関連する研修の開催)
- ④ 名簿情報の取扱い状況についての定期報告の実施等

(6) 避難支援等関係者等の安全確保の措置

避難支援等関係者は、本人又は家族等の生命及び身体的安全確保を最優先に、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を実施することが原則である。そのため、避難支援等関係者の被災状況によっては、安否確認・避難誘導などの避難支援が困難となるおそれがあることを、避難行動要支援者に十分に理解を得るよう、周知徹底を図る。

(7) 個別避難計画の作成・活用

ア 「個別避難計画」の作成

- 個別避難計画を避難行動要支援者本人・家族が予め作成する
- 市は、避難行動要支援者の身体状況等を確認し、必要に応じて、個別避難計画の加筆・修正を行う
- 避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する
- 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める
- 個別避難計画に記載のある個人情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

イ 「個別避難計画」の活用

- 地域は、避難行動要支援者への声掛けの仕組みや防災訓練、指定避難所での支援方法等を検討し、地区防災計画に反映する

- 市は、土砂災害警戒区域内に居住するなど被災リスクが特に高く、自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、必要に応じて、福祉事業者等と連携し、避難時の移送支援や福祉避難所へ直接避難ができるよう体制を構築する
- 個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる

(8) 情報連絡手段の整備

市は、障がい者等への防災知識の普及や防災情報の伝達手段として、視覚障がい者に対する電話等の音声を活用した情報提供や、聴覚障がい者に役立つケーブルテレビやインターネット、ファックス等、多様なメディアを活用したきめ細かな情報伝達・システム構築を推進する。また、緊急通報装置等の情報伝達手段の整備を進める。

(9) 安全機器の普及促進

市は、災害時に、支援を必要とする対象者への防火啓発指導とあわせて、簡易型の警報設備やスプリンクラー設備等安全機器の普及促進に努める。

(10) 避難受入れ対策

市は、福祉避難所の選定を行うとともに、これらの防災情報について災害時要配慮者や自主防災組織等への啓発を進める。

ア 在宅の要配慮高齢者、障がい者を対象とした避難所等の選定

(ア) 福祉避難所(二次的な避難施設)

市は、災害時要配慮者が安心して避難ができる福祉避難所(二次的な避難施設)及び臨時的な福祉避難所の指定を進める。また、府と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協定により、災害時要配慮者が必要な生活支援を受けられる等、安心して生活ができる体制を整備するとともに、避難所へ手話通訳、要約筆記、介助のボランティア等の派遣ができるよう、平常時から八尾市社会福祉協議会との連携に努める。

また、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するとともに前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

- 社会福祉会館
- 桂老人福祉センター
- 安中老人福祉センター
- サポートやお(仮称)
- 障害者総合福祉センター

(イ) 在宅の要配慮高齢者、障がい者の必要とするケアの種別等による民間施設の協力(協定等を締結)

- 障がい者支援施設
- 障がい福祉サービス事業所

- 老人保健施設
- 特別養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- ケアハウス

イ 避難所の福祉的整備

市は、避難所において在宅の要配慮高齢者、障がい者の生活に支障がないよう福祉的な仕様を施した設備の整備に努める。また、被災した社会福祉施設入所者等を他の社会福祉施設へ移送する体制についても整備に努める。

(ア) 避難所の整備

避難所となる施設において福祉仕様のトイレ、スロープ、手すり等の整備及び仮設スロープの確保に努める。

(イ) 移送体制の整備

入所可能な社会福祉施設を把握し、災害発生時の受入れ協力を依頼する。

(11) 福祉サービス継続体制の確立

市は、福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡を取るとともに、福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。その際、市は、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉関係部局や福祉サービス提供施設に必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図る。

5 災害時要配慮者に対する防災情報の提供

市は、災害時要配慮者向け防災リーフレット等の広報印刷物を配布する。

【防災リーフレットの記載内容】

- 市庁舎、出張所、避難所、医療機関等の防災関連施設の記載した地図等
- 被災時の連絡先等相談窓口
- 災害時要配慮者向けの避難時の注意事項
- その他防災に関する事項

6 外国人等への対策

市は、市内在住の外国人に対する防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、多言語に対応した情報提供や避難誘導等、外国人に配慮した支援に努める。また市は、市内の外国人旅行者に対しても、SNS等を活用し早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供できるよう努めるほか、観光案内所をはじめとしたターミナル駅周辺における多言語での情報提供の充実、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。なお、総務省は、地方公共団体等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図る。

(1)外国人に対する防災情報の提供

外国人向け防災リーフレット等の広報印刷物を配布する。

【防災リーフレットの記載内容】

- 市庁舎、出張所、避難所、医療機関等の防災関連施設の記載した地図等
- 被災時の連絡先等相談窓口
- 防災に対する備えや避難時の注意事項等
- その他防災に関する事項

(2)災害時多言語支援センターの設置

災害時の外国人への支援拠点を設置し、(公財)八尾市国際交流センターとの連携により、行政機関等が発信する災害情報を多言語に翻訳して発信していくとともに、避難所・地域等の外国人の状況やニーズを把握し、必要な情報や人材等を提供する。

また、外国人旅行者に対しては、府が作成している多言語で災害情報等を提供するポータルサイトの周知に努める等、外国人に配慮した支援を行う。

7 その他の災害時要配慮者に対する配慮

市は、障がい者・高齢者・外国人以外の災害時要配慮者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。

8 避難誘導体制の整備

(1)地域住民による避難誘導・避難介助

地震発生直後の避難行動要支援者の避難誘導等は、地域住民により行われることが第一であり、消防団、自主防災組織等に対して、市は、日頃からの防災訓練において避難行動要支援者の避難誘導・避難介助の徹底が図れるよう啓発する。

また、市は、平常時から避難行動要支援者本人の意思及びプライバシー保護に十分留意し、避難行動要支援者の所在等の把握、安否確認等の体制整備に努める。

市は、福祉避難所等において、災害時要配慮者の相談や介助等の支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

(2)災害時要配慮者に配慮したまちづくりの推進

市は、歩行器や車椅子等の利用者が容易に通行できるよう避難路となる道路の安全確保等、災害時要配慮者に配慮したまちづくりを推進する。

第5節 学校等の防災教育

第1 学校における防災教育

教育委員会事務局及び防災関係機関は、学校教職員、地域社会と協力して、児童・生徒等の防災教育を推進する。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

1 実施担当機関

教育委員会事務局、防災関係機関、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

2 教育施設の整備

小学校施設等の、学校教育施設は避難所として位置づけていることから、教育委員会事務局は、大阪府教育委員会の「学校における防災教育の手引き(改訂2版)(令和元年6月、令和3年3月補訂)」に基づき、施設の耐震診断、改修等、防災性能の向上を進めるとともに緊急連絡用の電話など通信設備等を充実する。

3 防災体制の強化充実

(1) 防災活動マニュアルの作成

教育委員会事務局は、各教育施設において教職員等が災害時に迅速に対応できる連絡体制の整備、地域住民を含めた明確な役割分担等を設けた実践的な防災活動マニュアルを作成するとともに、適時内容の見直しを行う。

(2) 防災訓練の実施

各教育施設は、児童・生徒及び保護者(地域住民)を交えた防災訓練を実施するとともに、在校時中及び登下校中等、災害の発生時間帯に応じた対応の明確化に努める。

(3) 備蓄物資、通信手段の充実

市及び教育委員会事務局は、教職員用の食料、防災用品等の災害時用備蓄物資の種類・数量を定めるとともに定期的に使用可否の点検を実施する。また、通信手段についても、既存の通信手段が使用できなくなることを想定し、非常用通信の設置等複数の通信手段を配置するよう努める。また、学校は、児童・生徒が在校中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情に合わせて食糧や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品を整備する。

4 教職員に対する防災教育の充実

(1) 啓発内容

- 避難誘導、緊急地震速報を見聞きした場合を含む安全確保に関する知識

- 児童・生徒が在校時の場合
- 学校外での諸活動の場合
- 登下校時
- 夜間・休日等
- 保護者との連絡及び保護者への児童・生徒の引渡し
- 学校の施設・設備の被災状況の点検
- 応急手当等看護に関する知識
- 災害発生時に必要となる備蓄物資、通信手段に関する知識
- 地域の避難所としての対応
 - 災害担当者等の職員が配置されるまでの間、避難所運営に係わる業務に対応することを想定した体制とするとともに、具体的な対応方策について共通理解を図る。その際、児童・生徒への対応と避難者への対応が同時的に求められる場合を想定し、事前に役割分担を明確化しておく。

(2) 啓発方法

- 職員会議・校内研修会等
- 学校防災計画、時系列教職員活動マニュアルの作成

5 児童・生徒に対する防災教育の充実

教育委員会事務局は、児童・生徒が災害時に適切な行動がとれるように、児童・生徒を対象としたより実践的な防災訓練の実施とともに、防災教育の手引き書（府教育委員会作成）等により、防災教育を行う。

また、府及び市は、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。

(1) 啓発内容

- 地震、風水害等災害に対する基礎知識
- 市が実施している地震対策概要
- 災害情報の正確及び的確な入手方法
- 山崩れ、がけ崩れ等の危険地域等に関する知識
- 気象予警報や避難情報等の意味
- 身の安全の確保方法、避難場所・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
- 学校内における避難対策に関する知識
- 家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持ち出し品の準備等
- ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成

(2) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動に関する知識啓発方法

- 特別活動の時間等
- 防災教育のカリキュラム化

- 防災教育啓発施設の利用
- 防災週間等において、地域住民等を交えた実践的な訓練の実施
- 教育用防災副読本、ビデオの活用

6 学校・家庭・地域の連携強化

市は、地区防災拠点となる小学校において、PTA、校区まちづくり協議会、自主防災組織等が連携し、防災活動に取り組めるよう、学校と家庭、地域との相互交流等に努め、連携強化を図る。

第2 認定こども園等における防災対策

こども若者部及び防災関係機関は、施設職員、地域社会と協力して、災害時における児童の安全確保のための予防措置を講じる。

1 実施担当機関

こども若者部、施設管理者、防災関係機関、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

2 施設整備及び設備等の安全確保

市及び施設管理者は、施設の防災性能の向上を図るとともに、施設内の各設備・備品等について、転倒防止、落下防止等の対策に努める。

3 防災訓練の実施

乳幼児においては、年齢の違いによる理解の程度の差が大きく、また、言葉だけの理解では不十分である。そのため、施設管理者は、施設管理者及び職員によって児童の安全を確保することを最優先として、乳幼児及び保護者(地域住民)を交えた避難訓練を実施する。

4 職員に対する防災教育の充実

(1) 啓発内容

- 避難誘導、緊急地震速報を見聞きした場合を含む安全確保に関する知識
 - 園児の在園時の場合
 - 施設外での諸活動の場合
 - 登退園時
 - 夜間休日等
 - 園児の所在管理
 - 保護者との連絡及び保護者への園児の引渡し
 - 施設・設備の被災状況の点検
- 応急手当等看護に関する知識

(2) 啓発方法

- 職員会議・研修会等
- 八尾市立こども園危険等対処要領の実践

第6節 自発的支援の受入れ体制の整備

NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、府、市は地域のボランティア活動の支援を行う。また、市は、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、八尾市社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワーク、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制を構築し、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、災害ボランティアセンターの設置をはじめ、必要な環境整備を図るとともに、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

1 実施担当機関

健康福祉部、八尾市社会福祉協議会、防災関係機関、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

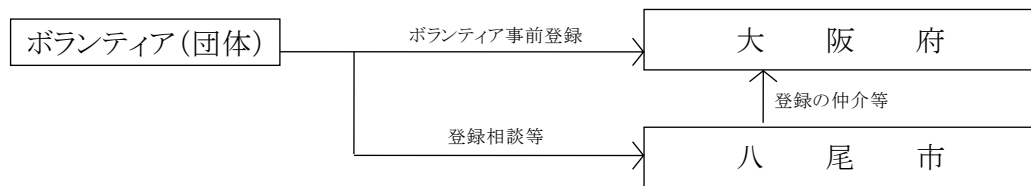
2 受入れ体制の整備

(1) 八尾市災害ボランティアセンターの整備

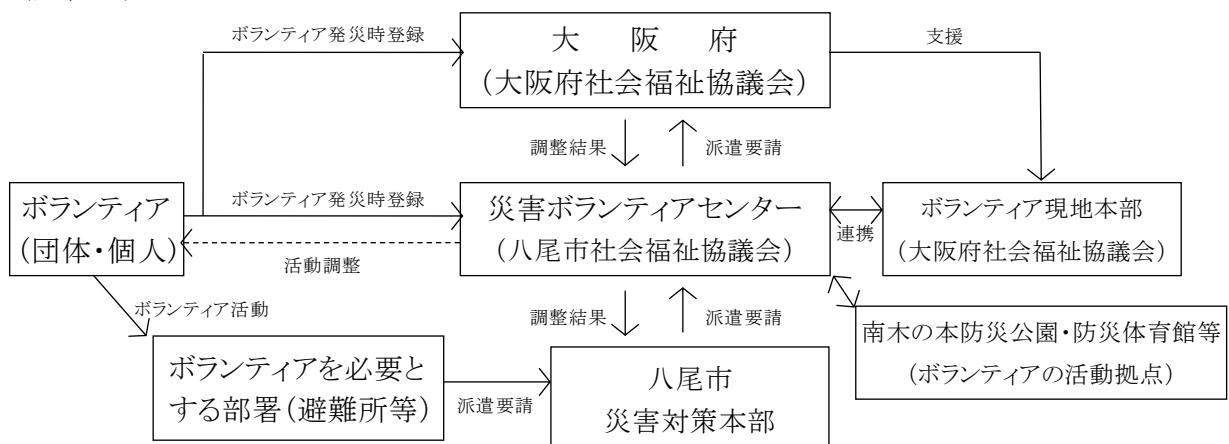
八尾市社会福祉協議会は、大阪府社会福祉協議会と連携し、災害時に、ボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うための窓口(災害ボランティアセンター)を設置し運営する。

【一般ボランティアの受入れ体系】

(平常時)



(災害時)



(2)関係機関での連携体制の整備

市は、災害時に迅速にボランティアの受入れ、活動の調整が機能するよう、平常時から八尾市社会福祉協議会や市内のボランティア組織と連携を図るとともに、事前に役割分担やコーディネートに関する調整をしておく。

(3)ボランティアの受入れマニュアルの作成

市及び八尾市社会福祉協議会は、ボランティアの受入れに関するマニュアルを作成する。

3 人材の育成

(1)ボランティア人材の育成

府は、大阪府社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部と相互に連携して、ボランティア活動のリーダーやボランティア活動の諸調整を行うボランティアコーディネーターの養成を図る。市及び八尾市社会福祉協議会は、その研修会等の実施に協力する。

(2)ボランティア意識の高揚

市は、防災とボランティア週間(1月15日から21日)の諸事業を通じ、ボランティア意識の高揚等を図る。

4 ボランティア活動の支援体制の整備

市は、災害時に迅速にボランティア活動が機能するよう、活動拠点、必要な資機材の提供等、ボランティアが活動しやすい環境づくり等の条件を整備する。

5 ボランティアの事前登録

(1)一般ボランティア

市は、八尾市社会福祉協議会と連携のもと、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、府が行う事前登録に協力する。

- 災害情報、生活情報等の収集、伝達
- 避難所等における炊き出し、清掃等被災者支援活動
- 避難所等における救援物資の積卸し、仕分け、配付
- 高齢者・障がい者等の災害時要配慮者への援助
- 軽易な応急・復旧作業
- その他被災者に対する支援活動

(2)専門ボランティア

専門ボランティアは、下記のような公的資格や特殊技術を持つ者であり、行政が十分に対応できない分野への協力者として期待される。市は、これらの専門ボランティアについて、事前登録制度を整備する。

- アマチュア無線技士
- 通訳(外国語・手話・点字)
- 特殊車両等の操縦、運転の資格者等
- 医療関係(医師、歯科医師、薬剤師、看護師等)

第7節 帰宅困難者支援体制の整備

市は、府と連携し、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するための支援等について検討する。

府は、市町村や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、関西広域連合と連携して事業者に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等を促す。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備について働きかける。

市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、関西広域連合は、構成団体等と連携して、帰宅困難者を受け入れるため、宿泊施設、大規模店舗及び大学等に協力を求め、一時滞在施設の確保を図るとともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、コンビニエンスストア等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供など徒歩帰宅支援を行う。

府は、府有施設や府立施設について、市の希望に応じて当該施設を一時滞在施設として提供できるよう協力するとともに、広域的な立場から事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求めるなど、市と連携して市の一時滞在施設確保の支援に努める。

また、国、府、市、関西広域連合等は連携して、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。

なお、具体的な対策については、府の帰宅困難者支援に関する協議会の「事業所における「一斉帰宅の抑制」対策ガイドライン」、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、府、市、事業者、関係機関が連携しながら実効性のある帰宅困難者支援の取組みを行う。

1 実施担当機関

危機管理課、魅力創造部、都市整備部、帰宅困難者支援の協力事業者、府、防災関係機関、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

2 帰宅困難者対策の普及・啓発

災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、市は府や関西広域連合と連携して、事業者等に対して次のような施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけについて普及啓発を行う。

- むやみに移動を開始することは避ける
- 発災時間帯別に事業者等が従業員等にとるべき行動
- 事業所内等に滞在するために必要な物資の確保
- 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知
- 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認(家族間であらかじめ決定)
- 訓練の実施

3 駅周辺における滞留者対策の体制確保

市は、駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、近鉄八尾駅、JR久宝寺駅等の周辺において、公共施設の活用をはじめ、大学や民間事業者との協定を締結するなど、帰宅困難者の受入れ体制の整備を進める。また、飲料水やトイレ等の提供体制の整備、避難行動要支援者や観光客等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。併せて、帰宅困難者について、地域救援活動の応援要員としての役割についても検討を行う。

4 道路や鉄道の情報共有のしくみの確立と啓発

市は、府や関西広域連合と連携して主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況を関係者で情報共有するしくみを確立するとともに、市民に対しこれらの情報入手方法について普及啓発を図る。

また、情報の提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。

5 代替輸送確保の仕組みの構築（バス等）

市は、鉄道の代替としてバスによる輸送が円滑に実施できるよう、近畿運輸局、道路管理者、交通管理者、各事業者等の防災関係機関と情報伝達や運行調整等を行う仕組みの構築を図る。

6 徒歩帰宅者への支援体制の確保

（1）徒歩帰宅者支援に対する民間事業者との連携体制の構築

市は、民間事業者等と連携し、徒歩帰宅を支援する環境整備等、ソフト・ハードにわたる取組を進める。

（2）給油取扱所における帰宅困難者への支援

大規模な災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、帰宅困難者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

- 一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供
- 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な経路に関する情報の提供

（3）コンビニエンスストア・外食事業者による帰宅困難者への支援

関西圏域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者等は、災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

- 一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供
- 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な経路に関する情報の提供

第8節 事業者防災の促進

事業者は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。また、市及び府は、事業者の防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。また、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を実施する等、*事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、府及び市町村との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

さらに、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

加えて、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

※事業継続マネジメント(BCM)

BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。（引用：内閣府作成 事業継続ガイドラインより）

また、浸水想定区域内における高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者利用施設及び大規模工場の所有者・管理者は、洪水が発生した際の浸水防止計画や避難確保計画の策定、訓練の実施等自衛水防に関する取組を推進し、それらの結果を市長に定期的に報告する。なお、市は当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて円滑かつ迅速な避難の確保を図るために助言等を行う。

1 実施担当機関

危機管理課、政策企画部、府、防災関係機関、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

2 事業者の基本的責務

(1) 災害等の知識の習得

- 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施
- 地域の地形、危険場所等の確認

(2) 災害への備え

- 事業継続計画(BCP)の策定や非常時マニュアル等の整備
- 事業所等の耐震化・適正管理、設備等の転倒・落下防止
- 避難場所、避難経路の確認
- 従業員及び利用者等の安全確保
- 従業員の安否確認方法の確認
- 最低3日分でできれば7日以上生活必需品等の備蓄

(3) 出勤及び帰宅困難者への対応

- 発災時のむやみな移動開始の抑制
- 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力
- 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄
- 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認

(4) 地域防災活動への協力等

- 地域の防災活動等への積極的な協力・参画
- 初期消火、救出救護活動への協力
- 国、府、市町村が実施する防災・減災対策への協力

3 ボランティアやNPO等多様な機関との連携

住民及び事業者は、ボランティアやNPO等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。なお、ボランティア活動はその自主性に基づくことから、府、市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

4 事業者防災の促進

市及び府は、事業者によるBCPの策定支援、自衛水防の活動支援や従業員の防災意識の高揚を図る取組を支援するとともに、事業者の防災力向上を促進する。なお、市は、商工会・商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

また市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

5 事業者

(1) 事業継続計画(BCP)の策定・運用

被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定し、運用するよう努める。

(2) 事業継続マネジメント(BCM)の実施

東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、次に示すような事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント(BCM)の取組みを通じて企業防災の推進に努める。

- ア 防災体制の整備
- イ 従業員の安否確認体制の整備
- ウ 必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備
- エ 防災訓練
- オ 事業所の耐震化・耐浪化
- カ 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保
- キ 予想被害からの復旧計画の策定
- ク 各計画の点検・見直し
- ケ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- コ 取引先とのサプライチェーンの確保

(3) その他

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

府や市は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめこれらの施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

なお、近畿経済産業局は、これらの施設で使用する自家発電設備用の燃料が確保されるよう、ガソリンスタンド等の業務継続のための非常用電源の確保を促進する。

第4章 防災に関する調査研究等の推進

市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を実施するため、防災に関する調査研究等を推進する。

1 実施担当機関

危機管理課、政策企画部、防災関係機関、災害対策本部の事務分掌に基づくその他関係部局

2 防災関係機関との地域防災計画に係わる情報交換

国、都道府県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関における地域防災計画にかかわる情報を把握するとともに、連絡を密にし、地域防災計画や地域防災計画に係る調査研究の情報を交換する。

3 防災に関する学術的刊行物、一般刊行物の収集・整理

随時、防災に関する学術刊行物の収集整理に努める。また、防災に関する一般刊行物についても、随時、収集整理に努める。

4 市の防災上問題となる事項の調査研究

東日本大震災、阪神・淡路大震災等の過去の災害の教訓を踏まえて、市の防災上問題となる事項についての研究を進め、市の防災対策に生かす。なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSなど、ICTの防災施策への積極的な活用を努める。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化やシステムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制の整備を図る。さらに、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム(内閣府)」等の取組を通じて、民間企業等が持つ先進技術とのマッチング等を行うことにより、災害対応における先進技術の導入を促進する。

- 台風
- 洪水
- 地震
- 液状化
- 地すべり、斜面崩壊、土石流
- 最新の情報通信等を生かした災害時の情報システムに関すること
- 地域防災計画の周知徹底に関すること
- 防災拠点の整備に関すること
- 都市防災構造化対策に関すること
- 総合的な避難システムに関すること
- 空地(オープンスペース)の利用に関すること
- 災害時要配慮者対策に関すること
- 緊急輸送システム(避難所まで着実に緊急物資を届けるラスト・ワン・マイル輸送、燃料確保含む)に関すること

第3編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第3編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づき、避難場所、避難路、消防用施設その他南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設の整備に関する事項や、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項、その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項を定め、市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 防災機関が災害応急対策として行う事務及び業務の大綱

市の地域に係る地震防災に関して、市域内の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体その他防災上重要な施設の管理者（以下、防災機関）の処理すべき事務及び業務の大綱は、「第1部 第1編 第3章 防災関係機関等の事務及び業務の大綱」の定めるところによる。

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

市は、市域内における必要な物資、資機材（以下、物資等）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。また、被災現場から当該物資等の供給の要請があった場合は、市が保有する物資等の供給、調達等の必要な措置を講じる。

市は、府に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請を行う。

2 人員の配備

市は、府に対し、人員の配備状況を速やかに報告する。また、必要に応じて、府職員等の派遣及び他自治体職員応援派遣あっ旋等の措置をとるよう要請する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成する。

機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2節 他機関に対する応援要請

1 応援協定の運用

市は、必要がある時は、「第2部 第5編 第2章 応援の要請・受入れ」の定めるところにより、他の市町村等と締結している応援協定に従い応援を要請する。

2 自衛隊の災害派遣要請

市は、必要がある時は、「第2部 第5編 第2章 応援の要請・受入れ」の定めるところにより、府に対し、陸上自衛隊第3師団長又は第36普通科連隊長等に対する自衛隊災害派遣要請を要求する。

3 近畿地方整備局との災害時等の応援に関する申し合わせの運用

市は、災害が発生又は、災害が発生するおそれのある場合において、被害の二次防止に資するために、応援を要請する。

第3節 帰宅困難者への対応

帰宅困難者への支援体制については、「第1部 第2編 第3章 第7節 帰宅困難者支援体制の整備」の定めるところにより行う。

第3章 南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の対応

第1節 対応方針

中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告(平成30年12月)を踏まえ、政府として、南海トラフ沿いで異常な現象の観測結果や分析結果について発表する情報の名称を以下のとおり決定した。

気象庁は「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとし、当該情報が発表された場合の政府の対応が示された。

この政府の対応を受けて、府及び市の組織体制や情報伝達体制等の対応については、以下によるものとする。

第2節 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表

気象庁は南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。（気象庁が発表する当該情報は以下のとおり。）

1 「南海トラフ地震に関連する情報」について

気象庁は、以下の場合、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。このため、南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価するにあたって、有識者から助言を得るために、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）

※：南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合やひずみ計等で有意な変化（短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべり）を観測した場合などを想定。なお、気象庁は本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。

2 南海トラフ地震臨時情報について

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表する。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿い

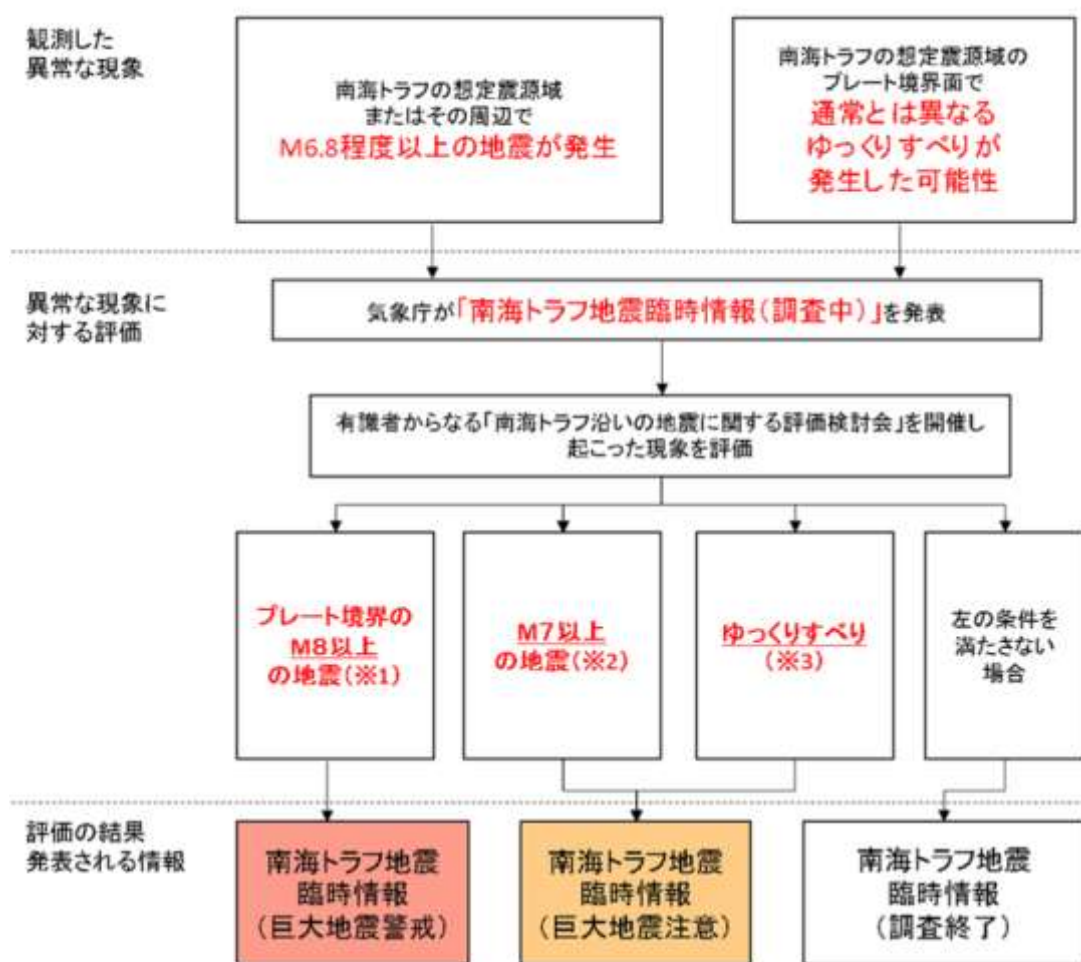
第2節 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表

の想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表する。

(4) 南海トラフ地震臨時情報(調査終了)

上記(2)、(3)のいずれの発表条件にも当てはまらなと評価された場合に発表する。

【異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ】



図は、異常な現象を観測した後における情報発表の代表的な流れを示したものであり、現象の推移等によっては、実際に発表する情報は、この図と異なる場合がある。

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

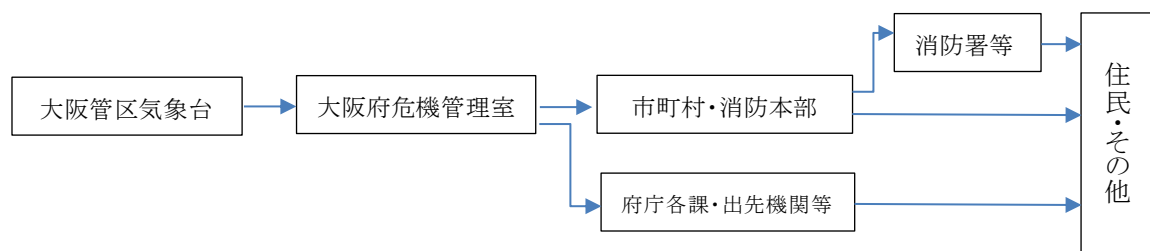
(資料)内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン 【第1版】(令和元年5月一部改訂)」

第3節 「南海トラフ地震に関連する情報」発表時の措置

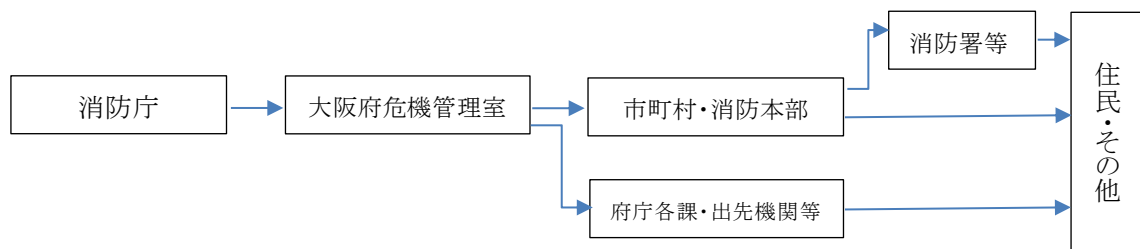
防災関係機関は、「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された際の情報収集・連絡体制の整備や、住民への広報、所管する防災上重要な施設等がある場合には必要に応じ、これらの点検、大規模地震発生後の災害応急対応の確認など、地震と地震発生に伴う津波への備えを徹底するものとする。

1 伝達情報及び系統

(1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意)



(2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時の伝達系統



2 伝達情報事項

(1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意)の内容

(2) 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

3 警戒態勢の準備

府、市をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震(以下「後発地震」という。)に備え、以下の基本的な考え方にに基づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。

(1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間(当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。)、以下の警戒措置等を行う。

ア 必要に応じて地域住民等は避難を自主的に実施。施設等の従業員・利用者等の安全確保

イ 日頃からの地震の備えの再確認(家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等)

ウ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

(2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く)の発生から1週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、以下の措置等を行う。

ア 日頃からの地震の備えの再確認(家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等)

イ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

4 異常な現象の観測から防災対応までの流れ

「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合、情報の種類に応じて、以下のような防災対応をとる。

時間軸	半割れケース (プレート境界のM8以上の地震)	一部割れケース (M7以上の地震)	ゆっくりすべりケース
発生直後 注1)	・ 個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		・ 個々の状況に応じて防災対応を準備・開始
1週間	巨大地震警戒対応 ・ 日頃からの地震への備えを再確認する(例:家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認)等 ・ 必要に応じて避難を自主的に実施	巨大地震注意対応 ・ 日頃からの地震への備えを再確認する(例:家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認)等 ・ 必要に応じて避難を自主的に実施	巨大地震注意対応 ・ 日頃からの地震への備えを再確認する(例:家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認)等
2週間 注2) (ゆっくりすべりケースの場合はすべりが収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と同程度の期間が経過するまで)	巨大地震注意対応 ・ 日頃からの地震への備えを再確認する(例:家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認)等 ・ 必要に応じて避難を自主的に実施	・ 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
それ以降	・ 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		

注1)「ゆっくりすべりケース」の場合は、検討が必要と認められた場合

注2)後発地震警戒対応期間(1週間)＋後発地震注意対応期間(1週間)

5 警戒態勢の確立

防災関係機関は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒、巨大地震注意)」の発表があった場合、可能性が低くなった旨の「南海トラフ地震臨時情報(調査終了)」が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

府は、「大阪府防災・危機管理指令部」を設置する。市は、連絡体制を確保するため府に準じた組織体制をとる。

府は、大阪府防災・危機管理指令部による会議を開催し、政府による関係省庁災害警戒会議の情報を受けて、今後の対応を検討するとともに、大規模地震発生後の災害応急対応の確認、防災上重要な施設及び必要な資器材等の準備、点検を行い、地震と地震発生に伴う津波への備えを徹底する。

府及び市は、地震への備えについて、住民等に対して再確認を目的とした呼びかけや混乱防止のための広報を行う。

第4章 時間差発生による災害拡大防止

【実施担当部】

主 管	危機管理課、総務部	災害拡大防止のために行う対策のとりまとめ
関係部	建築部	被災建築物応急危険度判定の迅速化等
		被災宅地応急危険度判定の迅速化等
	各部	所管業務に応じた災害拡大防止のための対策の実施

第1節 南海トラフ地震が時間差発生した場合への対応

1 対応方針

市は、地震が連続して発生した場合に生じる危険について周知する等、住民意識の啓発に努める。

市は、連続発生を考慮した災害警戒本部設置又は災害対策本部への移行、応急対策要員の配置等の対応策を明確にした応急対策マニュアルを作成する。

2 応急危険度判定の迅速化等

市は、府等の協力を得て、最初の地震で脆弱になった建築物や土砂災害危険箇所等が次の地震で倒壊する等により発生する人的被害を防止するため、建築物や土砂災害危険箇所等の応急危険度判定や危険区域調査を早急に実施するとともに、危険な建築物の立ち入り禁止や警戒区域の設定等を行う。

第5章 防災対応の考え方

第1節 防災

地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」するよう、住民・企業に対する啓発・指導を行う。

また、日常生活等への影響を減らし、より安全性を高めるために、平時から突発地震に備えた事前対策を進めるものとする。

第2節 災害応急対策をとるべき期間等

「巨大地震警戒対応」、「巨大地震注意対応」において、最初の地震発生後「1週間」を最も警戒する期間とする。なお、「巨大地震警戒対応」の場合、最も警戒すべき1週間の経過後は「巨大地震注意対応」に切り替えられるが、この場合の「巨大地震注意対応」の期間については、対応切り替え後1週間を基本とする。

第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

【実施担当部】

主 管	危機管理課、総務部	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画に関する総合調整
関係部	建築部	市施設の耐震化の推進、民間建築物耐震化の促進
	都市整備部	避難場所、避難路、緊急交通路等、道路の整備
	消防本部	消防用施設及び消防用資機材の整備
	各施設所管部	各施設における地震防災上緊急に整備すべき整備計画の推進

第1節 施設等の整備方針

市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し実施する。

市は、施設整備の年次計画の策定にあたっては、南海トラフ地震その他の地震に対する防災効果を考慮する。

施設等の整備にあたっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行う。

具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

第2節 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

市は、府の「住宅・建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」を踏まえて作成した「八尾市耐震改修促進計画(改定版)」に基づき、耐震性が不十分な建築物について、耐震診断及び耐震改修等を促進する。

1 市施設の耐震化等

市は、市庁舎、消防署、学校等災害時の拠点となる施設及び多数の者が利用する施設等の市有の施設について、改修、改築工事等を計画的かつ効果的に行う。

2 公共施設の耐震改修の実施

市及び府等関係機関は、昭和56年建築基準法施行令改正前の既存公共建築物の耐震改修を「八尾市耐震改修促進計画(改定版)」に沿って推進する。

3 民間建築物の耐震化の促進

市は、地震の発生に際して、人命に関わる被害を事前に防ぎ、社会的な損失をできるだけ軽減する観点から、民間の特定建築物(「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)」に規定される、多数の人が利用する建築物で一定規模以上のもの)の耐震化の促進と、南海トラフ地震対策大綱第3章に規定される「計画的かつ早急な予防対策の推進」に基づく、住宅の耐震化の促進を図る為、建築基準法の新耐震設計施行(昭和56年)以前の建築物に対して耐震診断補助等の施策を積極的に実施し、民間既存建築物の耐震化の必要性を広く啓発する。

第3節 施設等の整備計画

1 避難場所の整備

指定緊急避難場所(一時避難場所)、広域避難場所の整備は、「第1部 第2編 第1章 第1節 第2 防災空間の整備」及び「第1部 第2編 第2章 第5節 第2 避難場所、避難路、避難所の選定・整備」の定めるところにより行う。

2 避難経路の整備

避難経路の整備は、「第1部 第2編 第1章 第1節 第2 防災空間の整備」及び「第1部 第2編 第2章 第5節 第2 避難場所、避難路、避難所の選定・整備」の定めるところにより行う。

3 土砂災害防止施設

土砂災害防止施設の整備は、「第1部 第2編 第1章 第2節 第2 土砂災害対策の推進」の定めるところにより行う。

4 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

消防用施設及び消防用資機材の整備は、「第1部 第2編 第2章 第3節 消防及び医療体制の整備」の定めるところにより行う。

5 消防活動用道路の整備

消防活動用道路の整備は、「第1部 第2編 第1章 第1節 第2 防災空間の整備」の定めるところにより行う。

6 緊急交通路の整備

緊急交通路の整備は、「第1部 第2編 第1章 第1節 都市の防災構造の強化」及び「第1部 第2編 第2章 第6節 緊急物資確保体制の整備」の定めるところにより行う。

7 医療機関における整備

医療機関における整備は、「第1部 第2編 第2章 第3節 消防及び医療体制の整備」の定めるところにより行う。

8 社会福祉施設における整備

社会福祉施設における整備は、「第1部 第2編 第1章 第1節 都市の防災構造の強化」の定めるところにより行う。

9 公立小・中学校等における整備

公立小・中学校等における整備は、「第1部 第2編 第1章 第1節 第3 公共施設等の安全化」の定めるところにより行う。

10 通信施設の整備

通信施設の整備は、「第1部 第2編 第2章 第2節 情報収集伝達体制の整備」の定めるところにより行う。

第7章 防災訓練計画

第1節 南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施

【実施担当部】

主 管	危機管理課、総務部	南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施
関係部	学校教育部	学校における南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施
	各部	所管施設における南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び住民、自主防災組織との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。

市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、府に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。

市は、府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

- 初動体制の確立等災害対策本部運営訓練
- 災害時要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- 南海トラフ地震に関連する情報、地震情報、津波警報等の情報収集、伝達訓練
- 災害発生の状況、避難情報の伝達及び各避難場所等に関する情報の伝達訓練等

上記の防災訓練は、年1回以上実施するよう努める。

第2節 学校における津波防災訓練等の実施

自然学校、校外学習等で海浜部を利用する場合は、津波防災学習や訓練を実施するよう努める。

避難訓練を実施する際には、児童・生徒が支援を必要とする児童・生徒と一緒に避難することができるよう配慮をする。

第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

【実施担当部】

主 管	危機管理課、総務部	地域防災力向上のための防災施策の実施
関係部	消防本部	地域防災力向上のための指導・助言
	各部	所管業務を通じた地域防災力向上のための協力

第1節 地域防災力の向上

第1 家庭での防災対策の周知徹底

市は、市の有する様々な広報手段、知識普及機会を活用し、「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、家庭において、自ら災害に備えるための手段を講じるよう、以下について、その周知徹底に努める。また、緊急地震速報について、この情報の特徴を理解して的確な行動をとれるよう、普及啓発を進める。

1 事前の備え

(1) 住まいの安全のチェック

旧耐震基準である昭和56年以前の住宅については専門家による耐震診断を受け、必要に応じて耐震補強を行う。

家具の転倒防止対策を実施する。

(2) 家庭での防災会議の開催

定期的に家族で話し合いの場を持ち、非常持ち出し品の搬出や火の始末等の役割分担を決め、避難所や避難経路を確認しておく。また、家族が別々の場所で被災した場合の連絡方法（災害用伝言ダイヤルの利用等）や最終的な集合場所も決めておく。

(3) 防災知識・技術の修得

防災訓練や救急救命訓練等の各種訓練に参加する等、防災関連知識・技術を習得する。

(4) 備蓄品・非常持ち出し品の準備

食料や水を備蓄する場合は、家族構成を考えて最低3日分でできれば7日以上を目標に備蓄する。また、避難所等での生活を想定し、必要最低限の食料、飲料水、医薬品等を準備し、リュック等に入れて持ち出しやすい場所に置いておく。

2 災害時の行動に関する心がまえ

(1)地震発生時の心得

- 地震発生直後は、布団等で頭を保護し、机の下等で身を守る
- あわてて外に飛び出さない
- 揺れが収まった後、火もとの始末を確認する
- ラジオ・テレビ等で正しい情報を集める
- 避難する場合は、家に避難先、安否情報のメモを残す
- ブロック塀には近づかない
- 靴を履いて外に出る
- 自動車では避難しない

(2)津波への一般的な心得

- 強い地震(震度4程度以上)を感じた時又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、直ちに海浜、河川敷から離れ、急いで安全な場所に避難する
- 地震を感じなくても、大津波警報や津波警報が発表された時は、直ちに海浜、河川敷から離れ、急いで安全な場所に避難する
- 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する
- 津波注意報でも、海水浴や磯釣り、川遊び、川釣りは危険なので行わない
- 津波は繰り返し襲ってくるので、警報や注意報等が解除されるまでは気をゆるめない
- 津波見物は絶対にしない
- 海岸や河川敷からできるだけ遠くの高い所に避難する
- 避難指示を守り、避難所に避難する(避難所には多くの情報が集まる)
- 逃げ遅れたら、近くの鉄筋コンクリートの建物の3階以上に避難する
- 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、地震直後に発表される津波警報や津波到達予想時刻等の精度には、一定の限界があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災もありうること等、津波に関する想定・予測の不確実性があることを理解する

3 緊急地震速報の利用の心得

緊急地震速報は、地震が発生してから強い揺れが襲来するまでのごく短い時間を活用して、地震による被害を軽減しようとする情報であるため、建物の中から屋外へ避難するようなことは極めて困難である。すなわち、緊急地震速報を見聞きした場合の行動は、『周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する』ことが基本となる。

第2 自主防災組織の育成

住民は、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努める。その具体的な内容については、「第1部 第2編 第3章 第3節 自主防災組織の育成」の定めるところによる。

第3 事業者の防災活動の促進

事業者においても、災害時に果たす役割（従業員・顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、各企業において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施する等の防災活動の推進に努める。その具体的内容は、「第1部 第2編 第3章 第8節 事業者防災の促進」の定めるところによる。

第4 市の措置

市は、府と連携し、自主防災組織の育成、事業者等の地域防災活動への参画促進等地域防災力を向上させるために必要な措置をとる。その具体的な内容については、「第1部 第2編 第3章 第3節 自主防災組織の育成」の定めるところによる。

第2節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1 市職員に対する教育

市は、職員に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。防災教育の内容は次のとおり。

- 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 津波の大和川遡上の危険性、大阪市を含む沿岸市町村内地下街等地下空間における浸水の危険性
- 地震及び津波に関する一般的な知識
- 南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動に関する知識

第2 地域住民等に対する啓発及び広報

市は、地域住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講じるよう努める。

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、地震防災上必要な啓発及び広報を推進する。

市の実施する防災啓発は、地域の実態に応じて地域単位、事業者単位等で行うこととし、その内容は次のとおりとする。

- 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 津波の大和川遡上の危険性、大阪市を含む沿岸市町村内地下街等地下空間における浸水の危険性
- 地震及び津波に関する一般的な知識
- 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- 正確な情報入手の方法
- 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- 各地域における要避難対象地域(土砂災害危険箇所等)に関する知識
- 各地域における避難所、避難場所及び避難経路に関する知識
- 地域住民等自らが実施しうる、1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- 警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害発生時にとるべき行動、避難

場所や避難所での行動

市は、啓発方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施等地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な啓発を行う。

市は、府及びその他関係機関と連携し、現地の地理に不案内な旅行者等に対しては、パンフレットやチラシを配布する等して、要避難対象地区や避難場所、避難所等についての広報を行うよう努める。

第3 児童・生徒等に対する教育

小学校、中学校、義務教育学校において、次のことに配慮した実践的な教育を行う。

- 過去の地震及び津波災害の実態
- 津波の発生条件、高潮、高波との違い
- 気象予警報や避難情報等の意味
- 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
- 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動に関する知識

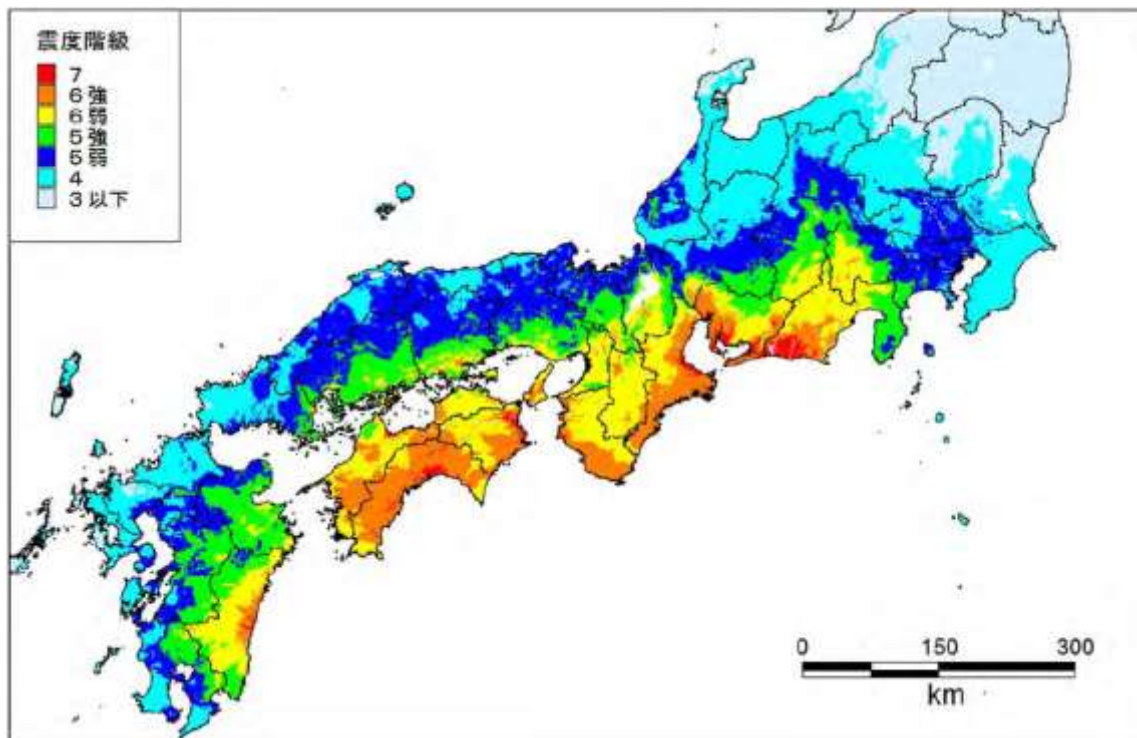
第4 防災上重要な施設の管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、市、府が実施する研修に参加するよう努める。市、府は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に努める。

第5 相談窓口の周知

市は、地震対策実施上の相談窓口の周知を図る。

【参考資料】 中央防災会議「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」による地震動予測



陸側ケースの震度分布

昭和40年7月	策 定
昭和41年8月	第1回修正
昭和44年8月	第2回修正
昭和58年5月	第3回修正
昭和61年3月	第4回修正
昭和61年7月	第5回修正
平成10年3月	第6回修正
平成16年6月	第7回修正
平成21年3月	第8回修正
平成25年3月	第9回修正
平成26年3月	第10回修正
平成27年3月	第11回修正
平成29年3月	第12回修正
平成31年3月	第13回修正
令和3年3月	第14回修正
令和4年3月	第15回修正

八 尾 市 地 域 防 災 計 画 第 1 部

総則 災害予防対策 南海トラフ地震防災対策推進計画

令和7年4月

編 集 八 尾 市 防 災 会 議

発 行 八 尾 市 危 機 管 理 課

八尾市本町一丁目1番1号

(072) 924-3953(直通)

刊 行 物 番 号